

# **座間市地域防災計画**

**令和 7 年 3 月**

**座間市防災会議**

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1編 総則 .....                         | 1  |
| 第1節 本計画の目的及び構成 【共通】 .....            | 1  |
| 第2節 本計画の推進主体とその役割 【共通】 .....         | 5  |
| 第2編 災害対策計画編 .....                    | 14 |
| 第1章 災害予防対策計画 .....                   | 14 |
| 第1節 計画的な土地利用と市街地整備 【共通】 .....        | 14 |
| 第2節 道路、橋りょう等の安全対策 【地震】 .....         | 17 |
| 第3節 がけ崩れ等対策の推進 【共通】 .....            | 18 |
| 第4節 ライフラインの安全対策 【共通】 .....           | 20 |
| 第5節 危険物施設等の安全対策 【地震】 .....           | 23 |
| 第6節 建築物等の安全対策 【地震】 .....             | 25 |
| 第7節 災害時情報の収集・提供体制の整備 【共通】 .....      | 28 |
| 第8節 災害対策本部等組織体制の整備 【共通】 .....        | 30 |
| 第9節 救助・救急、消火活動体制の整備 【共通】 .....       | 32 |
| 第10節 避難対策 【共通】 .....                 | 33 |
| 第11節 帰宅困難者対策 【共通】 .....              | 39 |
| 第12節 要配慮者対策 【共通】 .....               | 41 |
| 第13節 防災資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の確保対策 ..... | 46 |
| 第14節 医療・救護対策 【共通】 .....              | 47 |
| 第15節 災害廃棄物等の処理対策 【共通】 .....          | 49 |
| 第16節 文教対策 【共通】 .....                 | 50 |
| 第17節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 【共通】 .....  | 53 |
| 第18節 広域応援体制等の拡充 【共通】 .....           | 56 |
| 第19節 自主防災組織の充実強化 【共通】 .....          | 58 |
| 第20節 ボランティア活動の充実 【共通】 .....          | 60 |
| 第21節 防災知識の普及 【共通】 .....              | 62 |
| 第22節 防災訓練の実施 【共通】 .....              | 65 |
| 第23節 水害予防計画 【風水害】 .....              | 67 |
| 第24節 災害救助実施体制の充実 【共通】 .....          | 70 |
| 第2章 災害応急対策計画 .....                   | 72 |
| 第1節 災害時の行動 【共通】 .....                | 72 |
| 第2節 警戒期の対策 【風水害】 .....               | 74 |

|      |                 |       |     |
|------|-----------------|-------|-----|
| 第3節  | 応急活動体制の構築       | 【共通】  | 82  |
| 第4節  | 災害時情報の収集・伝達     | 【共通】  | 101 |
| 第5節  | 水防体制            | 【風水害】 | 108 |
| 第6節  | 避難対策            | 【共通】  | 112 |
| 第7節  | 消防活動体制          | 【共通】  | 122 |
| 第8節  | 医療救護対策          | 【共通】  | 125 |
| 第9節  | 受援対策            | 【共通】  | 129 |
| 第10節 | 災害広報・広聴         | 【共通】  | 137 |
| 第11節 | 緊急輸送対策          | 【共通】  | 139 |
| 第12節 | 二次災害防止対策        | 【共通】  | 147 |
| 第13節 | 避難所の開設・運営支援     | 【共通】  | 149 |
| 第14節 | 指定避難所以外の避難者対策   | 【共通】  | 154 |
| 第15節 | 要配慮者支援対策        | 【共通】  | 155 |
| 第16節 | 帰宅困難者支援対策       | 【共通】  | 159 |
| 第17節 | 応急給水活動          | 【共通】  | 162 |
| 第18節 | 救援物資の調達・供給      | 【共通】  | 164 |
| 第19節 | 保健衛生・防疫対策       | 【共通】  | 167 |
| 第20節 | 文教対策            | 【共通】  | 170 |
| 第21節 | 未就学児対策          | 【共通】  | 175 |
| 第22節 | ごみ・し尿等処理対策      | 【共通】  | 177 |
| 第23節 | 災害廃棄物処理対策       | 【共通】  | 180 |
| 第24節 | 警備対策            | 【共通】  | 182 |
| 第25節 | 行方不明者の捜索、遺体対策   | 【共通】  | 184 |
| 第26節 | 応急住宅対策          | 【共通】  | 187 |
| 第27節 | ライフラインの応急復旧対策   | 【共通】  | 190 |
| 第28節 | 災害救助法の適用        | 【共通】  | 193 |
| 第29節 | 南海トラフ地震防災対策推進計画 | 【地震】  | 195 |
| 第3章  | 災害復旧・復興対策計画     |       | 203 |
| 第1節  | 復興体制の整備         | 【共通】  | 203 |
| 第2節  | 復旧・復興に関する調査     | 【共通】  | 205 |
| 第3節  | 復興計画の策定         | 【共通】  | 207 |
| 第4節  | 復興財源の確保         | 【共通】  | 210 |
| 第5節  | 市街地復興           | 【共通】  | 211 |
| 第6節  | 都市基盤施設等の復興対策    | 【共通】  | 213 |
| 第7節  | 生活再建支援          | 【共通】  | 215 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第 8 節 地域経済復興支援 【共通】 ..... | 223 |
| 第 3 編 特殊災害対策計画編 .....     | 228 |
| 第 1 節 航空災害対策計画 .....      | 228 |
| 第 2 節 鉄道災害対策計画 .....      | 232 |
| 第 3 節 道路災害対策計画 .....      | 236 |
| 第 4 節 放射性物質災害対策計画 .....   | 240 |
| 第 5 節 危険物等災害対策計画 .....    | 246 |
| 第 6 節 大規模な火事災害対策計画 .....  | 251 |
| 第 7 節 雪害対策計画 .....        | 256 |
| 第 8 節 火山災害対策計画 .....      | 260 |

## 第1編 総則

### 第1節 本計画の目的及び構成 【共通】

#### 1 座間市地域防災計画の目的

この座間市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、座間市防災会議が作成する計画であって、座間市（以下「市」という。）、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 2 本計画の位置付け

本計画は、災害に対し迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、神奈川県及び防災関係機関等と協議・調整の上、修正する。この場合において、本計画は、中央防災会議が作成する「防災基本計画」、指定行政機関等が作成する「防災業務計画」及び神奈川県防災会議が作成する「神奈川県地域防災計画」並びに「座間市総合計画」と整合を図って構成し、抵触があってはならない。また、災害対策基本法第2条の2及び神奈川県地震災害対策推進条例に規定されるそれぞれの基本理念を踏まえるものとする。

なお、本計画のうち、地震に関する計画は地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

また、市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、本計画に南海トラフ地震防災対策推進計画を含めている。

#### 3 本計画の想定

##### (1) 地震災害の想定

県では、平成25年度から平成26年度に地震被害想定調査を実施している。

本計画では、県が想定した地震のうち、市に最も影響が大きいと予測される以下の地震を想定する。

ア 都心南部直下地震（Mw7.3）

##### (2) 風水害の想定

ア 洪水氾濫

県では、水防法に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成している。市は、県が作成した洪水浸水想定区域図を基に「座間市防災ハザードマップ」を作成し、洪水浸水のおそれがある区域を示している。よって、本計画では、ハザードマップで想定した以下の条件による洪水氾濫を想定する。

(ア) 相模川 : 48 時間総雨量 567mm

(イ) 鳩川 : 上流（千歳橋～鳩川分水路区間）24 時間総雨量 333mm

下流（鳩川分水路～相模川合流点区間）24 時間総雨量 326mm

(ウ) 目久尻川 : 24 時間総雨量 398mm

#### イ 内水氾濫

市では、道路施設、下水道施設の排水能力を上回るような雨が降った時や、河川の水位が高くなり下水道幹線から河川に排水できないときに発生する浸水状況を示す「座間市内水ハザードマップ」を作成している。よって、本計画では、ハザードマップで想定した以下の条件による内水氾濫を想定する。

(ア) 1 時間雨量 100mm

#### ウ 土砂災害

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域等として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定している。市は、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に「座間市防災ハザードマップ」を作成し、土砂災害のおそれがある区域を示している。よって、本計画では、ハザードマップで想定した、令和 3 年 3 月時点の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況を想定する。

#### (3) その他の災害の想定

本計画において取り扱うその他の災害は以下を想定する。

ア 航空災害

イ 鉄道災害

ウ 道路災害

エ 放射性物質災害

オ 危険物等災害

カ 大規模な火事災害

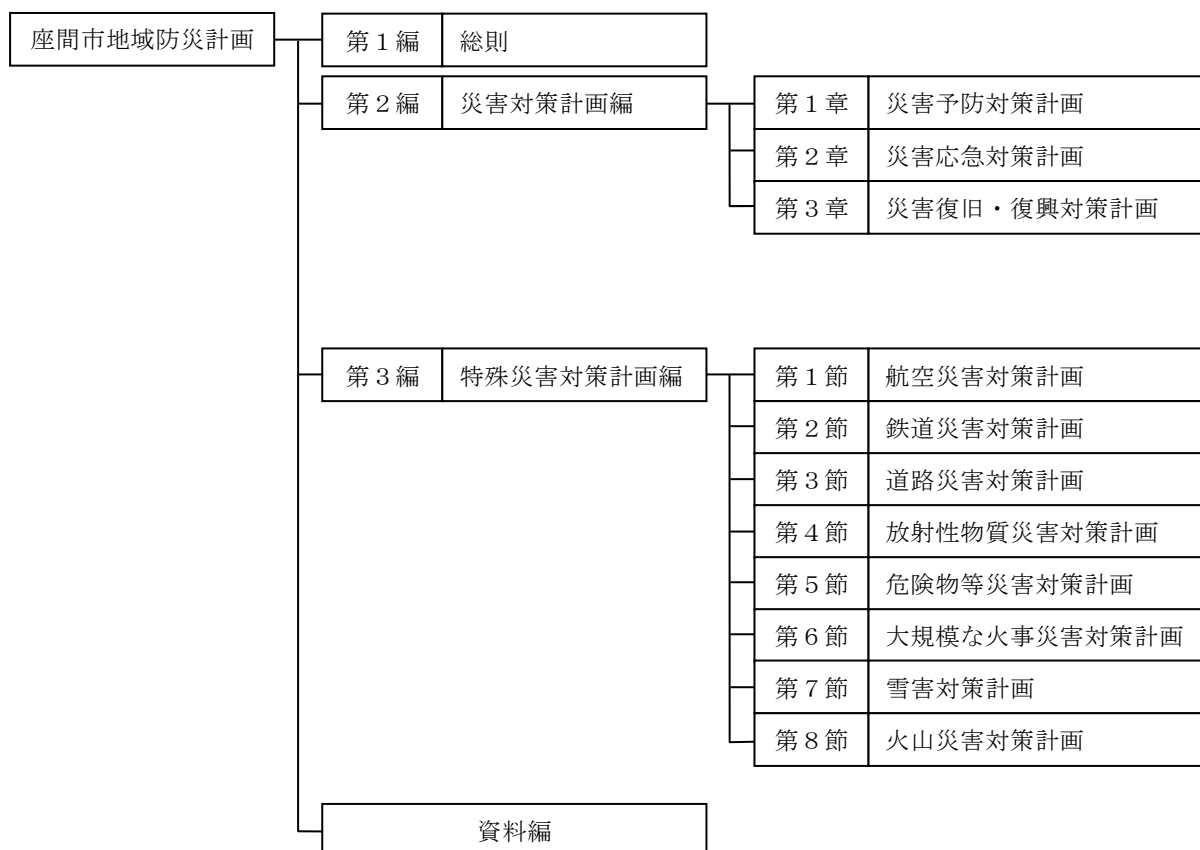
キ 雪害

ク 火山災害

#### 4 本計画の構成

本計画は、第1編の総則に続いて、第2編を災害対策計画編、第3編を特殊災害対策計画編とし、資料編を別冊とし、必要な関係資料を掲げた。

また、各節において、地震に関する計画については【地震】と表記し、風水害に関する計画については【風水害】と表記しており、共通する計画については【共通】と表記している。



#### 5 用語の定義

本計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 防災会議：座間市防災会議をいう。
- (2) 本部：座間市災害対策本部をいう。
- (3) 本部長：座間市災害対策本部長をいう。
- (4) 副本部長：座間市災害対策副本部長をいう。
- (5) 本部員：座間市災害対策本部員（各部局等の長）をいう。
- (6) 本部職員：座間市災害対策本部の職員をいう。
- (7) 水防本部：座間市水防本部をいう。

- (8) 防災関係機関：神奈川県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (9) 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- (10) 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (11) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

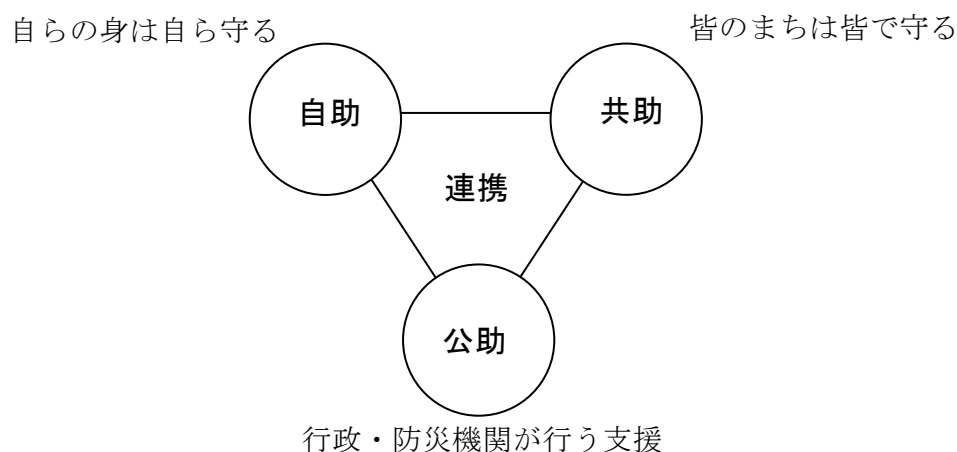
## 6 本計画の運用

本計画の内容は、市職員、市民、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させ、平素から内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

## 第2節 本計画の推進主体とその役割 【共通】

地域の防災・減災力を向上させるためには、市民、市、県その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本である。

災害発生時には、自らの身は、自ら守る「自助」、皆のまちは、皆で守る「共助」と行政による「公助」が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになる。



### 1 市民及び事業所の責務

いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害・経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の「生き残らなければ、何も始まらない」という自覚に根差した「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠である。

#### (1) 市民の責務

##### ア 自助

(ア) 平常時より、住家の耐震診断、家具、家電等の固定、ガラス飛散防止、消火器の設置等、地震災害による被害を最小限に抑えるよう取り組む。

また、自らの生活や家族の生命を守るために、排せつ、飲食、給電等が確保できるよう備蓄を行い、最低3日分、推奨1週間、在宅避難できる生活環境を作り出す。併せて、家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、市民自らが防災対策を行う。

(イ) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう、維持向上に努める。

- (ウ) 地震、洪水、がけ崩れ等、それぞれの災害に対応できるよう、平常時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断出来るよう研鑽を重ねる。

また、災害の危険が高まったときには、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取る。

#### イ 共助

- (ア) 「向こう三軒両隣」の意識のもと、自らが対応できる範囲の中で活動する。
- (イ) 自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。
- (ウ) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう維持向上に努める。
- (エ) 災害が発生した場合、まずは近隣同士で行動し、一時（いつとき）集合場所等において、地域の安否確認に徹する。
- (オ) 地域住民が相互に協力し、情報の共有、出火防止に努める他、可能な範囲において、初期消火、救出救助、応急手当等に努める。また、避難に際しては混乱が生じぬよう、冷静な判断と積極的な行動ができる体制を確立する。
- (カ) 過去に起こった大規模地震・風水害等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、学校や地域で災害教訓の伝承に取り組む。

#### (2) 事業所の責務

- ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、市民及び自治会・自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の業務継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、市民及び自治会・自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

## 2 災害救援ボランティア

- (1) 災害救援ボランティア関係者は、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に参加協力し、関係者との連携を深めるとともに、防災・減災知識の普及啓発及び災害対応力の向上に取り組む。
- (2) 災害救援ボランティア関係者は、災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。

また、ボランティア団体と相互の連絡を取り合い、機能的な活動に努める。

- (3) 市及び関係機関は、災害時に災害救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

## 3 防災関係機関の実施責任

- (1) 市

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施する。

- (2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、他の防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

- (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言等の措置をとる。

- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## (1) 市

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 座間市 | ア 防災会議に関する事務<br>イ 防災組織の整備及び育成指導<br>ウ 防災知識の普及及び教育<br>エ 災害教訓の伝承に関する啓発<br>オ 防災訓練の実施<br>カ 防災施設の整備<br>キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備<br>ク 消防活動その他の応急措置<br>ケ 避難対策<br>コ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報<br>サ 被災者に対する救助及び救護の実施<br>シ 保健衛生対策<br>ス 文教対策<br>セ 被災施設の復旧<br>ソ その他の災害応急対策<br>タ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |

## (2) 県

| 機関名          | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神奈川県         | ア 防災組織の整備<br>イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整<br>ウ 防災知識の普及及び教育<br>エ 災害教訓の伝承に関する啓発<br>オ 防災訓練の実施<br>カ 防災施設の整備<br>キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備<br>ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報<br>ケ 緊急輸送の確保<br>コ 交通規制、その他社会秩序の維持<br>サ 保健衛生対策<br>シ 文教対策<br>ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援<br>セ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整<br>ソ 被災施設の復旧<br>タ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
| 県央地域県政総合センター | ア 管内市町村、県機関及び関係機関等の総合調整<br>イ 管内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他災害情報の収集<br>ウ その他必要な災害応急活動                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 厚木保健福祉事務所    | ア 医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整<br>イ 医療機関の情報の収集・伝達                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 機関名 |               | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                  |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |               | ウ 県、市町村間の医療救護に関する事項の調整<br>エ 市町村との協力による医療救護活動<br>オ 保健衛生相談・指導及び防疫活動                                               |
|     | 厚木土木事務所東部センター | ア 防災のための公共土木施設の整備<br>イ 災害時における管内道路及び橋りょう等の応急措置、緊急輸送道路の確保<br>ウ 管内道路及び橋りょう、河川等の被害調査及び災害復旧                         |
|     | 流域下水道整備事務所    | ア 災害時における相模川左岸処理場及び相模川流域下水道左岸幹線の応急措置<br>イ 相模川左岸処理場及び相模川流域下水道左岸幹線の被害調査及び災害復旧                                     |
|     | 座間警察署         | ア 災害関連情報の収集・伝達<br>イ 被災者の救出救助<br>ウ 市民等の避難誘導<br>エ 緊急交通路の確保と交通規制<br>オ 行方不明者の捜索、遺体の調査・検視<br>カ 犯罪の予防、取締り等被災地の社会秩序の維持 |

## (3) 指定地方行政機関

| 機関名              |  | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                             |
|------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東財務局（横浜財務事務所）   |  | ア 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供<br>イ 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等<br>ウ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請<br>エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付け<br>オ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会い     |
| 関東農政局（神奈川県拠点）    |  | ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること<br>イ 応急用食料等の支援に関すること<br>ウ 食品の需給・価格動向等に関すること                                                                                                                     |
| 東京管区气象台（横浜地方气象台） |  | ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表<br>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説<br>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<br>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<br>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 |
| 関東総合通信局          |  | ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営                                                                                                                                                                 |

| 機関名              | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                              |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援<br>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し<br>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施<br>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供 |
| 厚木労働基準監督署        | ア 工場、事業所における労働災害の防止                                                                                                                                                                         |
| 関東信越厚生局          | ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること<br>イ 関係機関との連絡調整に関すること                                                                                                                                                |
| 国土地理院（関東地方測量部）   | ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供<br>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言<br>ウ 地殻変動の監視                                                                                                                             |
| 関東地方環境事務所        | ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報発信及び提供<br>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集<br>ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援（東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）<br>エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等   |
| 関東地方整備局（横浜国道事務所） | ア 災害時における交通確保<br>イ 災害時における応急工事<br>ウ 災害復旧工事の施工<br>エ 再度災害防止工事の施工                                                                                                                              |

## (4) 自衛隊

| 機関名                                                       | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊東部方面混成団<br>陸上自衛隊第4施設群<br>海上自衛隊横須賀地方総監部<br>海上自衛隊第4航空群 | ア 防災関係資料の基礎調査<br>イ 自衛隊災害派遣計画の作成<br>ウ 防災に関する訓練の実施<br>エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧<br>オ 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去<br>カ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与 |

## (5) 指定公共機関

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|----------------|
|-----|----------------|

| 機関名                                                      | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東日本電信電話(株)神奈川事業部<br>N T T コミュニケーションズ(株)<br>(株) N T T ドコモ | ア 電気通信施設の整備及び点検<br>イ 電気通信の特別取扱<br>ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧                                                                                       |
| 日本銀行（横浜支店）                                               | ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節<br>イ 資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置<br>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置<br>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請<br>オ 各種措置に関する広報                  |
| 日本赤十字社（神奈川県支部）                                           | ア 医療救護<br>イ こころのケア<br>ウ 救援物資の備蓄及び配分<br>エ 血液製剤の供給<br>オ 義援金の受付及び配分<br>カ その他応急対応に必要な業務                                                         |
| 日本放送協会（横浜放送局）                                            | ア 気象予報、警報等の放送周知<br>イ 緊急地震速報の迅速な伝達<br>ウ 災害状況及び災害対策に関する放送<br>エ 放送施設の保安                                                                        |
| 中日本高速道路(株)（東京支社）                                         | ア 道路の耐震整備<br>イ 道路の保全<br>ウ 道路の災害復旧<br>エ 災害時における緊急交通路の確保                                                                                      |
| KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)                              | ア 電気通信施設の整備及び保全<br>イ 災害時における電気通信の疎通                                                                                                         |
| 東日本旅客鉄道(株)                                               | ア 鉄道・軌道施設の整備及び保全<br>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保<br>ウ 災害時の応急輸送対策<br>エ 鉄道・軌道関係被害調査及び復旧                                                              |
| 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)                                    | ア 防災体制の整備<br>イ 災害時の応急復旧対策<br>ウ 警戒宣言時の安全確保                                                                                                   |
| 日本通運(株)（西神奈川営業所）                                         | ア 災害対策用物資の輸送確保<br>イ 災害時の応急輸送対策                                                                                                              |
| 東京電力パワーグリッド(株)（相模原支社・平塚支社）                               | ア 電力供給施設の整備及び点検<br>イ 災害時における電力供給の確保<br>ウ 被災施設の調査及び復旧                                                                                        |
| 日本郵便（株）（座間郵便局）                                           | ア 災害時における郵便物の送達の確保<br>イ 被災者に対する郵便はがきの無償交付<br>ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除<br>エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除<br>オ 被災者救助団体に対するお年玉郵便はがき等寄付金の配分<br>カ 為替貯金及び簡易保険の非常取扱い |
| 運輸機関（佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸                               | ア 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送<br>イ 配送時における被災者の物資ニーズの収集                                                                                            |

| 機関名                                                    | 処理すべき事務又は業務の大綱                    |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| (株))                                                   | ウ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供               |
| (株)イトーヨーカ堂、ユニー(株)、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート | ア 災害時における生活必需物資の調達<br>イ 生活必要物資の確保 |

## (6) 指定地方公共機関

| 機関名                                                                                            | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 小田急電鉄(株)<br>相模鉄道(株)                                                                            | ア 鉄道・軌道施設の整備及び保全<br>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保<br>ウ 災害時の応急輸送対策<br>エ 鉄道・軌道関係被害調査及び復旧 |
| 神奈川中央交通東(株)(大和営業所)<br>相模鉄道(株)(綾瀬営業所)<br>一般社団法人神奈川県バス協会<br>一般社団法人神奈川県トラック協会<br>一般社団法人神奈川県タクシー協会 | ア 被災地の人員輸送の確保<br>イ 災害時の応急輸送対策<br>ウ 災害対策物資の輸送確保                                 |
| (株)アール・エフ・ラジオ日本<br>(株)テレビ神奈川<br>横浜エフエム放送(株)<br>(株)ジェイコム湘南・神奈川                                  | ア 気象予報、警報等の放送の周知<br>イ 緊急地震速報の迅速な伝達<br>ウ 災害状況及び災害対策に関する放送<br>エ 放送施設の保安          |
| (株)神奈川新聞社                                                                                      | ア 災害状況及び災害対策に関する報道                                                             |
| 神奈川県相模川左岸土地改良区                                                                                 | ア 土地改良施設の整備<br>イ 農地湛水の防排除活動<br>ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧                             |
| (公社)神奈川県LPガス協会<br>県央支部                                                                         | ア ガス供給施設の耐震整備<br>イ 被災地に対する燃料供給の確保<br>ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧                         |
| (一社)神奈川県トラック協会                                                                                 | ア 災害対策用物資の輸送確保<br>イ 災害時の応急輸送対策                                                 |

## (7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名                  | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                       |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| さがみ農業協同組合(座間支店・栗原支店) | ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力<br>イ 農作物災害応急対策の指導<br>ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん |

| 機関名                         | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                   |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | エ 被災農家に対する融資あっせん                                                                                                                 |
| 座間市商工会                      | ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力<br>イ 救助用物資、復旧資財の確保についての協力                                                                            |
| 金融機関                        | ア 被災事業者等に対する資金融資                                                                                                                 |
| (一社)座間綾瀬医師会<br>(一社)座間市歯科医師会 | ア 医療助産等救護活動の実施<br>イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供                                                                                         |
| 座間市薬剤師会                     | ア 医薬品の調達、供給                                                                                                                      |
| 病院等医療施設の管理者                 | ア 避難施設（利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等）の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施<br>イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導<br>ウ 災害時における病人等の受け入れ及び保護<br>エ 災害時における傷病者の治療及び助産 |
| 社会福祉施設の管理者                  | ア 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施<br>イ 災害時における入所者の保護及び誘導                                                                   |
| (福)座間市社会福祉協議会               | ア 災害救援ボランティアセンターの設置及び運営                                                                                                          |
| 学校法人                        | ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施<br>イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施                                                                          |
| 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者           | ア 安全管理の徹底<br>イ 防護施設の整備                                                                                                           |

## 第2編 災害対策計画編

### 第1章 災害予防対策計画

#### 第1節 計画的な土地利用と市街地整備 【共通】

市は、神奈川県ほぼ中央部に位置し、産業の進展に伴い都市構造が複雑多様化し、生活環境の変化が著しい。このような状況から、都市環境の整備を図ることと併せ、市街地の防災化を推進する必要がある。また、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る必要がある。

このため、計画的な土地利用、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地再開発等の整備に取組み、住民主体の地震に強い安全なまちづくりを推進する。

| 担当する機関 |       | 項目                      |
|--------|-------|-------------------------|
| 市      | 都市部   | ・ 計画的な土地利用と市街地整備に関すること。 |
|        | 産業振興課 |                         |

##### 1 災害に強いまちづくりの促進

市は、県が定めた、「座間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で示されている「都市防災に関する都市計画の決定の方針」及び「座間市都市マスタープラン」で示されている「安全・安心の基本方針」により整備を推進する。

また、都市防災総合推進事業の活用により、災害危険度判定調査や、防災活動の拠点等となる公共施設の整備を行う。

##### 2 防火地域・準防火地域の指定

市は、防火地域・準防火地域の指定に当たっては、「座間市防火地域及び準防火地域指定方針」に基づき、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送道路、防災拠点等を考慮し、その拡大を図る。

### 3 危険を回避した土地利用

市は、風水害等の発生が予想される区域や急傾斜地崩壊危険区域等、災害に関する情報を市民に提供し、より一層の周知を図るとともに、法に基づく規制制度等を活用し、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進する。

### 4 市街地の整備

市は、市街地の面的整備（不燃化建築物の建築、道路、公園等の公共施設の整備等）を行い、防災機能の向上を促進する。

#### (1) 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図るため、建築物・公共施設の整備促進等、地区の特性に応じた市街地再開発事業を計画的に推進することにより、密集した市街地の防災性の向上や安全で快適な居住環境の創造を図る。

#### (2) 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を図るため、また、良好な市街地空間を形成し、防災上の向上を図るため、広幅員道路、公園緑地の整備や無電柱化等の生活基盤施設と住宅地の一体的な整備を促進する。

#### (3) 住宅市街地総合整備事業

市は、密集した市街地の解消、道路・下水道の整備等、計画的に居住環境及び生活環境施設の整備を推進する。

### 5 防災空間（オープンスペース）の確保

#### (1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における避難場所、また、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、市は、災害に強いまちづくりの一環として、防災的な視点を取り入れた計画的な公園の整備を図る。

#### (2) 生産緑地地区の保全

農地等は、雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

このため、市は、市街化区域内においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。

## 6 地籍調査の実施

市は、大規模地震や大規模風水害等の災害からの迅速な復旧・復興のため、地籍調査を実施し、土地の基礎的な情報の整備を推進する。

## 7 盛土の安全性の把握

県及び市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがあると判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。

## 第2節 道路、橋りょう等の安全対策 【地震】

道路等の都市施設は、災害拡大を防止するうえで重要な役割を果たすとともに、災害の発生後においても救援物資輸送等の救援活動の根幹をなすものである。

これらの道路等が災害時に必要な機能を発揮できるように整備、点検しておく必要がある。

| 担当する機関 |                      | 項目                    |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 市      | 道路課                  | ・道路、橋りょう等の安全対策に関すること。 |
| 関係機関   | 厚木土木事務所<br>東部センター    |                       |
|        | 関東地方整備局<br>(横浜国道事務所) |                       |

### 1 道路の整備

市は、地震時における道路機能を確保するため、市道について道路の法面等危険箇所を把握するとともに、その整備の促進に努める。

### 2 橋りょうの整備

市は、地震時における橋りょうの確保のため、主要道路（市指定緊急輸送道路補完道路）について、国等が定める耐震基準等に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補強に努める。

### 3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、安全点検を実施し、必要な補強工事を実施する。

### 第3節 がけ崩れ等対策の推進 【共通】

市の地形、地質及び市街地等の実態を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。

| 担当する機関 |                   | 項目                                                |
|--------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課             | ・急傾斜地崩壊危険区域予防対策にすること。<br>・要配慮者関連施設の土砂災害防止対策にすること。 |
|        | 都市部               | ・自然災害を回避した安全な土地利用の促進にすること。                        |
| 関係機関   | 厚木土木事務所<br>東部センター | ・急傾斜地崩壊危険区域予防対策にすること。                             |

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域予防対策

##### (1) 急傾斜地崩壊危険区域等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、県は指定基準以上で災害の発生する危険性の高い急傾斜地について、市長の意見を聴いて指定する。

##### (2) 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネット（市ホームページ等）等により周知する。また、パトロール等を実施し、指定区域内における、土砂災害を誘発助長する行為の制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行う。

#### 2 自然災害を回避した安全な土地利用の促進

市は、あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握し、防災対策を推進する。

自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進する。また、市は警戒・避難体制の整備を図る。

#### 3 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

市は、高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の管理者等に対して情報提供するとともに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市長に報告することを促すなど防災体制の整備に取り組む。

#### 4 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域については、危険区域ごとに、次の事項について本計画に具体的に定めておく。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助活動等に関する事項
- (6) その他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

## 第4節 ライフラインの安全対策 【共通】

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に取り組む。

| 担当する機関 |                       | 項目                                                       |
|--------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課                 | ・ ライフライン関連事業者との連携強化に関する<br>こと。<br>・ 市民への広報に関すること。        |
|        | 上下水道局                 | ・ 上水道防災体制に関すること。<br>・ 下水道の防災対策に関すること。<br>・ 市民への広報に関すること。 |
| 関係機関   | 東京電力パワーグリッド(株)        | ・ 市民への広報に関すること。                                          |
|        | 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株) |                                                          |
|        | (公社)神奈川県 LPガス協会 県央支部  |                                                          |
|        | 東日本電信電話(株)            |                                                          |
|        | 携帯電話各社                |                                                          |

### 1 上水道の防災対策

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から次のような防災対策を実施する。

#### (1) 応急復旧体制の強化

ア 上水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

#### (2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ 平常時から給水車等の保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

#### (3) 水道管の耐震化

災害時における水道水の安定供給のため、水道管の耐震化を進める。

## 2 下水道の防災対策

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から次のような下水道の防災対策を実施する。

### (1) 応急復旧体制の強化

ア 下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

### (2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ 平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

### (3) 重要管渠等の地震対策整備

緊急輸送道路、軌道下、河川横断箇所等を重点に、ライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整備するため、必要に応じて管渠等の耐震強化を図る。

また、地形や地盤状況から被害を受けやすいと推定される箇所について、必要性や重要度に応じて管渠等の耐震強化を図る。

## 3 ライフライン関連事業者等との連携強化

市は、ライフライン関連事業者との連絡体制を確保する。

### (1) 上水道

ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努める他、復旧訓練等を通じて協力体制を整備する。

イ 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な上水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援要請等を行うために、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」に基づき、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

### (2) 下水道

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、県及び近隣市町村との協力応援体制を整備する。

### (3) その他のライフライン

市は、ライフライン関連事業者との連絡体制を確保するため、定期的な訓練等を通じて、連携強化に取り組む。

#### 4 市民への広報

災害時の対応について平常時から次のような広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

- (1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、非常時の下水道使用の制限等について広報に努める。また、各種イベントや施設見学等の機会を設けるなどし、より現実的な啓発を図る。
- (2) 電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合に掛り易い公衆電話の利用や、「災害用伝言ダイヤル 171」及び「災害用伝言板」等の活用方法等、災害時の電話等の利用について広報する。また、災害時の SNS 情報の社会的な重要性及び適正利用について広報する。

## 第5節 危険物施設等の安全対策 【地震】

危険物施設等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、燃焼の早さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生ずる可能性がある。

市は、これらの施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策、地震防災教育の推進を図る。

| 担当する機関 |      | 項目                  |
|--------|------|---------------------|
| 市      | 予防課  | ・危険物施設等の安全対策に関すること。 |
| 関係機関   | 神奈川県 | ・危険物施設等の安全対策に関すること。 |
|        | 事業者  |                     |

### 1 危険物の災害予防対策

(1) 市及び県は、次の地震対策を指導、推進する。

- ア 施設の耐震化の推進
- イ 予防規程を作成する事業所については、地震対策を含めた計画作成の指導、推進
- ウ 地震防災教育の実施
- エ 地震防災訓練の推進
- オ 地震関係教材の整備

(2) 事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 地震防災教育、訓練の実施

### 2 高圧ガス、都市ガス及び火薬類の災害予防

(1) 市及び県は、関係行政機関と協力して、次の地震対策を指導、推進する。

- ア 耐震のための保安指導
- イ 地震防災教育の実施
- ウ 地震防災訓練の推進

(2) 事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震化の強化
- エ 地震防災教育、訓練の実施

### 3 毒物及び劇物の災害予防

(1) 市及び県は、関係行政機関と協力して、次の地震対策を指導、推進する。

ア 施設の耐震化の推進

イ 地震防災教育の実施

ウ 地震防災訓練の推進

(2) 事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施する。

ア 緊急保安体制の確立

イ 防災資機材の整備

ウ 施設、設備等の耐震化の強化

エ 地震防災教育、訓練の実施

## 第6節 建築物等の安全対策 【地震】

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。また、液状化による被害を最小限にとどめるため、公共事業等の実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

| 担当する機関 |        | 項目                                                |
|--------|--------|---------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課  | ・安全対策の普及啓発に関すること。                                 |
|        | 都市整備課  | ・安全対策の普及啓発に関すること。                                 |
|        |        | ・建築物の耐震性等の強化に関すること。                               |
|        |        | ・被災建築物の応急危険度判定体制の整備に関すること。                        |
|        | 各施設管理者 | ・建築物の耐震性等の強化に関すること。                               |
|        | 予防課    | ・建築物の防火の促進に関すること。                                 |
|        | 都市部    | ・液状化対策に関すること。                                     |
|        | 各施設管理者 |                                                   |
| 関係機関   | 神奈川県   | ・建築物の耐震性等の強化に関すること。<br>・被災建築物の応急危険度判定体制の整備に関すること。 |

### 1 建築物の耐震性等の強化

#### (1) 建築物の耐震性の強化

ア 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく建築物の耐震改修の促進に努める。

イ 市は、昭和56年の新耐震基準以前に建築された民間木造住宅等の耐震診断に係る相談窓口を開設し、建築物の安全に対する市民の意識向上に努める。

ウ 市は、県や建築関係団体と連携して耐震セミナーを実施し、耐震化の重要性についての普及啓発に努める。

エ 市は、施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努める。

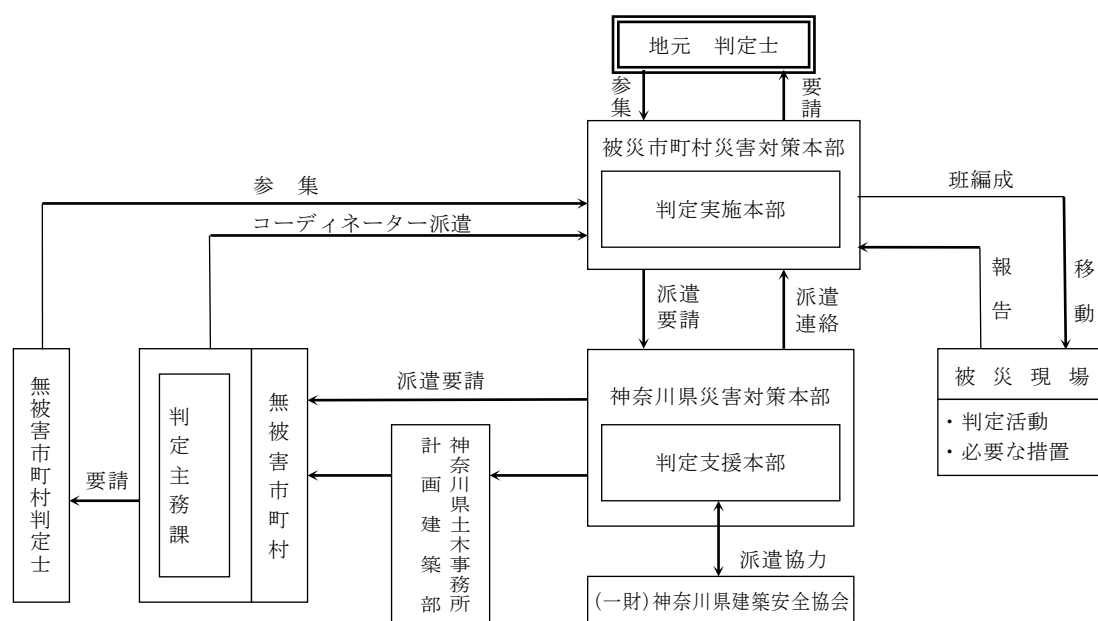
オ 市は、住宅の耐震化の促進に資するため、耐震改修を行う施工者等向けに技術講習会を開催する。

## (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、県と連携し、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を民間建築士等の協力を得て行う応急危険度判定活動体制について、関係機関と調整し、その整備に努める。

被災建築物の応急危険度判定活動体制は、次のとおりとする。

応急危険度判定活動体系図



ア 県

県は、被災建築物の応急危険度判定を実施する技術者を確保するため、県が指定する講習会を受講した建築技術者に対し、応急危険度判定士の認定を行う。

## イ 市

市は、建築関係団体との協力体制の整備を行う等、応急危険度判定の実施に必要な活動体制の整備に努める。また、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保等に努め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制等の整備を引き続き進める。

## ウ 神奈川県建築物震後対策推進協議会

県及び市町村で組織する神奈川県建築物震後対策推進協議会は、次の事業を行う。

- (ア) 応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の養成に関すること。
- (イ) 判定活動を行うに当たって、判定士を指揮監督する判定コーディネーター及び宅地判定調整員等の養成に関すること。

(ウ) 判定活動を行う民間判定士の災害補償に関すること。

(エ) 調査研究及び情報収集に関すること。

(オ) その他、事業達成に必要な事項に関すること。

### (3) 民間施設の耐震化のための支援

市は、耐震診断・改修への補助制度の活用や助言等により、民間の木造住宅や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。

## 2 建築物の防火の促進

(1) 市は、大型店舗等の不特定多数の人が集まる建築物の不燃化と安全性確保を促進する。

(2) 市は、大規模な建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び避難路を確保するため建築物防災週間等で防災査察を充実し、必要な防火避難施設の改善を指導する。

## 3 安全対策の普及啓発

市は、次のとおり、災害時の安全対策を普及する。

| 事項             | 内容                                           | 対象                |
|----------------|----------------------------------------------|-------------------|
| ブロック塀、石塀       | 安全点検及び耐震性の確保について。                            | 市民                |
| 窓ガラス、看板、野外広告物等 | 落下防止対策の重要性について。                              | 所有者<br>管理者<br>市民  |
| 家具等            | 転倒落下防止のための固定方法及び室内の設置レイアウトについて。              | 市民                |
| エレベータ          | エレベータ内等への非常食・飲料水の備蓄及び閉じ込め防止等を進めるための安全基準について。 | 管理者<br>自治会・自主防災組織 |
| その他            | 感震ブレーカー等の設置について。                             | 市民                |

## 4 液状化対策

### (1) 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや道路・橋りょう等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであることから、市は、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進する。さらに、液状化現象により被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

### (2) 情報の提供

市は、県が被害想定により作成した地盤の液状化想定図や関東大震災の被害状況を伝えた「座間の語り伝え」等による液状化地域について、市民に対し、情報提供する。

また、市は、県と共同し、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、市民に対し、知識の普及を図る。

## 第7節 災害時情報の収集・提供体制の整備 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害時は、様々な環境下に置かれている市民等に対し、迅速かつ確実に情報伝達を行う必要がある。

このため、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の整備を図る。

また、県その他防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるとともに、効果的・効率的な防災対策を行うため、防災・減災におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進する。

| 担当する機関 |       | 項目                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時情報受伝達手段の整備に関すること。</li> <li>・被災者支援に関する情報システムの整備に関すること。</li> <li>・災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保に関すること。</li> <li>・システムの適切な管理及び操作の習熟に関すること。</li> </ul> |
|        | 秘書広報課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関との協力体制の確立に関すること。</li> </ul>                                                                                                              |
| 関係機関   | 各関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの適切な管理及び操作の習熟に関すること。</li> </ul>                                                                                                          |

### 1 災害情報受伝達手段の整備

市は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、次のシステム等を整備あるいは運用し、伝達手段の多重化、多様化を図る。

| 名称                  | 目的                                                | 対象        |
|---------------------|---------------------------------------------------|-----------|
| 防災行政無線              | 市内に設置されたスピーカーから、災害広報を即時かつ一斉に実施する。                 | 市民等       |
| 全国瞬時警報システム（J-ALERT） | 対処に時間的猶予がない事態に関する緊急情報を、防災行政無線を自動起動することにより瞬時に伝達する。 | 市民等       |
| 音声自動応答サービス          | 防災行政無線の放送内容を自動再生することで、同無線の機能を補完する。                | 市民等       |
| 災害情報共有システム（Lアラート）   | 市が発信する緊急情報を、メディアを通じて迅速に伝達する。                      | 市民等       |
| メール配信等              | 登録者あるいは、市内滞在者へ、音声より多くの情報を迅速かつ確実に伝達する。             | 市民等       |
| 業務用移動無線（MCA 無線）     | 防災関係機関や防災拠点等との通信を確保する。                            | 市<br>関係機関 |
| 県防災行政通信網            | 音声や映像を活用し、県やその他の関係機関                              | 関係機関      |

|             |                      |      |
|-------------|----------------------|------|
|             | と情報を確実に受伝達する。        |      |
| 県災害情報管理システム | 被害情報、被害復旧情報等を県へ報告する。 | 関係機関 |

## 2 被災者支援に関する情報システムの整備

- (1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被害者台帳システムの導入や体制の整備に取り組む。
- (2) 市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、インターネット等各種通信手段の活用に取り組む。
- (3) 市は、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に取り組む。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制を整備する。

## 3 報道機関との協力体制の確立

市は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFM等）の協力の下、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図る。

## 4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

市は、市内のアマチュア無線局との連携により、非常時における情報伝達協力者名簿の作成等を行う。

## 5 システムの適切な管理及び操作の習熟

市及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

## 第8節 災害対策本部等組織体制の整備 【共通】

災害発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災対策に必要な体制を整え、本部等の組織体制を整備する。

| 担当する機関 |        | 項目                     |
|--------|--------|------------------------|
| 市      | 危機管理課  | ・災害対策本部等組織体制の整備に関すること。 |
|        | 消防本部・署 |                        |

### 1 職員の動員・配備体制の強化

災害発生の初期から多くの職員を動員することは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

市は、災害情報により、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

- (1) 職員の動員配備体制、情報の収集・伝達及び各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員（消防署）による24時間体制で対応する。

### 2 本部の運営体制の整備

災害発生時において、本部の円滑な運営を図るため、市は、次の対策を推進する（本部の設置方法は、本編第2章第3節「応急活動体制の構築」参照）。

- (1) 災害発生時において、参集職員が円滑に本部を設置できるよう様々な場面を想定した実践的な訓練及び訓練を行う。
- (2) 本部職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
  - ア 動員配備・参集方法
  - イ 本部の設営方法
  - ウ 各種通信機器等の操作方法等
- (3) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、本部の機能の充実・強化に努める。

### 3 本部機能のバックアップ

- (1) 被災により、市庁舎及び出先機関が全半壊した場合に備え、次の施設を本部代替施設とする。

ア 消防本部・署  
イ 市民体育館（スカイアリーナ座間）  
ウ 市民文化会館（ハーモニーホール座間）

- (2) 被災により、座間警察署が全半壊した場合に備え、次の施設を警察署警備本部代替施設とする。

ア 市民体育館（スカイアリーナ座間）会議室等

### 4 関係機関との情報連携

- (1) 市は、市内の被害概況を迅速に把握し、速やかな対策の判断を実行するために、本部事務局の配置を見直し、国や県、ライフライン事業者等の防災関係機関からの情報連絡員（リエゾン）が常駐できるスペースを確保する。
- (2) 市は、ボランティア団体や報道関係機関との連携協力を円滑に図るため、庁舎スペースの配分を行う。

### 5 業務継続体制の確保

市は、行政そのものが被災し、職員や庁舎、ライフライン等の業務に必要な資源に制約がある中であっても行政が果たすべき役割を遂行するため、災害時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策をまとめた業務継続計画を策定する。

## 第9節 救助・救急、消火活動体制の整備 【共通】

災害発生時における救助・救急、消火活動を着実に推進するため、消防力の強化、救援活動用設備等を整備するとともに、市民への防災教育を推進する。

| 担当する機関 |               | 項目               |
|--------|---------------|------------------|
| 市      | 消防本部・署<br>消防団 | ・救助・救急、消火活動体制の整備 |

### 1 消防力の強化

- (1) 消防本部は、救助・救急・消火活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、指揮車、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備を整備する。
- (2) 消防本部は、大規模な火災等を想定し、周辺市町とともに消防力の強化・連携を図る。
- (3) 消防本部・署は、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき広域応援体制を確立し、広域的な火災防御活動及び住宅救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、受援体制等の事前計画を策定する。
- (4) 消防本部・署は、消防職員・消防団員の能力、資質の向上を図るため、国や県が実施する専科教育等の研修及び教育訓練に職員を派遣する。
- (5) 消防本部・署は、消防団の災害応急対策活動に備え、資機材及び車両を整備するとともに、教育訓練等を実施する。
- (6) 消防本部・署は、消防力強化に有効な消防水利等の整備を推進する。

### 2 救援活動用設備等の整備

消防本部は、消防力の充実強化を図るため、高規格救急車等、消防用施設・設備の整備を推進する。

### 3 市民への防災教育の実施

市は、災害発生時における火災防止に係る知識の普及に努めるとともに、自治会の代表者や自主防災組織の担当者、防火・防災管理者、事業所等に消火、防火教育を行う。

### 4 孤立対策の推進

- (1) 市は、県と連携し、孤立する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討する。
- (2) 市は、孤立対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努める。

## 第10節 避難対策 【共通】

災害発生時には、延焼火災、浸水、がけ崩れ等により市民等が避難を要することが予想される。

このため、被災者の生命、身体、安全確保を図るため、避難場所及び関連諸施設の整備、確保について定める。

また、適宜、指定施設の見直しに努めるとともに、複合的な災害が発生することとも考慮し、市民等の安全な避難先を常時確保する。

| 担当する機関 |                | 項目                                                                                                                                                                                                       |
|--------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・避難所の指定に関する事。</li> <li>・指定避難所（一次、二次避難所）の整備に関する事。</li> <li>・市民への周知に関する事。</li> <li>・避難訓練に関する事。</li> <li>・家庭動物（ペット）対策に関する事。</li> <li>・その他の避難対策に関する事。</li> </ul> |
|        | 都市整備課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅等に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                         |
|        | 福祉部            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所（一次、二次避難所）の整備に関する事。</li> </ul>                                                                                                                              |
|        | 健康医療課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭動物（ペット）対策に関する事。</li> <li>・感染症対策に関する事。</li> </ul>                                                                                                               |
|        | 各施設管理者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所（一次、二次避難所）の整備に関する事。</li> </ul>                                                                                                                              |
| 関係機関   | 座間市自治会<br>総連合会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時（いつとき）集合場所の設置に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                 |

### 1 避難場所・避難所の指定

市は、避難場所・避難所を、次のとおり指定する。

#### (1) 避難場所

| 名称               | 定義                                                                                                                                                                                                          | 指定者 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 一時（いつとき）<br>避難場所 | <p>地震、火災等の災害が発生した場合、一時的に避難し、安否確認や災害の推移に対する措置を講じるための空地、公園・広場等の場所であり、次の要件により指定する。</p> <p>(1) 避難者を収容できる程度の広さを有する公園・広場等の空地であること。</p> <p>(2) 付近に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。</p> <p>(3) 居住者等が集合しやすく、また、移動しやすい場所であること。</p> | 市長  |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 指定緊急避難場所 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、市民等の生命の安全の確保を目的とする。<br>法令で定める基準に適合する施設又は場所のうち、指定を受けたもの。<br>異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地震、大規模な火事）ごとに指定する。                                                                                                                                                   | 市長 |
| 広域避難場所   | 指定緊急避難場所のうち、地震、大規模な火事を対象としている場所。周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の身体、生命を保護するために必要な面積を有する公園、広場等のうち、次の要件により指定する。<br>(1) 10,000 m <sup>2</sup> 以上の空地であること。<br>(2) 純木造密集市街地から 300m以上、耐火建物から 50 m以上離れた空地であること。<br>(3) 広域避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m <sup>2</sup> 以上とする。<br>(4) 要避難地区と広域避難場所を結ぶ有効な避難路があること。 | 市長 |

## (2) 避難所

| 名称                   | 定義                                                                                                                                             | 指定者 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 指定避難所                | 被災者が一定期間滞在する施設。<br>法令で定める基準に適合する施設のうち、指定を受けたもの。<br>※市では、指定避難所を一次避難所、二次避難所に分けて指定している。                                                           | 市長  |
| 一次避難所                | 指定避難所のうち、優先して開設される施設。                                                                                                                          | 市長  |
| 二次避難所                | 指定避難所のうち、一次避難所での滞在が著しく困難となった被災者を受け入れる施設。<br>状況に応じて開設される。                                                                                       | 市長  |
| 指定福祉避難所<br>(協定福祉避難所) | 主として被災した要配慮者が滞在する施設。<br>要配慮者の円滑な利用の確保や、要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項等について内閣府令で定める基準に適合する施設のうち、指定を受けたもの。<br>※現在、市の指定を受けた施設はないため、市と協定を締結した施設を福祉避難所として開設。 | 市長  |
| 地域避難所                | 指定避難所の損壊や物流の停滞により、指定避難所の収容能力を超える避難者が発生した場合に、避難者を受け入れることができる可能性がある施設。<br>協定を締結することにより、確保する。                                                     | 市長  |

## 2 一時（いつとき）集合場所の設置

自治会・自主防災組織は、地震、火災等の災害が発生した場合、少数世帯が一時的に集合し、安否確認や避難の必要性を確認し合う場所として、一時（いつとき）集合場所を次の要件により設置する。

- (1) 隣近所といった少数の世帯が集合できる広さを有する場所であること。（例：ごみ集積場所等）
- (2) 付近にブロック塀や、倒壊の恐れがある危険物がない場所であること。

- (3) 少数の世帯が集合しやすく、また、移動しやすい場所であること。さらに、集合場所と分かる標識を設置すること。

### 3 指定避難所（一次、二次避難所）の整備

#### (1) 施設・設備等の整備

市は、避難所において、次のような施設・設備等の整備に努める。

- ア 避難所開設に必要な非常用飲料水貯水槽、仮設トイレ、給食施設等の施設
- イ 生活環境を良好に保つための各養生資機材、換気、照明、冷暖房設備等の設備
- ウ 要配慮者に配慮したスロープ等のバリアフリー化のための設備
- エ 医療的ケアを必要とする者に対する、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源
- オ 発電・電力供給等が可能となる再生可能エネルギー、蓄電池等の他、停電時自立運転機能を持つコージェネレーション（熱電供給）システム等の自立・分散型のエネルギー設備

#### (2) 避難所における生活物資の確保

指定した避難所において、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。なお、避難所敷地内に備蓄が困難な場合、その近辺に備蓄する。

#### (3) 避難所運営委員会の設置

市は、円滑な避難所開設・運営を目的として、次のとおり避難所運営委員会の設置の促進や活動の支援に努める。

- ア 避難所運営委員会は、自治会・自主防災組織を主体とし、施設管理者や市職員等を含めて構成する。
- イ 市及び地域防災推進員等は、避難所運営委員会が実施する訓練等を支援する。

#### (4) 避難所運営ガイドライン等の作成

市は、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難等、多様な視点への配慮や、指定避難所等における女性や子供等に対する暴力等の発生防止に努め、関係機関と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を考慮した避難所運営ガイドラインを作成するなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を行う。

#### (5) 避難所運営マニュアルの作成

避難所運営委員会は、市が作成した避難所運営ガイドライン等を参考に、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を行う。

### 4 市民への周知啓発

- (1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ市民に周知する。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう日頃から啓発に努め、電気復旧の通電の際には、地域において周知を行う。

- (2) 市は、日頃から市民等に対し、避難情報が発令された場合の適切な避難行動について周知啓発を行い、命を守る行動を促す。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (4) 市は、災害発生時に市民が安全かつ迅速に避難行動が行えるよう、あらかじめ印刷物や冊子を作成し、周知に努める。
- (5) 市は、県と連携し、市民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報等から判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害ごとに、避難場所や確認すべき防災情報等を記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」等の作成を促進する。

## 5 避難訓練

市は、避難情報の意味や地域に及ぶリスク、適切な防災行動等について、市民や要配慮者利用施設等の施設管理者等が理解し、適時・的確な避難行動がとれるように、ハザードマップを活用した訓練等を通じて周知に努める。また、自治会及び自主防災組織は指定緊急避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。この際、一時（いつとき）集合場所から一時（いつとき）避難場所への移動等、段階的に訓練を実施する。

## 6 応急仮設住宅等

- (1) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地となる土地情報を把握し、遅滞なく着手できるよう備える。
- (2) 市は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅の他に、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制について検討する。
- (3) 市は、災害時における被災者の住居として利用可能な市営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ関係団体とも調整のうえ体制を整備する。さらに、県及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練を実施する。
- (4) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団

体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (5) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できる体制を構築し、必要な訓練をするよう努める。

## 7 家庭動物（ペット）対策

### (1) 家庭動物（ペット）の避難対策

ア 市は、災害時に備えて家庭動物（ペット）の飼い主が平常時から備えておくべき事項等の普及啓発を行う。

イ 市は、事前に家庭動物（ペット）同行避難のルールを作成し、市民に対し、これを周知する。

また、避難所における家庭動物（ペット）同行については、必要に応じて狂犬病予防注射済票及び鑑札の携帯を求める他、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等を防ぐため、専用スペースでの飼育、ゲージや餌、水などの持参を含め、飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営ガイドライン等に明記する。

ウ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

### (2) 家庭動物（ペット）の保護対策

ア 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護ができるよう動物愛護の観点に配慮する。

イ 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護に備えて、獣医師会等の関係団体と協力し、家庭動物（ペット）対策マニュアルの作成に努める。

ウ 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップ等）の装着を推進する。

## 8 感染症対策

- (1) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等

が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (2) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるとともに、避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

## 9 その他の避難対策

- (1) 市は、学校が避難所となった場合、要配慮者のための滞在場所、救援物資、食料等の保管場所として特別教室等の使用方法を避難所ごとに計画する。
- (2) 市は、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、要配慮者等の多様な視点等に十分配慮した避難所対応や、食物アレルギーに配慮した食料・生活必需物資等の備蓄の充実を図る。

この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (3) 市は、関係機関と連携し、「座間市避難所運営ガイドライン」等を参考に、在宅での避難や車中泊等、避難所以外の避難生活者の把握方法や、物資等の供給、健康確保等の方策について、地域の実情に応じて検討する。
- (4) 被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (5) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した行旅人等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 第11節 帰宅困難者対策 【共通】

平成23年3月の東日本大震災では、公共交通機関の運休や道路渋滞により、帰宅困難者が発生し、駅周辺、集客施設や公共施設の周辺、幹線道路で大きな混乱が生じた。また、保育所や児童ホームにおいて、保護者等が帰宅困難者となったために、児童の引取りができないという課題も生じた。平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、通勤・通学時間帯に発生したことに伴い、多くの通勤・通学者等の帰宅困難者が発生した。徒歩による一斉帰宅は危険な状態になることもあり、首都圏に位置する市では、通勤時間帯も含め、様々な時間帯の発生を想定した対策を検討する必要がある。

| 担当する機関 |                   | 項目                                                                                                                  |
|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策の普及啓発に関すること。</li> <li>・避難対策に関すること。</li> <li>・訓練の実施に関すること。</li> </ul> |
|        | こども育成課<br>保育・幼稚園課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対策に関すること。</li> </ul>                                                      |
| 関係機関   | 市内事業者             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の安全確保に関すること。</li> </ul>                                                 |
|        | 座間警察署             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対策に関すること。</li> </ul>                                                      |
|        | 東日本旅客鉄道(株)        |                                                                                                                     |
|        | 小田急電鉄(株)          |                                                                                                                     |
|        | 相模鉄道(株)           |                                                                                                                     |
|        | 神奈川中央交通(株)        |                                                                                                                     |

### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

- (1) 市は、市民や事業所に対して、「災害発生直後はむやみに移動を開始せず、身の安全を図る」ことの基本原則を啓発して、事業所からの一斉帰宅による混乱の防止に努める。
- (2) 市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知する。

### 2 従業員等の安全確保

事業者は、事業所内で身の安全を確保するために必要となる家族等との安否確認手段、従業員等が施設内で待機できるスペースの確保、発災後72時間をめどとした緊急物資の備蓄等の促進を図る。

### 3 避難対策

- (1) 市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における食料や毛布等の計画的な備蓄を進める。
- (2) 市は、平常時から鉄道事業者及び県警察等の関係機関との連携を図りながら、徒歩帰宅者や駅前滞留者の発生及び混乱防止に関する情報を共有し、「駅前滞留者対策」等の地域協議会の設置を進める。
- (3) 帰宅困難者対策には市域を超えた協力関係が必要となるため、市は、国、県、近隣市町村、市内事業所等との情報連携体制を構築する。
- (4) 市は、保育所等や児童ホームにおいて、保護者等が帰宅困難者となり児童の引取りができない場合、保護者等が引取りにくるまで児童を留め置くなどの体制整備を促進する。

### 4 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、管理運営のための訓練を実施する。

## 第12節 要配慮者対策 【共通】

要配慮者に対しては、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階においてきめ細かな配慮が必要である。

関係団体、市民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

また、避難行動要支援者については、「座間市避難行動要支援者マニュアル」に基づき、その支援に努める。

| 担当する機関 |            | 項目                                                                                                  |
|--------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課      | ・ 要配慮者対策に関すること。                                                                                     |
|        | 福祉部        | ・ 避難行動要支援者登録名簿及び個別支援計画に関すること。<br>・ 災害時避難行動要支援者登録名簿の整備に関すること。<br>・ 社会福祉施設対策に関すること。<br>・ 避難所対策に関すること。 |
| 関係機関   | 社会福祉施設     | ・ 社会福祉施設対策に関すること。                                                                                   |
|        | 自治会・自主防災組織 | ・ 避難行動要支援者登録名簿及び個別支援計画に関すること。                                                                       |

### 1 避難行動要支援者登録名簿及び個別支援計画

- (1) 市は、避難行動要支援者登録名簿及び個別支援計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を定める。
- (2) 市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者登録名簿を作成する。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項を記載する。
- (3) 市は、福祉専門職、(福)座間市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、民生委員児童委員、地域住民、自治会・自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画を作成するよう努める。避難行動要支援者登録名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項を記載する。

- (4) 市は、避難行動要支援者登録名簿及び個別支援計画について、状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被災した場合等においても、支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努める。
- (5) 市は、消防機関、県警察、民生委員児童委員、市社協、自治会・自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意（個別支援計画については避難支援等実施者の同意）、又は、市条例に従い、あらかじめ避難行動要支援者登録名簿、及び個別支援計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (6) 市は、個別支援計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮に努める。
- (7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別支援計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (8) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## 2 地域ぐるみの要配慮者支援

市は、地域ぐるみの要配慮者の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、市民等の協力を得て進める。

## 3 社会福祉施設対策

### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、要配慮者であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の維持管理に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、市と連携し避難訓練の実施に努める。

社会福祉施設の管理者等は、災害発生の防止や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者等は、市と協力し、施設相互間並びに他の施設、市民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うとともに、気象庁等からリアルタイムで発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じる。

### (3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者等は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

### (4) 防災教育、訓練

社会福祉施設の管理者等は、施設の職員や入所者が、災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、防災教育の推進や定期的な避難訓練等を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

### (5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策

市は、県と協力し、社会福祉施設の管理者等に対して危険箇所及び危険区域避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導する。

#### 4 在宅者対策

- (1) 自治会長をはじめとして、自治会員・自主防災組織員及び民生委員児童委員等は、市と協力し、避難行動要支援者の的確な把握に努め、平常時から見守り等交流を持つことで、災害時の支援体制づくりに努める。
- (2) ひとり暮らし及び寝たきりの高齢者世帯については、救出や避難の援助が必要になるので、日頃から隣近所や自治会と交流を持ち、あらかじめ相談先や連絡先を確認しておく。
- (3) 高齢者や障がい者のいる部屋は、家具等を必要最小限にし、安全な空間を確保しておく。また、家の出口の避難経路を常に確保し、近くに障害物を置かない。
- (4) 寝たきりの高齢者には、非常ベル等の緊急連絡機器を備えておく。
- (5) 目や耳の不自由な人は、情報の提供や避難の援助をお願いする人を事前に特定し、依頼しておく。
- (6) 災害時における安否確認や救助救出等を円滑に行うため、平常時から自治会・自主防災組織等が連携協力し、災害時に活動できる体制づくりを構築する。

#### 5 外国人対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対して次のとおり対策を推進する。

- (1) 災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、多言語による啓発
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難誘導の災害に関する標識等の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施、指導及び支援

#### 6 人工透析等の医療的ケアを常時必要とする患者に対する医療体制の整備

市は、人工透析等の医療的ケアを常時必要とする患者に対する必要な医療が確保できるように、災害時における医療体制の確保及び情報提供等の支援体制の整備に努める。

#### 7 避難所対策

- (1) 市は、避難所において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が必要な支援を受け、安心した生活ができる体制を整備した二次避難所を指定する。
- (3) 市は、二次避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるよう努める。

## ＜二次避難所＞

| 名称        | 所在地        |
|-----------|------------|
| もくせい園     | 栗原中央6-7-27 |
| 通園センター    | 東原2-8-1    |
| 青少年センター   | 立野台1-1-4   |
| 市公民館      | 入谷西2-53-34 |
| 北地区文化センター | 相模が丘5-30-4 |
| 東地区文化センター | 東原3-1-1    |
| 県立座間支援学校  | 入谷西5-10-1  |

- (4) 市は、生命と健康の維持を図るための最低限の設備と環境が提供されるだけの一次避難所において、長期滞在が困難な場合は、二次避難所等の適切な施設への移動を考慮する。
- (5) 市は、整備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努め、施設管理者との役割分担の明確化を図る。

## ＜協定締結施設＞

| 名称               | 所在地         |
|------------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム座間苑     | 新田宿 151     |
| 特別養護老人ホーム第二座間苑   | 新田宿 623     |
| 特別養護老人ホーム栗原ホーム   | 栗原中央 6-1-18 |
| 特別養護老人ホームベルホーム   | 栗原 1261-1   |
| 特別養護老人ホームサライ     | 小松原 1-17-15 |
| 特別養護老人ホーム太陽の家座間  | 座間 2-861-1  |
| 障害者総合福祉施設アガペセンター | 小松原 2-10-14 |

**第13節 防災資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の確保対策****【共通】**

市は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、災害時には、水道施設の被害及び社会的混乱が予想されるため、市は、日常生活に不可欠な飲料水の確保や食料、生活必需物資等の備蓄に努める。

| 担当する機関 |       | 項目                                                                                                                                      |
|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に必要な資機材等の整備に関すること。</li> <li>・食料、飲料水、生活必需品等の確保に関すること。</li> <li>・物資の供給体制の整備に関すること。</li> </ul> |
|        | 上下水道局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、生活必需品等の確保に関すること。</li> </ul>                                                              |
|        | 関係各部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に必要な資機材等の整備に関すること。</li> </ul>                                                               |

**1 災害対策に必要な資機材等の整備**

市は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うために必要な資機材等を整備し、適切に管理する。

**2 食料、飲料水、生活必需品等の確保**

- (1) 市は、市内に発生する避難者の支援に必要な食料や、生活必需品等の備蓄を行う。
- (2) 市は、飲料水の確保を図るため、非常用飲料水貯水槽等の維持管理を行う。

**3 物資の供給体制の整備**

- (1) 市は、防災関係機関や物流事業者等と連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受け入れの訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図る。
- (2) 大規模地震や大規模風水害等の災害時には、市は、物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、県が開設する広域物資輸送拠点と市内避難所までの輸送体制を構築することにより、円滑な物資の受入体制の確保に努める。
- (3) 市は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を整備する。

## 第14節 医療・救護対策 【共通】

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

| 担当する機関 |              | 項目                 |
|--------|--------------|--------------------|
| 市      | 健康医療課        | ・医療・救護対策に関すること。    |
|        | 消防本部・署       | ・初期医療体制の整備に関すること。  |
| 関係機関   | (一社)座間綾瀬医師会  | ・初期医療体制の整備に関すること。  |
|        | (一社)座間市歯科医師会 |                    |
|        | 座間市薬剤師会      |                    |
|        | 神奈川県         | ・後方医療体制等の整備に関すること。 |

### 1 初期医療体制の整備

#### (1) 救護体制の確立

市は、医療救護班の編成等の応急医療体制について、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会と協議して、計画を定めるものとする。

消防署は、多数傷病者事案等に対応するため、座間市(MCI)発生時対応計画に基づき、医療機関等との連携を図り、広域応援体制を確立する。

#### (2) 市の医療拠点施設

| 名称       | 所在地       |
|----------|-----------|
| 市民健康センター | 緑ヶ丘 1-1-3 |

#### (3) 応急救護所設置場所

| 設置場所    | 所在地          |
|---------|--------------|
| 座間小学校   | 座間 2-3133    |
| 相模が丘小学校 | 相模が丘 3-1-1   |
| 座間中学校   | 緑ヶ丘 4-6-10   |
| 東中学校    | ひばりが丘 5-57-1 |
| 栗原中学校   | 栗原中央 6-4-1   |
| 相模中学校   | 相模が丘 6-35-1  |

※災害や傷病者の状況により、順次開設する。

(4) 救急講習への参加

市職員及び市民は、消防署等が開催する救急講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努める。

**2 後方医療体制等の整備**

市は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から県及び近隣の医療機関との連絡体制を強化する。

**3 医薬品等の確保**

市は、災害時における医薬品等確保について、座間市薬剤師会と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

**4 医療救護体制の整備**

市は、市民健康センターを医療拠点としての機能を発揮するため、非常用電源を確保する。

## 第15節 災害廃棄物等の処理対策 【共通】

建物倒壊等に起因する道路閉塞が発生した場合、緊急輸送道路の確保等に支障が生じ、医療救護活動や緊急物資の輸送、及び生活再建のための用地や道路の確保に悪影響が発生する。

市は、県と協力し、道路啓開作業や倒壊建物の撤去作業によって生じる災害廃棄物の処理を、円滑かつ迅速に進めるため、一次仮置場と最終処分場の確保等に努める。

| 担当する機関 |                                  | 項目                  |
|--------|----------------------------------|---------------------|
| 市      | ゼロカーボン推進課<br>リユース推進課<br>クリーンセンター | ・災害廃棄物等の処理対策に関すること。 |

### 1 災害廃棄物等（災害廃棄物、ごみ及びし尿）の処理・処分計画の策定

市は、生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定すること等により、災害時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備に努める。

また、平常時から県と連携して災害廃棄物処理に関する担当者の対応力向上を図るとともに、自衛隊を含めた担当者間の顔の見える関係を築くことで、災害時の災害廃棄物の処理体制を速やかに確立できるように備え、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

さらに、大規模災害発生時等、市単独での対応が困難な場合を想定し、市域を越えた広域的な災害廃棄物の処理体制を構築する。

### 2 協力体制の構築

市は、市町村における相互援助体制や民間事業者・団体等との連携体制の検討・見直しを行う。

### 3 県からの技術的支援

市は、県からの支援を受けながら、災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努める。

### 4 職員の教育訓練

職員は、県が実施する災害廃棄物に関する講習会や研修会に参加する。また、市は、県と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施する。

### 5 一部事務組合との連携

市は、高座清掃施設組合との連携・充実に努める。

## 第16節 文教対策 【共通】

児童生徒等及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

| 担当する機関 |     | 項目           |
|--------|-----|--------------|
| 市      | 教育部 | ・文教対策に関すること。 |

### 1 児童生徒の安全確保対策

- (1) 東日本大震災において、首都圏の小・中学校で児童生徒に対し、無人の自宅に帰宅するよう指導したことが問題視されたことを踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は安全が確認された後に保護者へ引き渡すこととし、引取りがない児童生徒については、学校に留め置くことを原則とする。
- (2) 大規模地震や大規模風水害等の災害時には、通信手段が不通となることが想定されるため、日頃から保護者に対して、引渡し、留め置きに対応について周知する。
- (3) 非常時において、児童生徒の引渡しに関して保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（学校ホームページ・固定電話・保護者連絡システム等）の整備を進める。
- (4) 児童生徒を小・中学校で避難・待機させることができるよう、食料等の備蓄を整備する。

### 2 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行う。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の方法について、一人ひとりが自分の身は自分で守るという意識が持てるように、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

具体的な方法、内容については、本章第21節「防災知識の普及」による。

### 3 防災訓練の実施

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう訓練を実施する。

- (1) 訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。ただし、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。
- (2) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画を修正する。

#### 4 登下校の安全確保

児童生徒の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び保護者への徹底を図る。

##### (1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

##### (2) 登下校等の安全指導

ア 災害時の児童生徒の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒に対して、具体的な注意事項を指導する。

#### 5 文教施設の耐震構造化の促進

文教施設・設備等を地震災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、耐震化を促進するとともに、非常口の確保等、防災上必要な措置を講ずる。

#### 6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

#### 7 文化財の保存・整備

##### (1) 管理状況の把握

教育委員会による適宜巡視、所有者・管理者等による情報提供、文化財保護委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努め、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者・管理者への指導・助言

所有者・管理者に対し、日常の災害対策の実施と各種計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」（1月26日）等の行事を通じ、訓練や講習会の実施・参加を勧め、所有者のみならず市民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

(5) 文化財防災マニュアルの作成等

教育委員会は、県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成している。引き続き、震災時の文化財防災対策の検討を進める。

## 第17節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害時には、道路・橋りょう等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多い。

市は、救助、消火等の迅速な災害応急対策及び要員、物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保に努める。また、応急復旧のための資機材について備蓄や整備を行う。

| 担当する機関 |        | 項目                       |
|--------|--------|--------------------------|
| 市      | 危機管理課  | ・ヘリコプター臨時離着陸場の整備に関すること。  |
|        | 道路課    | ・市指定緊急輸送道路補完道路の指定に関すること。 |
| 関係機関   | 神奈川県警察 | ・緊急交通路線の指定に関すること。        |
|        | 神奈川県   | ・緊急輸送道路の指定に関すること。        |

### 1 緊急交通路線の指定

県警察は、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、国道、主要県道等を緊急交通路として選定し、大規模地震や大規模風水害等の災害発生時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な道路及び区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な運行の確保に努める。

| 緊急交通路         |
|---------------|
| 国道246号        |
| 県道46号（相模原茅ヶ崎） |
| 県道51号（町田厚木）   |

### 2 緊急輸送道路の指定

県は、「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路として、次のとおり指定する。

#### (1) 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線。

| 路線名           |
|---------------|
| 国道246号        |
| 県道42号（藤沢座間厚木） |
| 県道46号（相模原茅ヶ崎） |
| 県道51号（町田厚木）   |

## (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎に連絡する路線。

| 路線名                                 |
|-------------------------------------|
| 県道42号（藤沢座間厚木）                       |
| 市道17号線（座間市役所交点～県道42号<br>[藤沢座間厚木]交点） |

## 3 市指定緊急輸送道路補完道路の指定

市は、地域内の災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行ううえで避難所との連携を図るために、緊急輸送道路補完道路を指定する。

| 路線名<br>(市道) | 起点               | 終点               |
|-------------|------------------|------------------|
| 1           | 入谷西2丁目1523番1地先   | 立野台2丁目284番2地先    |
| 2           | 四ツ谷489番1地先       | 入谷西4丁目1762番1地先   |
| 3           | 四ツ谷747番1地先       | 座間2丁目3169番3地先    |
| 4           | 座間2丁目2952番地先     | 緑ヶ丘5丁目5710番1地先   |
| 5           | 相武台1丁目4518番4地先   | 広野台1丁目5141番5地先   |
| 6           | 相模が丘1丁目173番1地先   | 相模が丘6丁目1548番1地先  |
| 7           | 相模が丘1丁目135番1地先   | 相模が丘6丁目1507番1地先  |
| 8           | 相模が丘6丁目1010番1地先  | 相模が丘5丁目927番2地先   |
| 10          | 小松原1丁目5192番14地先  | ひばりが丘4丁目5366番2地先 |
| 11          | 緑ヶ丘2丁目5726番4地先   | ひばりが丘1丁目5534番6地先 |
| 12          | ひばりが丘5丁目6164番2地先 | ひばりが丘4丁目6058番8地先 |
| 13          | 広野台2丁目5633番3地先   | さがみ野2丁目5182番2地先  |
| 14          | さがみ野1丁目5245番2地先  | 東原5丁目5328番1地先    |
| 15          | 相武台4丁目4752番3地先   | 栗原中央5丁目3271番1地先  |
| 16          | 栗原中央1丁目1800番2地先  | 小松原1丁目2044番1地先   |
| 17          | 緑ヶ丘6丁目6088番6地先   | 立野台1丁目4920番1地先   |
| 18          | 入谷東3丁目2947番4地先   | 入谷東3丁目28番10地先    |
| 37          | ひばりが丘4丁目6165番地先  | ひばりが丘3丁目607番7地先  |
| 44          | 入谷東2丁目1番3地先      | 栗原中央1丁目4689番1地先  |

| 路線名<br>(市道) | 起点           | 終点             |
|-------------|--------------|----------------|
| 53          | 入谷東3丁目48番2地先 | 入谷東3丁目1859番5地先 |

#### 4 ヘリコプター臨時離着陸場の整備

市は、ヘリコプターの活動を支援するための、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。ただし、当該場所が使用不可能な場合は、別の場所を確保する。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め、応援協定を結んでいる自治体に事前に配布する。

また、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等により、運用方法等の検証を図る。

| 名称       | 所在地         | 発着場面積     |        |
|----------|-------------|-----------|--------|
|          |             | 東西×南北 (m) | 面積 (㎡) |
| 芹沢公園芝生広場 | 栗原2545      | 110× 40   | 4,400  |
| 座間市民球場   | 相模が丘6-36-24 | 110×110   | 12,100 |
| 新田宿グラウンド | 新田宿2178     | 110×110   | 12,100 |

## 第18節 広域応援体制等の拡充 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害時には、市固有の応急対策の実施が困難となる場合があることから、

他の地方公共団体等との応援体制の整備充実を図る必要がある。

このため、市は、県と協力し、支援ニーズの把握や関係機関との調整等について迅速に対応できるように努める。

| 担当する機関 |       | 項目                  |
|--------|-------|---------------------|
| 市      | 危機管理課 | ・ 広域応援体制等の拡充に関すること。 |
|        | 消防本部  |                     |
|        | 関係各部  |                     |

### 1 広域応援受入体制の確立

市は、広域応援部隊（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊）活動の円滑化を図るために、活動拠点となる施設を確保する。

| 活動拠点               | 所在地       | 受入人数  |
|--------------------|-----------|-------|
| 市民文化会館（ハーモニーホール座間） | 緑ヶ丘1-1-2  | 約200人 |
| 市民体育館（スカイアリーナ座間）   | 相武台1-47-1 | 約500人 |
| タイムズスカイグリーンパーク座間   | 相武台1-47   | －     |
| 芹沢公園               | 栗原2593-1  | －     |

※芹沢公園及びタイムズスカイグリーンパーク座間については、屋外環境となる。

※被災状況等に応じて、上記以外の施設等も補助的な拠点として活用する。

### 2 応援協定の締結等

市は、防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、災害時の応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

また、応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
- (2) 災害時における連絡担当課等の選定
- (3) 夜間における連絡体制の確保
- (4) 主な応援要請事項の選定
- (5) 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

### 3 応援協定締結先との連携の強化

市は、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行うことで、相互応援体制を強化する。

### 4 受援体制の整備

- (1) 市は、災害時の広域応援等を効果的に受け入れられるよう、受援計画の策定に取り組む。
- (2) 消防本部は、座間市消防本部・署受援計画に基づき、広域応援体制の充実強化に努める。
- (3) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努める。

## 第19節 自主防災組織の充実強化 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力を向上する必要がある。そのためには、平素から市民が「皆のまちは、皆で守る」という地域の連帯意識を持ち、自発的な防災活動を行うことが極めて重要となる。

| 担当する機関 |       | 項目                  |
|--------|-------|---------------------|
| 市      | 危機管理課 | ・自主防災組織の充実強化に関すること。 |

### 1 自主防災組織の育成指導

- (1) 市は、地域防災活動の推進を図るため、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進する。このため、座間市地域防災推進員を各地域に配置する。  
また、自主防災組織の育成に当たっては、女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図る。
- (2) 市は、結成された自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化に向けた指導、支援を行う。
- (3) 座間市地域防災推進員は、市が開催する定期的な研修会等を通じ、自主防災組織の育成を図る。
- (4) 市は、自主防災組織の防災資機材等の整備を支援するとともに、自主的な防災訓練等の実施を促し、必要に応じて助言、指導を行う。

### 2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けて編成する。

### 3 自主防災組織の活動

- (1) 平常時の活動
  - ア 防災知識の普及  
集会等を利用して、防災に対する正しい知識の普及を図る。
  - イ 防災訓練の実施  
平素から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

また、訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とする。個別訓練としては、次のようなものがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。

|           |                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 情報収集伝達訓練  | 防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練 |
| 消火訓練      | 火災の拡大・延焼を防ぐための初期消火用具等を使用して、消火に必要な技術等を習得する訓練             |
| 避難訓練      | 避難の要領を習得し、避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう習得する訓練                     |
| 救出救護訓練    | 家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び傷病者に対する応急手当の方法等を習得する訓練     |
| 給食給水訓練    | 被災生活における給食給水の方法等を習得する訓練                                 |
| 避難所開設運営訓練 | 避難所施設の使用方法、一次避難所の開設手順、避難者の受入方法、防災備蓄品等資機材の使用方法等を習得する訓練   |
| 安否確認訓練    | 安否を確認し、不明者の情報を防災関係機関へ通報する訓練                             |

#### ウ 防災点検の実施

住民各自が身の回りの点検を実施する他、自主防災組織として地域ぐるみの防災点検を行う。

#### エ 防災資機材の整備点検

自主防災組織は、災害に対し、速やかな応急措置をとることができるよう活動に必要な資機材をあらかじめ用意しておくように努める。

また、これら資機材は、平素から取扱訓練や点検を重ねるとともに、非常時に活用できる体制を整えておく。

## 4 地区防災計画制度

地域コミュニティにおける共助の防災活動の観点から、一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画の作成を推進する。

また、市民等により作成され、提案された地区防災計画を必要と認めるときは、本計画の中に位置づける。

## 第20節 ボランティア活動の充実 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害発生時におけるボランティア活動は、個人及びボランティア団体が、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災から復旧過程において大きな役割を果たす。

このため、市は各ボランティア団体と協力し、ボランティア活動の充実に努める必要がある。

| 担当する機関 |                       | 項目                   |
|--------|-----------------------|----------------------|
| 市      | 危機管理課                 | ・ ボランティア活動の充実に関すること。 |
|        | 地域福祉課                 |                      |
| 関係機関   | 市社協                   | ・ ボランティアの受入体制に関すること。 |
|        | NPO法人ざま災害ボランティアネットワーク |                      |

### 1 ボランティアの登録・育成

市民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の支援活動を希望するボランティアからの申出が予想される。

市をはじめ関係機関は、このボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

- (1) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティア（個人・団体）を登録、把握するとともに、関連情報の提供及び連絡調整を行い、災害ボランティアの活動拠点（本部）及び被害の状況に応じてサテライト型拠点の確保に努める。
- (2) かながわ県民活動サポートセンターや日本赤十字社神奈川県支部等、関係機関との連携に努める。

### 2 ボランティアの受入体制

市社協は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

ボランティアの受入れは、市社協とNPO法人ざま災害ボランティアネットワークが中心となって担うものとし、災害の発生時に災害救援ボランティアセンターを速やかに開設できるよう、次のような準備、取組を行う。

## (1) 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動できるように、被災者、市民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

## (2) ボランティア受入体制の整備

災害救援ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、市民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、受入体制について具体的なマニュアル化を行うとともに、受援力向上のための必要な訓練を行う。

災害救援ボランティアセンターは次の施設に設置する。ただし、当該施設が使用できない場合、代替施設として、他の公共施設に設置する。

## ＜災害救援ボランティアセンター設置場所（想定）＞

| 施設名                 | 所在地      |
|---------------------|----------|
| 総合福祉センター（サニープレイス座間） | 緑ヶ丘1-2-1 |

## (3) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

定期的に会合等を実施して、市、日本赤十字社神奈川県支部、NPO、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

- (4) 市は、市社協、NPO 法人ざま災害ボランティアネットワーク等と協働して、災害救援ボランティアセンターの運営等に関するマニュアルを作成する。この際、マニュアルに基づく災害救援ボランティアセンター開設・運営訓練を実施し、作成したマニュアルの検証・見直しを行う。

## 3 行政の支援

市及び県は、ボランティアの受入体制づくりについて、関係機関と協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

- (1) 災害時のボランティア活動拠点の整備や資機材の確保等による、ボランティア受入体制の充実を図る。
- (2) 関係団体等と連携しボランティアニーズ情報等、被災者情報の収集、支援要請の発信に関する仕組みを構築する。
- (3) 多様なボランティアニーズに対応するため、専門ボランティアやNPO 等との連携を強化する。

## 第21節 防災知識の普及 【共通】

災害発生時の被害を軽減するため、市及び防災関係機関は、市民に対して、一人ひとりが適切な行動をとれるように積極的に防災知識の普及に努める。市は、市民向けの防災教育訓練の他、学校における防災教育、防災に関する教材（副読本）、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図り、市全体としての防災意識の向上に努める。また、市職員をはじめ、市民や事業者等に対しても計画的かつ継続的な研修、教育及び指導を行い、特に水害については、地域特性、水害リスク等の知識を普及する。

| 担当する機関 |         | 項目               |
|--------|---------|------------------|
| 市      | 危機管理課   | ・ 防災知識の普及に関すること。 |
|        | 教育部     |                  |
|        | 消防本部・署  |                  |
|        | 関係各部    |                  |
| 関係機関   | 各防災関係機関 |                  |

### 1 市民に対する防災知識の普及

- (1) 地震、風水害等に関する一般知識
- (2) 日頃の備えと心構え
- (3) 災害発生時の対処
- (4) 防災訓練の推進
- (5) 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動

### 2 市職員に対する防災研修

- (1) 本計画の内容及びこれに伴う各部の防災体制と各自の任務分担
- (2) 地震、風水害等に関する知識

### 3 防災上重要な施設の管理者等の研修、指導

- (1) 地震、風水害等に関する一般知識
- (2) 災害発生時の対処

### 4 市民の心得

- (1) 平常時の心得

- ア 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーの備蓄及び非常持出品の準備をする。
- イ 耐震診断等の結果に基づく耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベータにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等を実施する。
- ウ 消火器の設置、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策を実施する。
- エ 災害時の家族の連絡体制、行動のルールづくり等、家庭での防災対策を実施する。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まず、身の安全を図る。
  - (ア) DROP! 「まず低く！」
  - (イ) COVER! 「頭を守り！」
  - (ウ) HOLD ON! 「動かない！」



シェイクアウトの安全行動

- イ すばやく火を始末する。
- ウ 火が出たら、すぐ消火する。
- エ あわてて外に飛び出さない。
- オ 瓦やガラス、看板等の落下に注意する。
- カ 狭い路地やブロック塀には近づかない。
- キ 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- ク 最小限の荷物で、自動車は使用せずに徒歩で避難する。
- ケ 地域ぐるみで協力し合って応急救護体制をとる。
- コ 正しい情報の下に的確に行動し、デマに惑わされない。
- サ 3日分の食料や飲料水を確保する。
- シ 走行中の車両は、空地や道路の左側に寄せて停車する。
- ス 家の中にいる家族の安全を確保する。
- セ 屋外への出入口を開ける。
- ソ ストーブ、ガスレンジ等の安全を確かめる。

## 5 防災知識の充実

- (1) 市は、防災知識の普及を図るため、市民防災・減災講座を実施する。

- (2) 市は、土砂災害警戒区域や、洪水浸水想定区域等、災害リスクのある地域の周知や、防災知識の普及啓発を図るため、ハザードマップ等の印刷物や冊子を作成し、周知に努める。

## 第22節 防災訓練の実施 【共通】

市は、県及び関係機関との連携を図りながら、本計画の習熟や、防災機関との連携強化、更には、市民の防災意識の高揚を図るため、大規模地震や大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施する。この際、要配慮者等の多様な視点等に配慮する。また、感染症の拡大の恐れがある災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

| 担当する機関 |         | 項目              |
|--------|---------|-----------------|
| 市      | 危機管理課   | ・防災訓練の実施に関すること。 |
|        | 関係各部    |                 |
| 関係機関   | 各防災関係機関 |                 |

### 1 訓練の実施

- (1) 市は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員その他、市民その他関係ある公私の団体の参加協力により実施する。
- (3) 展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、県及び防災関係機関の指導協力を得て、実施に努める。

### 2 訓練の種類及び目的

市は、突発的災害の発生に備え、過去の災害対応の教訓の共有及び市内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

#### (1) 総合防災訓練

市は、市民、市職員及びその他防災関係機関の職員が参加する総合的な防災訓練を実施する。この際、多数の市民参加かつ、実践的な訓練内容となるよう努める。

#### (2) 避難所開設運営訓練

自治会・自主防災組織、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会による避難所開設運営訓練を実施する。

#### (3) 応急救護所開設訓練

医療関係機関等と連携し、応急救護所開設訓練を実施する。

#### (4) 各施設応急復旧訓練

交通、電力、通信、水道等の社会活動上重要な施設の管理者は、災害時におけるその施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行われるよう訓練を実施し、市もこれに協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時の通信から災害通信への迅速かつ的確な切換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常参集訓練

突発的な災害の発生に備え、本部設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に参集できるよう訓練を実施する。

(7) 座間市いっせい防災行動訓練（シェイクアウトプラス1）

自分の身は自分で守るという自助意識を醸成するため、市内一斉に安全確保行動を実践するシェイクアウト訓練と、発災後にとるべき行動を確認するプラスワン訓練を併せた「座間市いっせい防災行動訓練」を実施する。

(8) その他の訓練等

ア 教育委員会、小・中学校、幼稚園及び保育所等においては、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

イ 市は、社会福祉施設、娯楽施設等多数の者が利用し、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

### 3 訓練結果の評価・総括

市及び防災関係機関は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

### 4 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

## 第23節 水害予防計画 【風水害】

都市化の進展に伴い、土地利用形態が大きく変化し、自然の保水、遊水機能が著しく減少している。

また、近年は1時間当たり100mmを超す集中豪雨も増加しており、短時間の一時的な増水に対処し、災害を未然に防止するため、河川の改修、下水道の整備をはじめとした総合的な治水事業が重要である。

| 担当する機関 |       | 項目                                                                                                                                               |
|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の周知に関すること。</li> <li>・浸水想定区域における避難の確保に関すること。</li> <li>・要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等に関すること。</li> </ul> |
|        | 都市部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に配慮した行政指導の実施に関すること。</li> </ul>                                                                        |
|        | 上下水道局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備計画に関すること。</li> </ul>                                                                                |

### 1 安全性に配慮した行政指導の実施

市は、県と連携し、市街地再開発事業、土地区画整理事業等において地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて次の対策をとるよう事業者等に指導し、雨水の流出抑制及び保水・遊水機能の確保に努める。

- (1) 透水性舗装の施工
- (2) 調整池の設置
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
- (4) 盛土の抑制

### 2 危険箇所等の周知

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雨水出水浸水想定区域をハザードマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。

### 3 浸水想定区域における避難の確保

- (1) 市は、洪水浸水想定区域等における避難の確保について、本計画に、次の事項等について定める。

ア 当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水等に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 浸水想定区域内の、次の施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設

(イ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものの

ウ 本計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

- (2) 市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (3) 市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

4 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等

- (1) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について市長に報告する。
- (2) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者、又は、管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (3) 本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

## 5 下水道整備計画

市は、開渠、マンホールの蓋の浮上、飛散防止等の対策を推進するとともに、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設の整備を促進する。

また、排水施設の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させる。

雨水整備については、座間市雨水管理総合計画に基づき、関連部署と調整のうえ、冠水区域の改善を中心に整備を進める。

## 第24節 災害救助実施体制の充実 【共通】

避難所運営や救援物資の提供等においては、災害対策基本法に基づき、基本的には市が主体となって実施するが、被害が複数市町村にまたがるような大規模地震等や大規模風水害等の災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、市は県の補助機関又は県が事務委任をすることで、市が救助を実施する。

| 担当する機関 |       | 項目                  |
|--------|-------|---------------------|
| 市      | 危機管理課 | ・災害救助実施体制の充実に関すること。 |
| 関係機関   | 神奈川県  |                     |

### 1 災害救助事務の委任に関する事前の取決め

災害救助事務の委任に関する事前の取決めは次のとおり。

| 救助の内容                | 実施機関  |
|----------------------|-------|
| 1 避難所の設置             | 市町村   |
| 2 応急仮設住宅の給与          | 県・市町村 |
| 3 炊き出しその他による食品の供与    | 市町村   |
| 4 飲料水の供給             | 市町村   |
| 5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与 | 市町村   |
| 6 医療、助産              | 県・市町村 |
| 7 被災者の救出             | 市町村   |
| 8 被災した住宅の応急修理        | 市町村   |
| 9 学用品の供与             | 市町村   |
| 10 埋葬                | 市町村   |
| 11 死体の搜索             | 市町村   |
| 12 障害物の除去            | 市町村   |

### 2 災害救助の実施体制の確保

- (1) 大規模災害時に円滑に災害救助を実施するためには、県の資源配分計画に基づき、救助実施市や、国及び物資の供給や輸送・保管等を担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平素から確保する。
- (2) 市は、事務委任の事前の取決めに基づき事務委任された事項について、主体的に災害救助事務が行えるよう市職員の対応力を強化する。

### 3 関係機関との連携確保

- (1) 市は、物資の受領・配分拠点や避難所に対する物資等の輸送手段、又は物資等の保管場所に関して、民間団体との協定を含めて充実を図る。
- (2) 市は、災害救助に関する連絡会議や、国、県、救助実施市、協定事業者等との連携体

制の一層の強化に努める。

#### 4 災害救助の運用体制の充実

市は、災害救助の事務手続や、避難所や大型防災備蓄倉庫等の物資拠点の運営等、災害救助の実務に関する研修、訓練を実施し、市職員等の対応力強化を図る。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害時の行動 【共通】

災害が起きたときは、まず、自分の身の安全を守ることが基本である。さらに、地域で助け合う心がけを持つことが必要である。

災害時に正しい行動がとれるよう、平常時から防災に関心を持ち、研修や訓練を実施する。

#### 1 地域の行動

阪神・淡路大震災のように複合災害が同時多発した場合、行政機関の力が及ばない場面が多数見受けられたことから、平常時から地域の自治会等を単位とした自主防災組織を結成し、災害発生時には、自主防災組織が中心となって隣近所で助け合い、被災者の救出や消火活動等を行うことが大切である。

自主防災組織は次のとおり、災害状況の通報、支援等を必要とする要配慮者の把握、生活物資の配給の手配等のきめ細かな対応を行うよう努める。

##### (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には市及び防災関係機関の提供する情報を地域内の市民等に伝達するものとし、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するものとする。

また、地域の被害状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言の防止に当たる。

##### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツ等を使い、隣近所がお互いに協力して初期消火に努める。また、消防団員の他、練度の高い者がいる場合、消火栓を使用した類焼・延焼防止に努める。

##### (3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者があるときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

##### (4) 避難の実施

市長、警察等から避難命令が出された場合には、市民等に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施に当たっては、次のことに留意する。

ア 危険防止のための避難路は、単一だけでなく複数の避難路をあらかじめ検討しておく。

イ 市民等が避難するときは、円滑な避難が行えるよう、持ち出し品の携行は必要最小限とする。

ウ 要配慮者その他自力で避難することが困難な者に対しては、市民等の協力の下に避難誘導を行う。

(5) 給食・給水・救援物資の配布及びその協力

給食・給水・救援物資の配布には、組織的な活動が不可欠であるため、自治会又は自主防災組織は、市が実施する給食・給水・救援物資の配布、避難所の運営等の応急対策活動に協力する。

## 2 事業所の行動

災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、市民及び自治会・自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救助救出、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

## 3 市職員の行動

市職員も市民と同様に被災者となるが、勤務時間外で自宅にいる場合は、家族の身の安全を確認し、必要な指示を与えて非常参集する。勤務時間内は、本計画に基づき速やかに所要の初動活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項が、災害現場等において突発的に発生した場合、適宜対応するとともに、災害活動等に従事する職員が職制を超えて一致協力し、最善の方法で職務を遂行する。

## 第2節 警戒期の対策 【風水害】

風水害については、気象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市、関係機関及び報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生前の対策が極めて重要である。

その際、要配慮者にも配慮するとともに、市民にとって分かりやすい情報伝達に努める。

| 担当する機関 |                  | 項目                                                                                                                                                          |
|--------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局<br>(危機管理課) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒及び注意の喚起に関すること。</li> <li>・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。</li> <li>・指定緊急避難場所の開設に関すること。</li> <li>・広域避難に関すること。</li> </ul> |
|        | 消防本部・署<br>消防団    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害未然防災活動に関すること。</li> </ul>                                                                                          |
|        | 関係各部             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒及び注意の喚起に関すること。</li> </ul>                                                                                         |
| 関係機関   | 横浜地方気象台          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定河川洪水予報に関すること。</li> <li>・防災気象情報に関すること。</li> <li>・火災気象通報に関すること。</li> </ul>                                         |
|        | 神奈川県             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定河川洪水予報に関すること。</li> <li>・気象情報に関する情報に関すること。</li> </ul>                                                             |

### <災害対応フェーズ>

|             |               | 発災                                                       | 3 時間 | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月 |
|-------------|---------------|----------------------------------------------------------|------|-------|------|------|
|             |               | 警戒期                                                      | 発災期  | 初動期   | 展開期  | 復旧期  |
| 市<br>担<br>当 | 消防本部・署<br>消防団 | ○警戒・注意喚起、防災気象情報・予兆現象の収集・覚知、危険度の周知、風水害の未然防止措置<br>○河川等の巡視等 |      |       |      |      |
|             | 本部事務局         | ○避難場所開設準備、開設判断                                           |      |       |      |      |
|             | 関係各部          | ○防災気象情報の受報、所管施設、関係者への連絡                                  |      |       |      |      |
| 横浜地方気象台     |               | ○防災気象情報の発表                                               |      |       |      |      |
| 神奈川県        |               | ○指定河川の水位監視及び警報等の発表                                       |      |       |      |      |

## 1 警戒及び注意の喚起

- (1) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえ、避難すべき区域や避難情報発令の判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
- (2) 横浜地方気象台が発表する気象に関する情報の種類及び運用の概要は、後掲の「6 特別警報」及び「7 警報・注意報の種類及び発表基準」のとおりである。
- (3) 市は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域内の市民に対し、避難情報の普及啓発を図り、発令時に混乱なく避難できるよう努める。
- (4) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象に関する情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。また、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (5) 市、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。なお、市は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

## 2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し避難情報を発令する。その際、対象地域の適切な設定等に留意する。
- (2) 居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で高齢者等避難を発令する。また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に高齢者等避難を発令する。
- (3) 水防本部長（県知事）又は水防管理者（市長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく、座間警察署長に通知しなければならない。

水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立退計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じるものとする。

- (4) 市は、避難情報の対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動を喚起する。
- (5) 市民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速

報メール機能を含む。)等のあらゆる伝達手段を活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

### 3 指定緊急避難場所の開設

市は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所を開設し、速やかに市民等に周知する。

### 4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者（市長）は、随時、区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防管理者（市長）は、気象の悪化が予想されるときは、前記の水防上危険であると認められる箇所の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。
- (3) 水防管理者（市長）は、その区域内における農業用取水堰及び水門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置する。
- (4) 河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、市長及び座間警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとる。

### 5 広域避難

市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民の避難場所の確保が困難となり、市の区域外への避難及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民の受入れについては当該市町村と直接協議を行う。また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し協議を求める他、緊急を要する場合は、県に報告した上で、自ら協議することができる。また、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設けたときは、その旨を知事に報告する。

### 6 特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には、特別警報が発表される。

#### 特別警報の基準

| 種類 | 基準                                |
|----|-----------------------------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 暴風  | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合     |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強風の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |

## 7 警報・注意報の種類及び発表基準（令和6年5月23日現在）

|            |            |                                     |                                     |
|------------|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 座間市        | 府県予報区      | 神奈川県                                |                                     |
| 警 報        | 一次細分区域     | 東部                                  |                                     |
|            | 市町村をまとめた地域 | 湘南                                  |                                     |
|            | 大雨         | 浸水害                                 | 表面雨量指数基準 18                         |
|            |            | 土砂災害                                | 土壌雨量指数基準 148                        |
|            | 洪水         | 流域雨量指数基準                            | 目久尻川流域＝7.4<br>鳩川流域＝15.8             |
|            |            | 複合基準※1                              | 相模川流域＝(15, 62.1)                    |
|            |            | 指定河川洪水予報による基準                       | 相模川中流〔上依知〕                          |
|            | 暴風         | 平均風速                                | 25m/s                               |
|            | 暴風雪        | 平均風速                                | 25m/s 雪を伴う                          |
|            | 大雪         | 降雪の深さ                               | 12 時間降雪の深さ 10 cm                    |
|            | 波浪         | 有義波高                                |                                     |
|            | 高潮         | 潮位                                  |                                     |
| 注意報        | 大雨         | 表面雨量指数基準                            | 12                                  |
|            |            | 土壌雨量指数基準                            | 108                                 |
|            | 洪水         | 流域雨量指数基準                            | 目久尻川流域＝5.9<br>鳩川流域＝12.6             |
|            |            | 複合基準                                | 目久尻川流域＝(6, 5.9)<br>相模川流域＝(10, 44.2) |
|            |            | 指定河川洪水予報による基準                       | 相模川中流〔上依知〕                          |
|            | 強風         | 平均風速                                | 12m/s                               |
|            | 風雪         | 平均風速                                | 12m/s 雪を伴う                          |
|            | 大雪         | 降雪の深さ                               | 12 時間降雪の深さ 5 cm                     |
|            | 波浪         | 有義波高                                |                                     |
|            | 高潮         | 潮位                                  |                                     |
|            | 雷          | 落雷等により被害が予想される場合                    |                                     |
|            | 融雪         | ※2                                  |                                     |
|            | 濃霧         | 視程                                  | 100m                                |
|            | 乾燥         | 最小湿度 35% 実効湿度 55%                   |                                     |
|            | なだれ        | ※2                                  |                                     |
|            | 低温         | 夏期：最低気温 16℃以下が数日継続<br>冬期：最低気温 -5℃以下 |                                     |
|            | 霜          | 最低気温 4℃以下<br>発表期間は原則として晩霜期          |                                     |
|            | 着氷・着雪      | 著しい着氷（雪）が予想される場合                    |                                     |
| 記録的短時間大雨情報 |            | 1 時間雨量                              | 100 mm                              |

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表す。

※2 「融雪」及び「なだれ」注意報に関しては、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていない。

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いられている。

土砂キキクル

（大雨警報（土砂災害）危険度分布）：大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

浸水キキクル

（大雨警報（浸水害）の危険度分布）：短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

洪水キキクル

（洪水警報の危険度分布）：指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

## 【各キキクルに関する警戒レベル】

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：危険な場所から高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指数で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

## 8 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、大雨特別警報、7の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する警報及び注意報は、7の洪水に関する警報及び注意報の発表をもって代える。

## 9 県指定河川洪水予報（相模川中流）

相模川（小倉橋（相模原市）から神川橋（平塚市・寒川町）までの区間）については、県と横浜地方気象台が共同して相模川中流洪水予報を発表する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

| 種類     | 発表基準                                            |
|--------|-------------------------------------------------|
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。       |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は氾濫危険水位に到達 |

| 種類     | 発表基準                                                     |
|--------|----------------------------------------------------------|
|        | し、さらに水位上昇が見込まれるとき。                                       |
| 氾濫危険情報 | 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、又は氾濫危険水位に到達した場合 |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき。                                               |

## 10 防災気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

発表した情報は、気象台から警報や注意報に準じて関係機関に伝達する。

### (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる「警戒レベル1」となる。

### (2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都道府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。

気象の予報等については、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性があるとして予測されたときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から府県単位等（例：神奈川県）で呼びかけを行う。

### (3) 土砂災害警戒情報

神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市長が避難指示を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確

認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測又は解析され、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。

また、気象ドップラーレーダーによる観測等から、竜巻等の激しい突風の発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を気象庁のホームページで提供している。

## 11 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次のいずれかの基準により、神奈川県知事に対して通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア 実効湿度 55%以下で、最小湿度 35%以下になる見込みのとき。

イ 毎秒 12m以上の平均風速が予想されるとき。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

### 第3節 応急活動体制の構築 【共通】

市長は、市域に災害が発生した場合において、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2及び座間市災害対策本部条例（昭和41年座間町条例第19号）に基づき、本部を設置するものとする。

| 担当する機関 |                  | 項目                              |
|--------|------------------|---------------------------------|
| 市      | 本部事務局<br>(危機管理課) | ・ 応急活動体制の構築に関すること。              |
|        | 災対各部             | ・ 本部の組織に関すること。<br>・ 配備体制に関すること。 |

#### <災害対応フェーズ>

|     |                                            | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |     |     |     |     |     |
|-----|--------------------------------------------|---------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |                                            | 警戒期                                         | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 市担当 | 本部事務局<br>（危機管理課）<br>都市部<br>上下水道局<br>消防本部・署 | ○風水害等の場合の情報連絡体制（即応配備）<br>○本部設置・配備体制の判断      |     |     |     |     |     |
|     | 災対各部                                       | ○本部体制へ移行、配備体制に基づく職員の配置                      |     |     |     |     |     |

#### 1 本部の設置、廃止

##### (1) 設置及び廃止の基準

|      |      |                                                                                                                                 |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震災害 | 設置基準 | ア 市域において震度5強以上の地震が発生した場合（自動的に設置）<br>イ その他市長が必要と認めた場合（市長の判断により設置）<br>※本節 3 配備体制を参照                                               |
|      | 廃止基準 | ア 本部長が予想された災害の危険が解消したと認めた場合<br>イ 本部長が災害応急対策をおおむね完了したと認めた場合                                                                      |
| 風水害  | 設置基準 | ア 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他警報が発表され、本部を設置して災害応急活動を行うことが必要と市長が認めた場合<br>イ その他市長が必要と認めた場合（市長の判断により設置）<br>※本節 3 配備体制を参照 |
|      | 廃止基準 | ア 本部長が予想された災害の危険が解消したと認めた場合<br>イ 本部長が災害応急対策をおおむね完了したと認めた場合                                                                      |

##### (2) 設置及び廃止の通知

本部を設置、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

| 連絡担当        | 報告・通知・公表先           | 報告・通知・公表の方法                  |
|-------------|---------------------|------------------------------|
| くらし安全部危機管理課 | 市民等                 | 防災行政無線、広報車、報道機関等             |
|             | 県知事（県央地域県政総合センター経由） | 地域防災無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法 |
|             | 警察署長                |                              |
|             | 隣接市町長               |                              |
|             | その他防災関係機関           | 電話、口頭、文書                     |
|             | 報道機関                |                              |

### (3) 設置等権限の代理者

本部の設置、又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

|        |   |     |   |     |   |         |
|--------|---|-----|---|-----|---|---------|
| 職務権限順位 | 1 | 副市長 | 2 | 教育長 | 3 | くらし安全部長 |
|--------|---|-----|---|-----|---|---------|

### (4) 本部等の設置場所

本部は、市庁舎3階庁議室に設置する。

また、発災の初動対応において、情報の集約・発信、本部長への速やかな状況報告等により本部機能を効果的に発揮するため、情報関連資機材や関係者を集約させた「オペレーションセンター」を、必要に応じて市庁舎5-1会議室に開設する。なお、オペレーションセンターとしての機能を維持するために、蓄電池等により、情報・通信機器等が継続的に使用できる環境を整備する。

### (5) 本部の活動内容

- ア 職員の動員発令
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 災害情報等の収集伝達

## 2 本部の組織

本部の組織は、座間市災害対策本部条例に規定するとおりとする。

#### (1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

#### (2) 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (3) 本部員（各部局等の長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の職員等を指揮監督する。

(4) 会議

ア 本部会議

本部会議は、本部の活動に関する基本方針や重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度、招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し、本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができる。

(ア) 構成員

本部長、副本部長、本部員

(イ) 事務分掌（協議事項）

- a 災害応急対策の基本方針に関すること。
- b 動員及び配備体制に関すること。
- c 各部間調整事項に関すること。
- d 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- e 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- f 他市町村への応援要請に関すること。
- g 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- h 災害救助法の適用に関すること。
- i 現地災害対策本部に関すること。
- j その他災害応急対策の重要事項に関すること。

イ 特定本部員会議

本部長は、本部会議招集基準に該当しない比較的小規模な災害で、本部会議を開くに至らないと認めるときは、特定の部による災害応急対策への対応の調整を図るため、特定本部員会議を招集する。

特定本部員会議を招集するに至らないと認めるときは、特定の部又は特定の部間の調整による災害応急対策への対応を図るものとする。

(5) 各部責任者

各部責任者は、本部長の命を受け、所属職員を指揮監督する。

(6) 各部副責任者

各部副責任者は、所属部の動員職員を把握する。

ア 災害通報の受付・伝達

各部に直接ダイヤルインで入電した災害通報を受け付け、災害受付用紙により情報班へ届ける。

イ 指令の伝達

責任者を介して本部から発せられた「指令」により、動員職員に現場活動を指示し、対応した内容を災害対応報告書に記入して、本部事務局へ報告する。なお、任意書式の使用や口頭報告も認めるものとする。

(7) 情報班

ア 危機管理課あるいは本部長が必要と認める場合、「座間市災害応急対策計画」により任命された情報員からなる情報班を、市庁舎3-1会議室に設置する。

イ 情報班は、各部からの報告や市民等からの通報等を受け付け、集約・分析し、本部事務局(本部設置前は危機管理課)に報告する。

(8) 即応班

ア 危機管理課又は本部長が必要と認める場合、「座間市災害応急対策計画」により任命された即応員からなる即応班を、市庁舎3-2会議室に設置する。

イ 即応班は、本部事務局(本部設置前は危機管理課)を補助する。

ウ 即応班は、本部事務局(本部設置前は危機管理課)の指示により活動し、対応した内容及び入手した情報は、本部事務局(本部設置前は危機管理課)に報告する。

エ 市内において、甚大な被害が発生した場合、即応班を解除し、受援班を配備する。

(9) 受援班

ア 市内において、甚大な被害が発生した場合、「座間市災害応急対策計画」により任命された受援員からなる受援班を、市庁舎3-2会議室に設置する。

イ 受援班は、災対各部から、不足している物資等に関する要望を受け、本部事務局等と連携の上、支援を要請する内容を検討する。

ウ 受援班は、関係機関や協定締結先等へ支援を要請する。

エ 受援班は、受け入れた物資等の配分を行う。

オ 受援班は、本部長が必要と認める間、関係する災対部と連携の上、体制を継続する。

(10) 避難所開設担当

本部長は、「座間市災害応急対策計画」により避難所開設担当者をあらかじめ選任する。

なお、避難所開設担当者は、本部命令又は震度5強以上の地震を覚知した場合は、避難所に出向き、避難所の開設に当たる。

(11) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

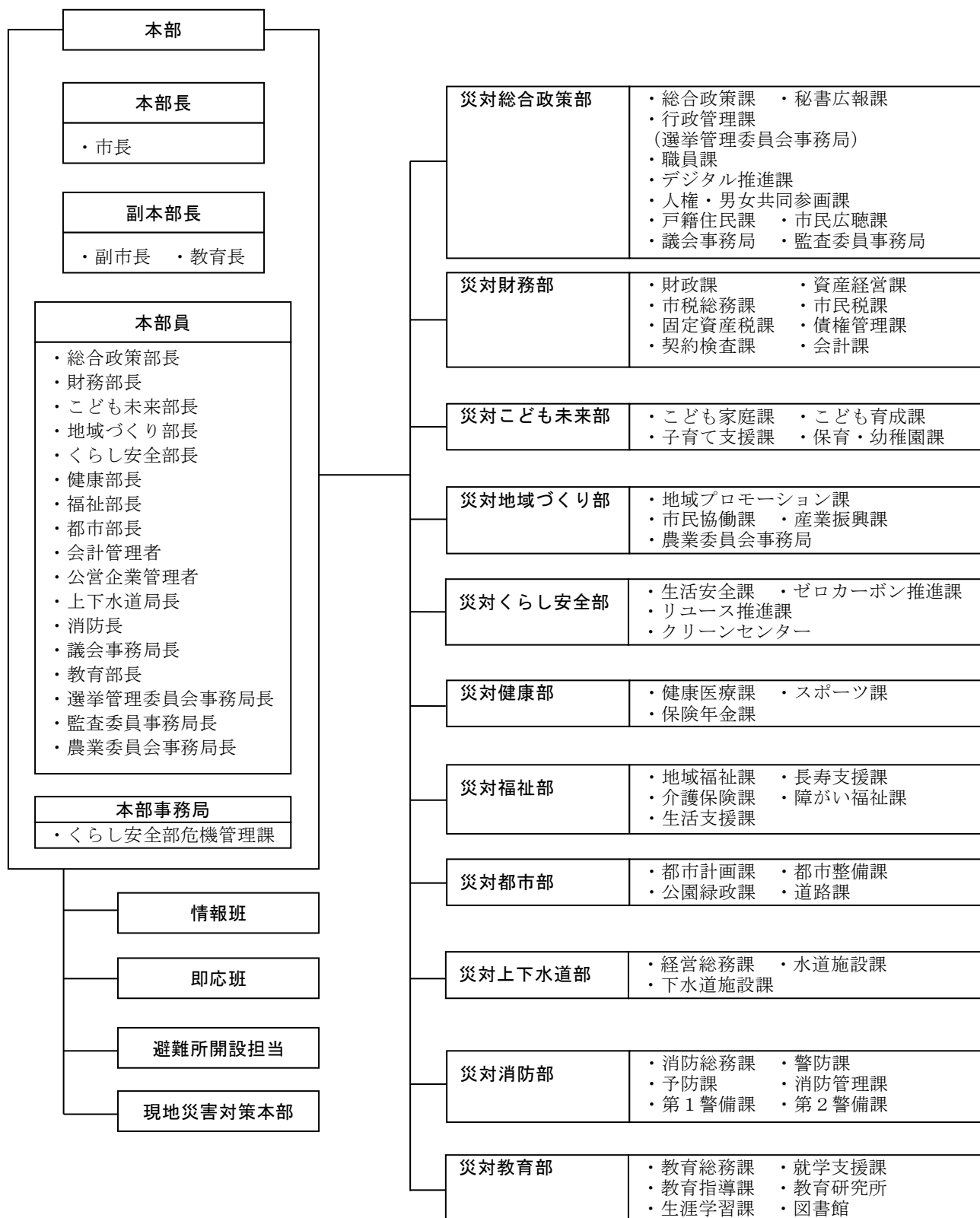
(ア) 本部長は、副本部長又は本部員のうちから現地災害対策本部長を、また、職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

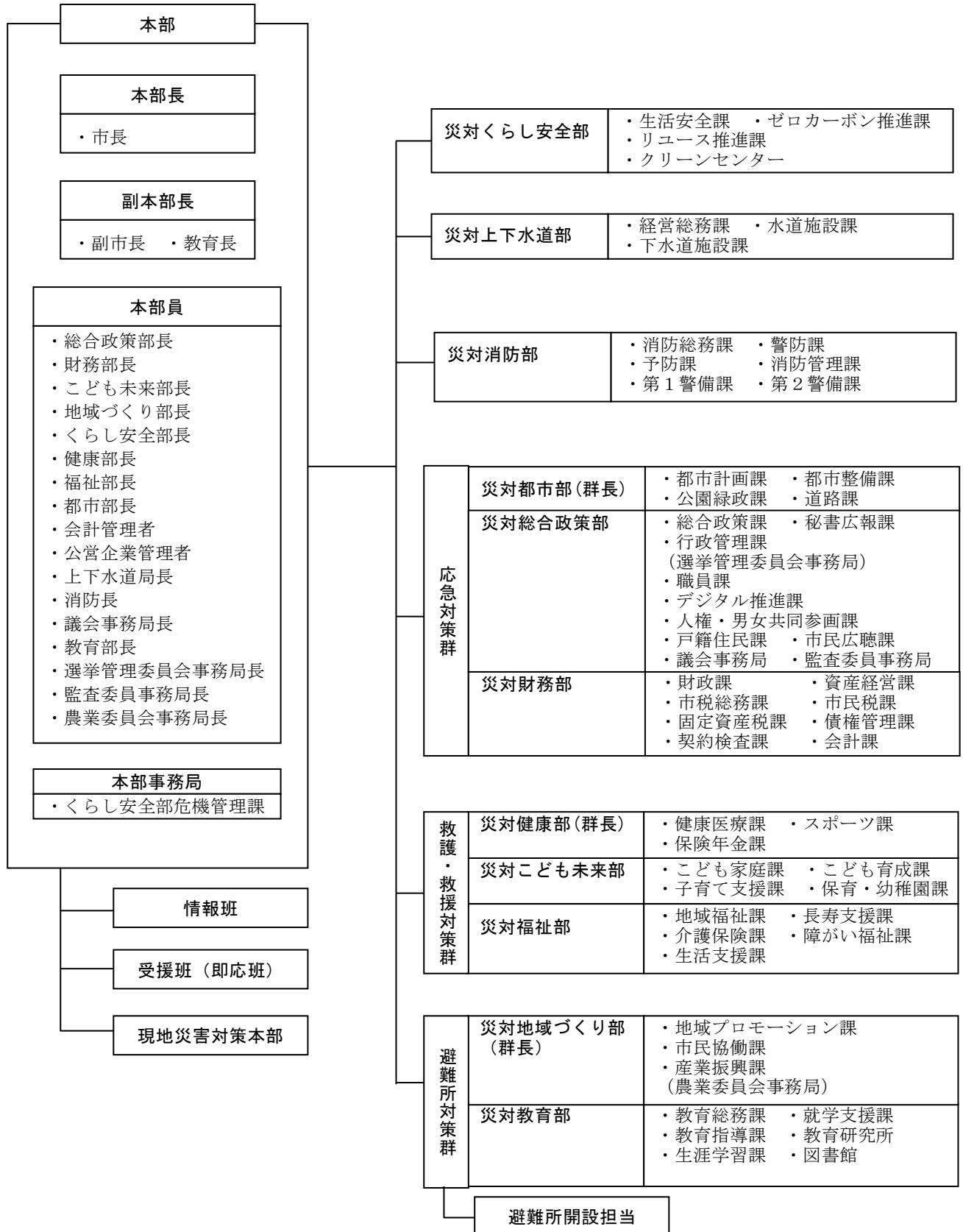
イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、市民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次本部へ報告する。

本部組織図(1～2号配備)



本部組織図（2号配備対策群体制）



本部所掌事務

| 部       | 所属課                                   | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部事務局   | 危機管理課                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置・運営に関する事。</li> <li>2 災害応急対策の総括及び各部・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 災害救助法適用要請及び県災害対策本部等他機関への応援要請等に関する事。</li> <li>4 各部、その他関係機関からの被害報告及び災害記録の取りまとめに関する事。</li> <li>5 職員の動員及び災害配備に関する事。</li> <li>6 関係機関との総合調整に関する事。</li> <li>7 本部会議等の企画に関する事。</li> <li>8 災害時用通信機器の維持管理に関する事。</li> <li>9 物資等の配分に関する事。</li> <li>10 被災者台帳の作成に関する事。</li> </ol> |
| 災対総合政策部 |                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関及び各部との連絡並びに統制に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。</li> <li>3 部内の職員動員に関する事。</li> <li>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。</li> <li>5 緊急輸送の確保に関する事。(応急対策群体制時)</li> </ol>                                                                                                                                                                     |
|         | 総合政策課                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国及び県との調整に関する事。</li> <li>2 在日米軍との連絡調整に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 秘書広報課                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 視察見舞いのための接遇に関する事。</li> <li>3 広報活動の企画、実施に関する事(災害広報紙の発行、報道機関対応含む。)</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 職員課<br>行政管理課<br>選挙管理委員会事務局<br>デジタル推進課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の動員調査、調整及び派遣に関する事。</li> <li>2 災害対策従事職員の給食等の手配及び調達に関する事。</li> <li>3 被災職員の把握に関する事。</li> <li>4 コンピュータの保安全管理に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                            |
|         | 戸籍住民課<br>監査委員事務局                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋火葬許可証の交付に関する事。</li> <li>2 遺体の搬送及び埋火葬に関する事。</li> <li>3 行方不明者に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 市民広聴課<br>人権・男女共同参画課                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談に関する事。</li> <li>2 外国人相談に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | 議会事務局                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員の安否確認に関する事。</li> <li>2 議会との連絡や情報提供・収集に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                               |

第2編 災害対策計画編—第2章 災害応急対策計画

| 部        | 所属課                                   | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対財務部    |                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の災害対策活動の総括に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。</li> <li>3 部内の職員動員に関する事。</li> <li>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。</li> <li>5 緊急輸送の確保に関する事。(応急対策群体制時)</li> </ol>                                                                                                         |
|          | 財政課                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係予算の編成及び災害資金の調達に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 市税総務課<br>市民税課<br>固定資産税課               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税の減免に係る被害調査に関する事。</li> <li>2 一般住家等の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 罹災証明書交付に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                |
|          | 債権管理課                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 徴収猶予及び納税相談に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                          |
|          | 資産経営課<br>契約検査課                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の自衛警備及び電気通信施設の保全に関する事(非常電源の確保を含む。)</li> <li>2 車両調達(広報車両の確保を含む。)、配車に関する事(燃料確保を含む。)</li> <li>3 災害時における自動車用燃料の供給協力に関する協定の運用に関する事(神奈川県石油商業組合高座支部)。</li> <li>4 災害時における自動車輸送の協力に関する事((一社)神奈川県トラック協会)。</li> <li>5 市有財産の被害状況の総括及び報告に関する事。</li> <li>6 応急輸送に関する事。</li> </ol> |
|          | 会計課                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な収支の審査、執行、現金支払いに関する事。</li> <li>2 災害対策に必要な現金、有価証券の出納保管に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                        |
| 災対こども未来部 |                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の災害対策活動の総括に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。</li> <li>3 部内の職員動員に関する事。</li> <li>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。</li> <li>5 要配慮者対策に関する事。(救護・救援対策群体制時)</li> </ol>                                                                                                       |
|          | こども家庭課<br>こども育成課<br>子育て支援課<br>保育・幼稚園課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所、児童ホーム等の応急修理に関する事。</li> <li>2 青少年センターの応急修理、管理・運営に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                 |

| 部        | 所属課                 | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対地域づくり部 |                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の災害対策活動の総括に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。</li> <li>3 部内の職員動員に関する事。</li> <li>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。</li> <li>5 物資集積及び管理に関する事。</li> <li>6 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>7 自治会・自主防災組織との連携に関する事。<br/>(避難所対策群体制時)</li> <li>8 一次避難所の開設及び運営管理に係る連絡調整に関する事。(避難所対策群体制時)</li> </ol> |
|          | 地域プロモーション課<br>産業振興課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における生活物資等の供給協力に関する協定の運用に関する事。</li> <li>2 災害時における LPG の調達に関する協定の運用に関する事 ((公社)神奈川県 LP ガス協会 県央支部)。</li> <li>3 企業等の被害調査及び連絡に関する事。</li> <li>4 観光客に対する安全対策に関する事。</li> </ol>                                                                                                       |
|          | 市民協働課               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会・自主防災組織との連携に関する事。</li> <li>2 コミュニティセンター施設の応急修理に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                             |
|          | 産業振興課<br>農業委員会事務局   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要食料の調達に関する事。</li> <li>2 米穀商との連絡調整に関する事。</li> <li>3 農作物の被害調査に関する事。</li> <li>4 病虫害伝染病防除に関する事。</li> <li>5 種苗、生産資材のあっせん及び融資に関する事。</li> <li>6 農業用施設の応急対策に関する事。</li> <li>7 被災家畜に関する事。</li> </ol>                                                                                    |

| 部        | 所属課                              | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対くらし安全部 |                                  | 1 部の災害対策活動の総括に関する事。<br>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。<br>3 部内の職員動員に関する事。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。<br>5 本部運営業務に関する事。                                                                                                                                                                                                                |
|          | 生活安全課                            | 1 防犯関係機関との連絡に関する事。<br>2 災害に伴う、大気汚染、水質汚濁の現況調査に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|          | クリーンセンター<br>ゼロカーボン推進課<br>リユース推進課 | 1 ごみ・し尿等処理対策に関する事。<br>2 災害廃棄物処理対策に関する事。<br>3 死亡獣畜に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 災対健康部    |                                  | 1 部の災害対策活動の総括に関する事。<br>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。<br>3 部内の職員動員に関する事。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。<br>5 要配慮者対策に関する事。(救護・救援対策<br>群体制時)                                                                                                                                                                                               |
|          | 健康医療課<br>スポーツ課<br>保険年金課          | 1 医療施設の応急対策及び被害調査に関する事。<br>2 社会体育施設の応急修理に関する事。<br>3 医薬品及び器材の整備及び確保に関する事。<br>4 医師会等の協力に基づく医療、助産活動に関する事。<br>5 災害時における医療救護活動に関する協定の運用に関する事 ((一社)座間綾瀬医師会、座間市薬剤師会、(一社)座間市歯科医師会)。<br>6 医療救護班編成に関する事。<br>7 入院治療を要する者の収容に関する事。<br>8 応急救護所の設置等に関する事。<br>9 被災者の健康管理に関する事。<br>10 感染症予防に関する事。<br>11 食品衛生に関する事。<br>12 被災による国民健康保険税等の減免に関する事。 |

| 部     | 所属課                               | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対福祉部 |                                   | 1 部の災害対策活動の総括に関すること。<br>2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。<br>3 部内の職員動員に関すること。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関すること。<br>5 二次避難所の開設及び運営管理全般に関すること。<br>6 要配慮者対策に関すること。(救護・救援対策<br>群体制時)                                                       |
|       | 地域福祉課<br>長寿支援課<br>介護保険課<br>障がい福祉課 | 1 避難行動要支援者の支援に関すること。<br>2 日本赤十字社、その他福祉団体との連絡調整に関すること。<br>3 義援金、寄付金の受理及び保管に関する<br>こと。<br>4 社会福祉施設の災害対策に関すること。<br>5 ボランティアの活動に関すること。                                                                                        |
|       | 生活支援課                             | 1 災害時における生活保護世帯の援護対策に<br>すること。                                                                                                                                                                                            |
| 災対都市部 |                                   | 1 部の災害対策活動の総括に関すること。<br>2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。<br>3 部内の職員動員に関すること。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関すること。<br>5 作業用具、資材及び労力等の確保に関する<br>こと。<br>6 技術者の現況の把握及び従事命令に関する<br>こと。<br>7 障害物等除去対策に関すること。<br>8 緊急輸送の確保に関すること。(応急対策群<br>体制時) |
|       | 都市計画課                             | 1 災害時応急措置の協力に関する協定の運用に<br>関すること(座間市建設業協会)。                                                                                                                                                                                |
|       | 公園緑政課                             | 1 都市公園、多目的広場等のパトロール・応急<br>修理に関すること。                                                                                                                                                                                       |
|       | 都市整備課                             | 1 避難所応急仮設等に関すること(応急仮設住<br>宅及び住宅の応急修理を含む)。<br>2 がけ地、宅地、造成地等、危険箇所の対策に<br>関すること。<br>3 建築物等の応急危険度判定活動に関するこ<br>と。<br>4 応急建築資材の収集に関すること。<br>5 建設機材の現況の把握及び緊急使用に関す<br>ること。                                                       |
|       | 道路課                               | 1 道路、橋りょうの応急修理に関すること。<br>2 道路、橋りょうの災害復旧に関すること。<br>3 道路パトロールの実施と応急措置に関する<br>こと。<br>4 異状時における通行事前規制に関すること。                                                                                                                  |

| 部       | 所属課            | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対上下水道部 |                | 1 部の災害対策活動の総括に関する事。<br>2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。<br>3 部内の職員動員に関する事。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。                                                                                                                                                                                               |
|         | 経営総務課<br>水道施設課 | 1 飲料水の確保、供給に関する事。<br>2 災害時における復旧工事の協力に関する協定及び資材の供給に関する協定の運用に関する事（座間市管工事業協同組合）。<br>3 災害時における水質検査に関する事。<br>4 上水施設の応急修理に関する事。                                                                                                                                                                   |
|         | 下水道施設課         | 1 下水施設の応急修理に関する事。<br>2 低地等における内水氾濫の応急対策に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 災対消防部   |                | 1 部（消防団）の災害対策活動の総括に関する事。<br>2 部内（消防団）の連絡調整及び庶務に関する事。<br>3 部内の職員動員に関する事。<br>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。<br>5 人命救助に関する事。                                                                                                                                                                     |
|         | 消防総務課<br>警防課   | 1 消防職員の参集・招集に関する事。<br>2 応援部隊の進出拠点に関する事。<br>3 応援部隊等の宿営場所に関する事。<br>4 部内の職員動員及び編成に関する事。<br>5 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関する事。<br>6 消防関係機関との連絡調整に関する事。<br>7 災害情報の収集に関する事。<br>8 応援部隊等の調整、総括に関する事。<br>9 県調整本部に関する事。<br>10 警戒本部又は市災害対策本部の対策調整に関する事。<br>11 消防団員の動員に関する事。<br>12 消防団員の連絡調整及び災害対策活動の総括に関する事。 |
|         | 消防管理課          | 1 三市指令センターとの情報共有に関する事。<br>2 消防部隊の出動指令に関する事。<br>3 医療機関等の調整に関する事。<br>4 予備隊等の編成に関する事。                                                                                                                                                                                                           |
|         | 予防課            | 1 災害情報に関する事。<br>2 危険物等の監視警戒及び応急対策に関する事。<br>3 県調整本部に関する事。（出向班）<br>4 警戒本部又は市災害対策本部の対策調整に関                                                                                                                                                                                                      |

| 部     | 所属課                         | 所掌事務                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                             | <p>すること。(対策調整員)</p> <p>5 予備隊等の編成に関すること。</p>                                                                                                                                                            |
|       | <p>第1 警備課</p> <p>第2 警備課</p> | <p>1 人命救助に関すること。</p> <p>2 指令情報、出動統制に関すること。</p> <p>3 災害の警戒及び防御に関すること。</p> <p>4 消防部隊の出動指令に関すること。</p> <p>5 救助、救急に関すること。</p> <p>6 捜索、救出、避難に関すること。</p> <p>7 無線電話の維持管理に関すること。</p> <p>8 予備隊等の編成に関すること。</p>    |
| 災対教育部 |                             | <p>1 部の災害対策活動の総括に関すること。</p> <p>2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。</p> <p>3 部内の職員動員に関すること。</p> <p>4 所管する財産及び所管事務に係る被害調査報告に関すること。</p> <p>5 避難所の開設及び運営管理の協力に関すること。</p> <p>6 一次避難所の開設及び運営管理に係る連絡調整に関すること。(避難所対策群体制時)</p> |
|       | 教育総務課                       | <p>1 学校教育施設の応急修理に関すること。</p>                                                                                                                                                                            |
|       | 就学支援課                       | <p>1 被災児童生徒に対する保健対策に関すること。</p> <p>2 学校給食施設使用に伴う炊き出しに関すること。</p> <p>3 教職員の災害対策のための動員確保に関すること。</p> <p>4 災害時における学校給食の対策に関すること。</p> <p>5 被災児童生徒の育英奨学に関すること。</p>                                             |
|       | 教育指導課<br>教育研究所              | <p>1 被災児童生徒に対する教科書、その他学校用品の給付に関すること。</p> <p>2 災害時における児童生徒の応急の教育に関すること。</p>                                                                                                                             |
|       | 生涯学習課                       | <p>1 文化財の保護及び応急対策に関すること。</p> <p>2 社会教育施設の応急修理に関すること。</p>                                                                                                                                               |
|       | 図書館                         | <p>1 図書館施設の応急修理に関すること。</p>                                                                                                                                                                             |

## 群所掌事務

| 群        | 構成する災対部                        | 所掌事務                                                                       |
|----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 応急対策群    | 災対都市部(群長)<br>災対総合政策部<br>災対財務部  | 1 道路交通網の応急復旧に関する事。<br>2 交通整理及び災害現場の確認と救助作業に関する事。<br>3 緊急輸送の確保に関する事。        |
| 救護・救援対策群 | 災対健康部(群長)<br>災対こども未来部<br>災対福祉部 | 1 市民等の救護に関する事。<br>2 救援及び避難対策に関する事。<br>3 要配慮者対策に関する事。                       |
| 避難所対策群   | 災対地域づくり部(群長)<br>災対教育部          | 1 一次避難所の開設及び運営管理に係る連絡調整に関する事。<br>2 自主防災組織の連絡調整に関する事。<br>3 自治会等との連絡調整に関する事。 |

### 3 配備体制

#### (1) 配備の基準

配備の基準は、次のとおりとする。

ア 本部が設置されていないとき。

##### (ア) 即応配備（警戒本部設置前）

震度4の地震を観測した場合、情報収集及び必要な対処を講じるため、危機管理課、消防本部・署は自動参集により体制を整える他、その他部局については、状況に応じて参集する。

また、台風等の接近で風雨に対し警戒が必要な場合、くらし安全部危機管理課、都市部、上下水道局、消防本部・署を主体としつつ、状況に応じて他部局を加え即応体制を整える。

##### (イ) 1号配備（警戒本部）

副本部長（副市長、教育長）以下、全本部員及び必要に応じた人員により構成し、災害の発生に対処するため、警戒体制を整える。

この際、状況により、本部長は参集する。

イ 本部が設置されたとき。

##### (ア) 2号配備

本部長（市長）及び副本部長（副市長、教育長）以下、全本部員及び各災対部員により構成し、災害の発生に対処するため、活動体制を整える。

##### (イ) 2号配備対策群体制

市内において、震度6弱以上を観測、又は甚大な被害が発生した場合、若しくは市長が必要と認めた場合は、全ての業務、行事等を停止し、人命の救護、救援を最優先する体制とするため、応急対策群、救護・救援対策群、避難所対策群を設置する。その際、避難所開設担当は、避難所対策群の体制下とする。

###### a 応急対策群

災対都市部長を群長として、災対都市部、災対総合政策部、災対財務部で構成し、道路交通網の応急復旧、交通整理及び災害現場の確認と救助作業、緊急輸送の確保に取り組むものとする。

###### b 救護・救援対策群

災対健康部長を群長として、災対健康部、災対こども未来部、災対福祉部で構成し、市民等の救護、救援及び避難対策、要配慮者対策に取り組むものとする。

###### c 避難所対策群

災対地域づくり部長を群長として、災対地域づくり部、災対教育部、で構成し、避難所の開設及び運営管理に係る連絡調整及び自主防災組織・自治会等との連絡調整に取り組むものとする。

## 配備基準

| 区分            | 配備体制                       | 配備時期                                                              |                                                                                                                      | 本部体制   |
|---------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|               |                            | 地震（自動参集※）                                                         | 風水害（市長等発令）                                                                                                           |        |
| 即応配備          | 災害の発生に対処又は警戒するため、即応体制を整える。 | ○市内で震度4の地震を観測したとき。<br>※一部の部署に限定                                   | ○台風等の接近で風雨に対し警戒が必要なとき。<br>（危機管理課、都市部、上下水道局、消防本部・署等により即応体制を整える。）                                                      | —      |
| 1号配備          | 災害の発生に対処するため、警戒体制を整える。     | ○市内で震度5弱の地震を観測したとき。                                               | ○大雨、洪水等の警報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき。<br>（目安：警戒レベル3 氾濫警戒情報、高齢者等避難の発令が極めて高い場合）                                           | 警戒本部   |
| 2号配備          | 災害の発生に対処するため、活動体制を整える。     | ○市内で震度5強の地震を観測したとき。<br>○局地的に災害が発生し、災害対策が必要とき。                     | ○大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。<br>○局地的に災害が発生し、災害対策が必要とき。<br>（目安：警戒レベル4 土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、避難指示からレベル5の発令が極めて高い場合） | 災害対策本部 |
| 2号配備<br>対策群体制 | 災害対策に全力をあげる体制を整える。         | ○市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。<br>○市内に、甚大な被害が発生したとき。<br>○本部長（市長）が必要と認めたとき。 | ○市内に、甚大な被害が発生したとき。<br>○本部長（市長）が必要と認めたとき。                                                                             | 災害対策本部 |

※ 市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、平常時における市の組織をもって本部組織に定める分掌事務により対処する。

(2) 動員の発令

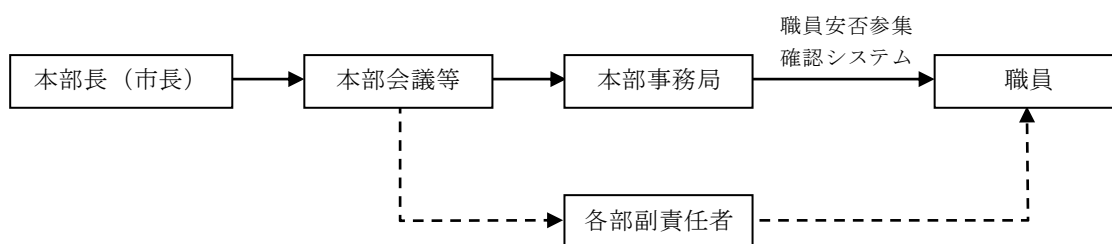
地震発生時は、配備基準に基づき、各自動員の発令を待つことなく参集とする。

風水害時は、本部長（市長）により動員の発令が行われた場合に参集する。

なお、災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

(3) 動員指令の伝達系統

動員指令は、本部長（市長）自ら又は本部会議等で協議決定したとき、次の系統で伝達する。



※ 災対消防部職員は、災害の状況に応じて参集する。

※ ただし、勤務時間中は上記の他、庁内放送にて指令伝達をする。

(4) 職員の参集

本部員は、勤務時間外、休日等においても遅滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ災害時における連絡体制を整備しておく。

(5) 配備人員

配備人員は、各本部員が配備体制別に定める。

(6) 動員計画の作成

本部員は、あらかじめ定められた配備基準に従い動員計画を作成し、危機管理課に提出する。

## 第4節 災害時情報の収集・伝達 【共通】

災害発生後、市は速やかに災害情報を収集・伝達し、事態の推移に合わせた災害応急対応を行う。

| 担当する機関 |         | 項目                                                                                                                                                                           |
|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信手段の確保に関すること。</li> <li>・防災情報システムの運用に関すること。</li> <li>・有線通信途絶の場合における措置（非常通信）</li> <li>・緊急放送の利用</li> <li>・災害情報の収集・伝達に関すること。</li> </ul> |
|        | 災対総合政策部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達に関すること。</li> </ul>                                                                                                         |
|        | 災対消防部   |                                                                                                                                                                              |
| 関係機関   | 神奈川県    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報システムの運用に関すること。</li> <li>・災害情報の収集・伝達に関すること。</li> </ul>                                                                            |
|        | その他関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達に関すること。</li> </ul>                                                                                                         |

### ＜災害対応フェーズ＞

|         |                | 発災                                                                                         |     | 3 時間                                             | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月 |
|---------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------|-------|------|------|
|         |                | 警戒期                                                                                        | 発災期 | 初動期                                              | 展開期   | 復旧期  | 復興期  |
| 市担当     | 本部事務局<br>災対消防部 | ○風水害等の場合の防災気象情報等の連絡体制<br>○情報連絡システムの確保<br>○県災害情報管理システムの運用開始（情報の入力・照会）<br>○災害情報の収集と災対各部との共有化 |     |                                                  |       |      |      |
|         | 災対総合政策部        |                                                                                            |     | ○災害情報の収集、広報資料の作成<br>○災害広報活動                      |       |      |      |
| 神奈川県    |                |                                                                                            |     | ○県防災行政通信網、県災害情報管理システムによる、<br>県内災害対策本部との情報システムの確保 |       |      |      |
| その他関係機関 |                |                                                                                            |     | ○被害状況等の情報交換                                      |       |      |      |

### 1 通信手段の確保

#### (1) 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、無線通信又は防災情報システムにより速やかに行う。

#### (2) 通信の統制

地震災害等においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、本部長は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

### (3) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。

また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

## 2 防災情報システムの運用

市は、災害発生時において、速やかに災害情報を収集・伝達を実施するため、次のとおり、防災情報システムを運用する。

| 名称              | 運用                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| 防災行政無線局（固定系）    | 座間市防災行政無線局（固定系）運用要綱に基づき運用する。                     |
| 業務用移動無線（MCA 無線） | デジタル MCA 無線機の運用管理要綱に基づき運用する。                     |
| 県防災行政通信網        | 神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱や神奈川県防災行政通信網保守運用管理要領に基づき運用する。 |
| 県災害情報管理システム     | 神奈川県災害情報管理システム運営要綱に基づき運用する。                      |
| 消防無線            | 海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター運用要綱及び座間市情報指令室運用要綱に基づき運用する。  |
| K アラート          | 県内消防広域応援実施計画に基づき LINE ワークスを運用する。                 |

## 3 有線通信途絶の場合における措置（非常通信）

(1) 非常災害等により、有線通信系統が被害を受け不通になった場合には、次に掲げる関係所属の無線設備を利用、又は使用して通信連絡の確保を図るものとする。

なお、本項に掲げる通信は、電波法第 52 条に規定する非常通信として実施し、その手続等は非常通信運用細則によるものとする。

ただし、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づいて行う通信は、この限りでない。

ア 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 4 号に規定する設備（警察、消防、水防等）

イ 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に規定する放送局

ウ 非常通信協議会の構成員が所有する設備

エ タクシー無線

オ アマチュア無線

カ その他の無線設備

- (2) 市は、非常災害等に備え、あらかじめ付近にある無線局施設の管理者と十分な協議を行い、緊密な連絡をとっておくものとする。

#### 4 緊急放送の利用

市長は、地震に関する情報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、原則として知事を通じて緊急放送を要請する。

##### (1) 放送要請事項

- ア 市の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他広域にわたり周知を要する災害に関するもの

##### (2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

#### 5 災害情報の収集・伝達

##### (1) 地震情報等の収集・伝達

- ア 県内の震度情報は、震度情報ネットワークシステム(※1)により即時に把握する。また、震源や地震の規模等を含めた地震情報等(※2)が気象庁から伝達される。

(※1) 震度情報ネットワークシステムとは、県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムである。

(※2) 地震情報等とは、津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいう。

##### ○県から市への地震情報等伝達基準

|    |           |                                      |
|----|-----------|--------------------------------------|
| 地震 | 県内最大震度2以下 | 伝達を行わない。                             |
|    | 県内最大震度3以上 | 地震情報等及び県震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達 |

- イ 市及び県は、地震情報等について、地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。

ウ 市は、地震情報等を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行う。

エ 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報の発令を行う。

オ 市は、地震の発生に伴い、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて市民等に伝達するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民等への迅速な周知に努める。

市が災害情報共有システム（Lアラート）を利用した情報発信を行えないときは、市に代わって県が災害情報共有システム（Lアラート）への情報発信を行う。

カ 市消防本部・署（災対消防部）は、県内消防広域応援実施計画に基づき LINE ワークスで運用する K アラートで、県内消防（局）本部の被害状況、消防応援の状況及び消防活動状況を受理したときは、緊急度及び重要度を判断し、受理伝達系統図により、迅速・的確に伝達する。

## (2) 災害情報の通報

### ア 市民等からの通報

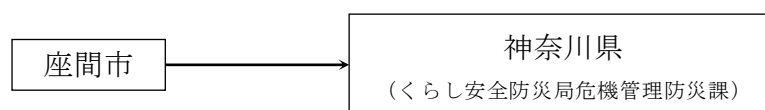
災害が発生し、又は発生するおそれがある現象を発見した者は、直ちに市又は県警察に通報する。

### イ 関係機関への通報

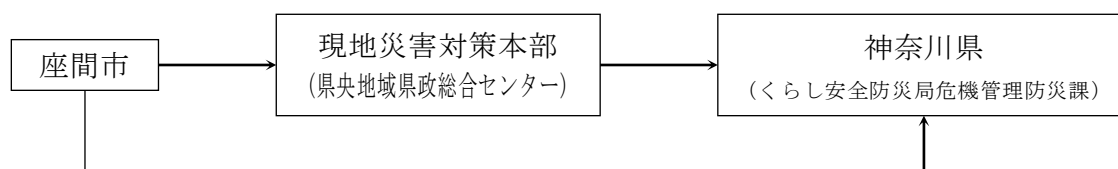
#### (ア) 県への通報

災害が発生し、又は発生するおそれがある現象の通報を覚知した場合、市は県へ通報する。

#### 本部未設置時



#### 本部設置時



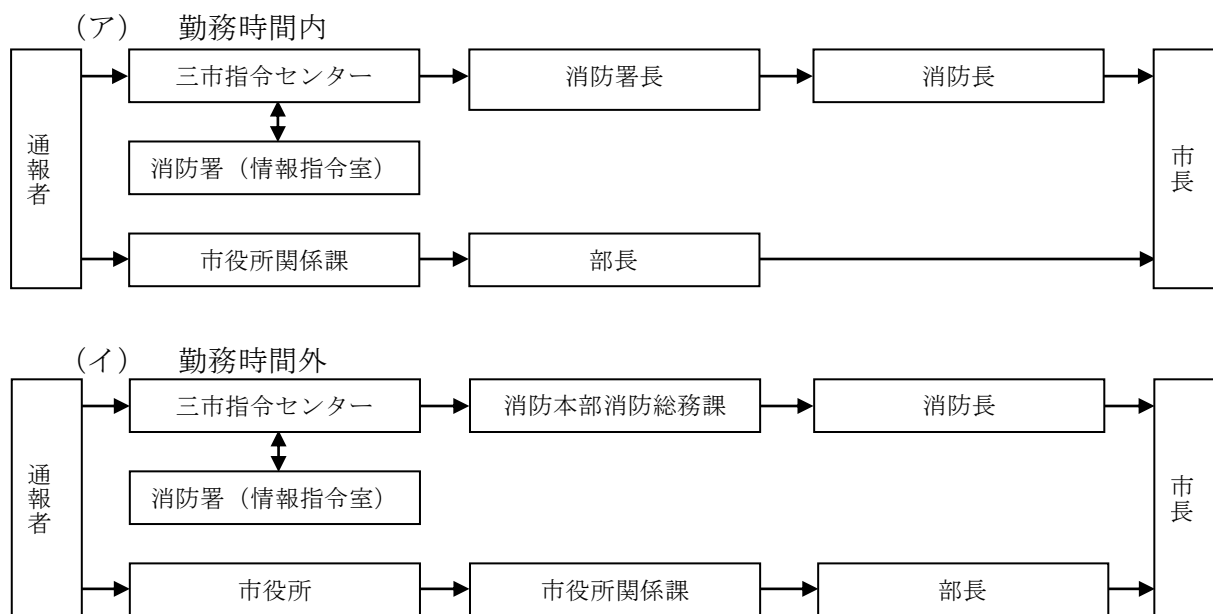
(県央現地災害対策本部が設置されない場合)

#### (イ) 横浜地方気象台への通報

災害が発生し、又は発生するおそれがある現象を覚知し、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に通報する。

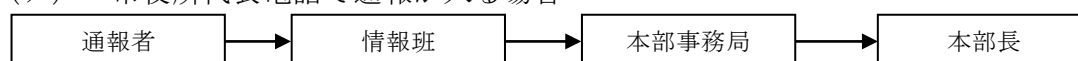
(3) 災害情報の受理伝達

ア 本部未設置時



イ 本部設置時

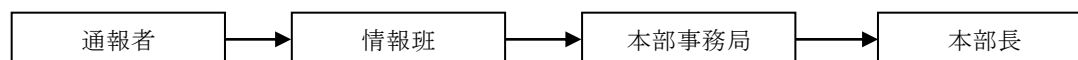
(ア) 市役所代表電話で通報が入る場合



(イ) ダイヤルインで直接事務所に通報が入る場合



(ウ) 市民等が直接来庁し、通報を入れる場合



(4) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達

- (ア) 市民等の生命、身体及び財産に影響を与える災害の情報を収集する。
- (イ) 各部の職制を超えた応援により情報収集体制を編成し、情報収集を行う。
- (ウ) 情報収集体制として、国や県、ライフライン事業者等の防災関係機関からの情報連絡員（リエゾン）が常駐できるスペースを確保し、情報の共有に努める。
- (エ) 市役所に来庁する市民等からの通報を受ける受付を設置する。

(オ) 市内アマチュア無線クラブ、日本郵便(株)座間郵便局及び(有)座間交通等から被害情報を収集する。

(カ) 情報の受信については、別に定める受信記録票に記録する。

イ 情報の優先順位

第1位 人命関係（人命救出現場、火災、生き埋め現場等）

第2位 住家被害（倒壊家屋の人命救出現場の確認）

第3位 その他の災害（道路の損壊、交通渋滞、ライフラインの損傷等）

ウ 情報の集約・分析・対策

本部事務局は、市内の災害情報を集約・分析し、その対策を本部に報告する。

エ 情報の広報

市民等への広報は、広報車、消防車、防災行政無線（同報系）、座間市緊急情報いさまメール、緊急速報メール、音声自動応答サービス等により、市内全域に迅速に行う。また、報道機関に対して統一した情報の提供を行う。

(5) 指令、連絡系統

ア 本部の指令

本部から各部への指令等は、重要決定事項については、本部長から本部員へ下命するが、個々の対応指令等については、各部の判断で行う。

イ 指令等の連絡

指令等の連絡は、電話によるものとするが、電話が不通の場合は、業務用移動無線（MCA 無線）、自動車等又は徒歩により、文書又は口頭で伝達する。

ウ 本部から各団体への要請等

(ア) 各団体への要請等は、団体を所轄する各部が本部長名をもって行う。

(イ) 連絡方法は電話とするが、電話が不通の場合は、業務用移動無線（MCA 無線）、自動車等又は徒歩により、文書又は口頭で伝達する。

エ 本部会議には、必要に応じて座間警察署等から係員の出席を求め応急対策や情報の交換等を行う。

(6) 県等への報告

ア 市は、県と連携し、災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

イ 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、

住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告する。

ウ 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

エ 市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。

オ 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

カ 市は、県が人的被害の数について広報を行う際に、密接に連携する。

#### ○消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。

- |                |     |                                   |
|----------------|-----|-----------------------------------|
| (NTT 回線)       | 電話  | 03-5253-7527（平日 9：30～18：15）       |
|                |     | 03-5253-7777（上記以外）                |
|                | FAX | 03-5253-7537（平日 9：30～18：15）       |
|                |     | 03-5253-7553（上記以外）                |
| (消防防災無線)       | 電話  | 7-90-49013（平日 9：30～18：15）         |
|                |     | 7-90-49101～2（上記以外）                |
|                | FAX | 7-90-49033（平日 9：30～18：15）         |
|                |     | 7-90-49036（上記以外）                  |
| (地域衛星通信ネットワーク) |     |                                   |
|                | 電話  | 9-048-500-90-49013（平日 9：30～18：15） |
|                |     | 9-048-500-90-49101～2（上記以外）        |
|                | FAX | 9-048-500-90-49033（平日 9：30～18：15） |
|                |     | 9-048-500-90-49036（上記以外）          |

#### ○消防庁災害対策本部等連絡先

- |                |              |                          |
|----------------|--------------|--------------------------|
| (NTT 回線)       | 電話           | 03-5253-7510（長官・参謀室）     |
|                | FAX          | 03-5253-7553（宿直室）        |
| (消防防災無線)       | 電話           | 90-49101～49102           |
|                | FAX          | 90-49036                 |
| (地域衛星通信ネットワーク) | 電話           | 9-048-500-90-49101～49102 |
|                | FAX          | 9-048-500-90-49036       |
| (中央防災無線)       | 5017（兼応急対策室） | 5041（FAX）                |

## 第5節 水防体制 【風水害】

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条及び「神奈川県水防計画」の趣旨に基づき、市内河川、水路、その他危険箇所の洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための組織及び活動等について定める。今後は、座間市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保するため水防計画の策定に努める。

| 担当する機関 |                           | 項目                                                                                                                                                                        |
|--------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部の組織及び所掌事務に関すること。</li> <li>・洪水予報等に関すること。</li> <li>・水防活動の内容に関すること。</li> <li>・水防実施状況報告に関すること。</li> <li>・重要水防箇所に関すること。</li> </ul> |
|        | 災対消防部<br>消防団              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動の内容に関すること。</li> </ul>                                                                                                         |
| 関係機関   | 神奈川県<br>厚木土木事務所<br>東部センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報等に関すること。</li> <li>・水防警報に関すること。</li> </ul>                                                                                     |

### <災害対応フェーズ>

|             |                       | 発災                                                             |     | 3 時間 | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月 |
|-------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|-----|------|-------|------|------|
|             |                       | 警戒期                                                            | 発災期 | 初動期  | 展開期   | 復旧期  | 復興期  |
| 市<br>担<br>当 | 本部事務局<br>災対消防部<br>消防団 | ○防災気象情報受信～風水害対策準備処置<br>○水防警報に基づく対応（待機、準備、出動、指示、解除）<br>○河川等の巡視等 |     |      |       |      |      |
|             | 神奈川県                  | ○水防警報の発表                                                       |     |      |       |      |      |
|             | 厚木土木事務所<br>東部センター     |                                                                |     |      |       |      |      |

### 1 水防本部の組織及び所掌事務

水防法第11条及び第13条第2項の規定により、神奈川県知事から洪水特別警戒水位到達の通知を受けたとき、又は洪水警報若しくは水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水による水害が予想されるときは、水防本部を設置する。

ただし、県水防本部長及び水防支部長より水防警報が発令され、災害の程度が本部を設置するに至らないときには、平常時における市の行政組織をもって、座間市災害対策本部規程に定める所掌事務により対処する。

水防本部は、災対消防部及び消防団の職員で構成し、組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

| 部 長   | 副部長<br>(担当部)   | 班        | 担当課                                  | 事 務 分 掌                                                                                                                                                            |
|-------|----------------|----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消 防 長 | 次 長<br>(警備本部)  | 庶 務 班    | 消防総務課<br>警 防 課                       | 1 消防職員の参集・招集に関する事<br>2 部内の職員動員及び編成に関する事<br>3 予備隊等の編成に関する事<br>4 災害情報の収集に関する事<br>5 応援部隊等の調整、総括に関する事<br>6 県調整本部に関する事<br>7 消防団員の動員に関する事<br>8 消防団員の連絡調整及び災害対策活動の総括に関する事 |
|       |                | 通 信 班    | 消防総務課<br>警 防 課<br>消防管理課              | 1 三市指令センターとの情報の共有に関する事<br>2 災害情報に関する事<br>3 消防部隊の出動指令に関する事<br>4 関係機関との連絡調整に関する事<br>5 消防職、団員の招集及び出動指令に関する事<br>6 医療機関等の調整に関する事                                        |
|       |                | 調 整 班    | 予 防 課                                | 1 水防資器材の調達に関する事<br>2 食料、燃料の調達に関する事<br>3 損害及び原因の調査に関する事<br>4 予備隊等の編成に関する事                                                                                           |
|       |                | 市災对本部出向班 | 予 防 課<br>消防総務課<br>警 備 課              | 1 警戒本部又は市災害対策本部と水防本部との連絡調整及び対策調整に関する事                                                                                                                              |
|       | 消防署長<br>(現場本部) | 水 防 班    | 第1警備課<br>第2警備課<br>(当・非直とも)           | 1 災害現場の指揮に関する事<br>2 災害の警戒防御に関する事<br>3 被災者の捜索、救出に関する事<br>4 被災者の避難誘導に関する事<br>5 傷病者の搬送に関する事<br>6 その他水防活動に関する事                                                         |
|       | 消防団長<br>(消防団)  | 水 防 班    | 第1分団<br>第2分団<br>第3分団<br>第4分団<br>第5分団 | 1 災害の警戒防御に関する事<br>2 被災者の捜索、救出に関する事<br>3 被災者の避難誘導に関する事<br>4 傷病者の搬送に関する事<br>5 その他水防活動に関する事                                                                           |

※ 水防本部組織を編成する水防班等については、通常勤務時の体制であり、祝祭日、夜間においては、参集状況により任務を変更することができるものとする。

## 2 洪水予報等

### (1) 水防活動用の注意報、警報

市は、横浜地方気象台が通知する水防活動用の注意報、警報を受信する。

### (2) 相模川の洪水予報

市は、県と横浜地方気象台が共同で発表する相模川中流洪水予報（氾濫注意情報（洪水予報）、氾濫警戒情報（洪水警報）等）を受信する。

## 3 水防警報

県水防本部長あるいは県水防支部長は河川の状況等に応じて、次の水防警報を発表し、市長に通知する。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。

| 種類 | 内容                                                                                                                                | 発表基準                                                                  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 待機 | 1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの<br>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を報告するもの | 防災気象情報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。                                         |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの                                                      | 雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。                                          |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの                                                                                                            | 氾濫注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川状況により必要と認めるとき。        |
| 警戒 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。                                                      | 洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。                          |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                          | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

### (1) 水防警報の発表を行う河川

ア 目久尻川

イ 鳩川

ウ 相模川

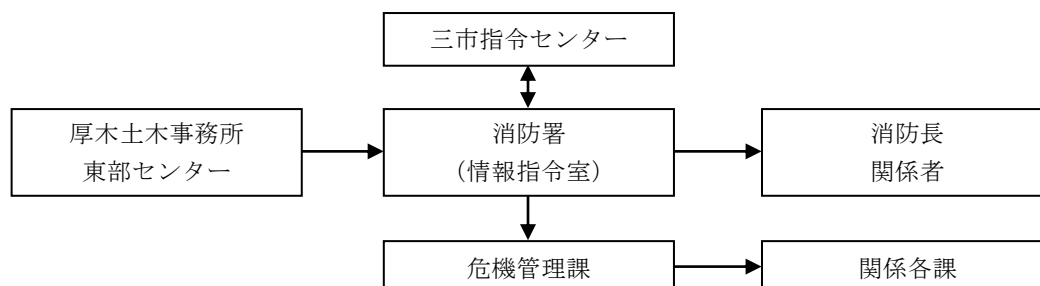
(2) 水防警報発令者

ア 目久尻川、鳩川 厚木土木事務所東部センター水防支部長

イ 相模川 神奈川県水防本部長

(3) 水防警報の受信

水防警報の受信は、次のとおりとする。

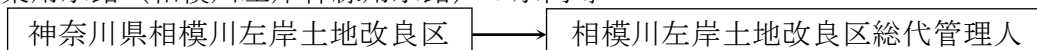


#### 4 水防活動の内容

- (1) 雨量の観測
- (2) 河川、堤防等の巡視警戒と異常状況の通報
- (3) 水門、樋門等の操作、調整
- (4) 水防作業による災害の拡大防止
- (5) 水防活動上必要な資機材の調達
- (6) その他

#### 5 水防管理団体の連絡

農業用水路（相模川左岸幹線用水路）の水門等



#### 6 水防実施状況報告

市は、水防活動を実施した場合、所定の様式にて厚木土木事務所東部センター水防支部長へ報告する。

#### 7 重要水防箇所

市内の河川で、水防上警戒又は防御上、重要性を有する区域及び箇所について把握しておく。

## 第6節 避難対策 【共通】

地震による災害発生時においては、火災、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民等の生命、身体の安全の確保に努める。

また、風水害時は指定緊急避難場所及び避難路や洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

その際、要配慮者について十分考慮する。

| 担当する機関 |             | 項目                                                                                                                                        |
|--------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。(風水害)</li> <li>・避難情報の解除に関すること。(共通)</li> <li>・避難誘導に関すること。(共通)</li> </ul> |
|        | 災対消防部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導に関すること。(共通)</li> </ul>                                                                        |
|        | 災対総合政策部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。(風水害)</li> </ul>                                                        |
|        | 災対福祉部       |                                                                                                                                           |
| 関係機関   | 自治会・自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の避難に関すること。(共通)</li> <li>・避難誘導に関すること。(共通)</li> </ul>                                             |
|        | その他関係機関     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。(風水害)</li> </ul>                                                        |

### <災害対応フェーズ>

|         |                | 発災                    |     | 3 時間                                       | 72 時間 | 2 週間                                              | 1 カ月 |
|---------|----------------|-----------------------|-----|--------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|------|
|         |                | 警戒期                   | 発災期 | 初動期                                        | 展開期   | 復旧期                                               | 復興期  |
| 市担当     | 本部事務局<br>災対消防部 | ○【風水害】防災気象情報等の連絡体制    |     | ○情報連絡系統の確保                                 |       | ○県災害情報管理システムの運用開始（情報の入力・照会）<br>○災害情報の収集と災対各部との共有化 |      |
|         | 災対総合政策部        |                       |     | ○災害情報の収集、広報資料の作成<br>○災害広報活動                |       |                                                   |      |
|         | 災対福祉部          | ○【風水害】社会福祉施設との避難情報の共有 |     |                                            |       |                                                   |      |
| 神奈川県    |                |                       |     | ○県防災行政通信網、県災害情報管理システムによる、県内災害対策本部との情報系統の確保 |       |                                                   |      |
| その他関係機関 |                | ○市との非常通信による情報系統の確保    |     |                                            |       |                                                   |      |

## 1 市民の避難

市民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合には、直ちに安全に十分配慮しながら避難する。

また、自主的に避難する場合は、特に安全に配慮する。

## 2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

市は、災害発生時に市民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該市民等に対して避難情報の発令を行う。

高齢者等避難を発令することで、要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、要配慮者以外の市民等に対して、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

さらに、市は避難指示発令の際には、避難場所を開放するように努めるが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じることを市民に周知する。

### (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準

市は、避難情報の発令について、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にし、本計画へ記載するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するように努める。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定するように努める。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲に対して発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

なお、避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

| 警戒レベル等                        | 発令基準                                                                                                                                                                                                                                                           | 市民に求める行動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル1】<br>早期注意情報            | ○早期注意情報(警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合<br>(気象庁が発表)                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水・注意報         | 大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している場合(それぞれの注意報の基準値に数時間後に到達する状況)<br>(気象庁が発表)                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意等、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                          |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(市長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準地点の水位が避難判断水位に到達し、上流部の雨量等の確認から、さらに水位の上昇が予想される場合</li> <li>○大雨警報(浸水害)が発表され、降水短時間予報で上流部に引き続き降雨が予想される場合</li> <li>○降雨を伴う台風が夜明けから明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> </ul>                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等<sup>*1</sup>は危険な場所から避難(立ち退き避難<sup>*2</sup>又は屋内安全確保<sup>*3</sup>)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul> |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示<br>(市長が発令)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報(浸水害)が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○避難準備・高齢者等避難開始の発令後、引き続き降雨が継続する見込みの場合において、避難経路の安全な通行が困難となる場合</li> <li>○地域の消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合</li> <li>○堤防から異常な漏水等が発見された場合</li> <li>○基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                      |

| 警戒レベル等                                                                                       | 発令基準                                                                                                                                                    | 市民に求める行動                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【警戒レベル5】</b><br><b>緊急安全確保※<sup>4</sup></b><br>（市長が発令）<br>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 | ○基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される場合<br>○市域に係る大雨特別警報が発表された場合<br>○地域の消防団等から避難の必要性について切迫した通報があった場合<br>○堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合<br>○堤防の決壊や越水が発生した場合 | ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）<br>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保<br>・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 立ち退き避難の避難先例

- 1) 指定緊急避難場所（災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。小中学校、公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台等）
- 2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先（これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。）

※3 屋内安全確保の行動例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

※4 緊急安全確保の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

- 1) 洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避あるいは、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

注：居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

## (2) 土砂災害に係る高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の時期

市長は、次の場合、土砂災害警戒区域等内の市民等に対し、高齢者等避難開始、避難指示及び緊急安全確保を発令するものとする。

| 区分                                                                | 発令基準                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水注意報<br>(気象庁が発表)                                  | ○土壌雨量指数が注意報基準に実況又は2時間先までの予測で到達するとき                                                                                                                         |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(市長が発令)                                     | ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル※の実況又は予想で大雨警報の基準に到達するとき。<br>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から明け方に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されているとき。<br>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示<br>(市長が発令)                                       | ○大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害警戒情報が発表されたとき。<br>○記録的短時間大雨情報が発表されたとき。<br>○土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。                                               |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保<br>(市長が発令)<br>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 | ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。<br>○土砂災害が発生したとき。                                                                                                  |

※ 土砂キキクル：大雨警報(土砂災害)の危険度分布

## (3) 市民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表

| 警戒レベル<br>(避難情報等)     | 警戒レベル相当情報※ <sup>1</sup>                                                                                                              |                              |                                                   |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------|
|                      | 洪水に関する情報                                                                                                                             | 内水氾濫に関する情報                   | 土砂災害に関する情報                                        |
| 警戒レベル2<br>(洪水、大雨注意報) | <b>【水位情報がある場合】</b><br>・ 氾濫注意情報（危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）※ <sup>2</sup> ）<br><b>【水位情報がない場合】</b><br>洪水キキクル※ <sup>3</sup> が「注意（黄）」              |                              | ・ 土砂キキクル※ <sup>4</sup><br>（注意（黄））                 |
| 警戒レベル3<br>(高齢者等避難)   | <b>【水位情報がある場合】</b><br>・ 氾濫警戒情報（危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）※ <sup>2</sup> ）<br><b>【水位情報がない場合】</b><br>・ 洪水警報<br>・ 洪水キキクル※ <sup>3</sup> （警戒（赤）） |                              | ・ 大雨警報（土砂災害）<br>・ 土砂キキクル※ <sup>4</sup><br>（警戒（赤）） |
| 警戒レベル4<br>(避難指示)     | <b>【水位情報がある場合】</b><br>・ 氾濫危険情報（危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）※ <sup>2</sup> ）<br><b>【水位情報がない場合】</b><br>・ 洪水キキクル※ <sup>3</sup> （危険（紫））           | 内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報） | ・ 土砂災害警戒情報<br>・ 土砂キキクル※ <sup>4</sup><br>（危険（紫））   |
| 警戒レベル5<br>(緊急安全確保)   | <b>【水位情報がある場合】</b><br>・ 氾濫発生情報（危険度分布：黒（氾濫している可能性）※ <sup>2</sup> ）<br><b>【水位情報がない場合】</b><br>・ 大雨特別警報（浸水害（黒））                          | ・ 大雨特別警報<br>（浸水害（黒））         | ・ 大雨特別警報（土砂災害（黒））                                 |

※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略

※2 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。

※3 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布

※4 土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布

## (4) 避難情報の発令の実施責任者

| 実施責任者 | 実施内容                                                                                                                                                                                                                               | 根拠法令                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 市 長   | ○要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令する。避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。                                                                             | 防災基本計画                    |
|       | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。<br>○危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難のための立ち退きの指示をすることができる。<br>○災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、避難場所を近隣市町村内に設けることができる。 | 災害対策基本法第60条第1項等           |
|       | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命ずることができる。                                                                                                                                           | 災害対策基本法第63条第1項            |
| 知 事   | ○災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための立ち退きを指示できなくなったとき、市長に代わって実施する。                                                                                                                                                                          | 災害対策基本法第60条第6項            |
|       | ○災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命ずることができなくなったとき、市長に代わって実施する。この場合、知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。                                                                                                   | 災害対策基本法第73条               |
| 警察官   | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をすることができる。この場合、警察官は、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。                                                                 | 災害対策基本法第61条               |
|       | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命ずることができる。この場合、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。                                                                                                | 災害対策基本法第63条第2項            |
|       | ○災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることができる。この場合、その旨を県公安委員長に報告しなければならない。                                                                                               | 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条 |

| 実施責任者             | 実施内容                                                                                                                                              | 根拠法令                      |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 知事又はその命を受けた職員     | ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、その旨を、当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。                                               | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ○災害で危険な状態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることができる。この場合、その旨を市長に通知しなければならない。 | 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条    |

## (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。その際、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達し、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の服装、携行品

カ 避難行動における注意事項

## (6) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達方法

ア 避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、直ちに避難指示が出された地域の市民等に対して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるようにする。防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけを実施する他、災害情報共有システム（Lアラート）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な周知に努める。市が災害情報共有システム（Lアラート）への情報発信を行えないときは、県が市に代わって実施する。

イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。

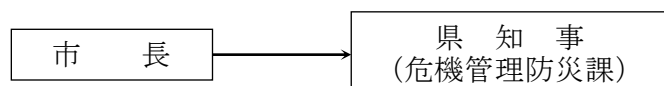
ウ 避難指示又は緊急安全確保の発令・周知に当たっては、防災行政無線の放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを市民等に認識させるよう努める。

エ 防災行政無線等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送する。

(7) 関係機関への通知

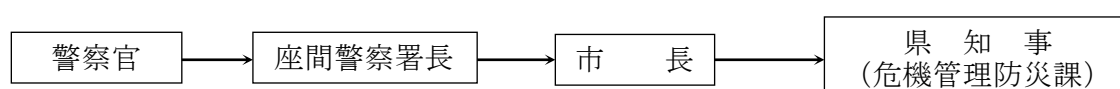
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を関係機関に報告（通知・連絡）する。

ア 市長の措置

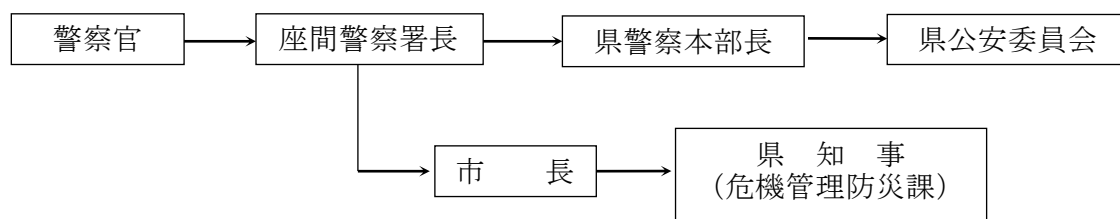


イ 警察官の措置

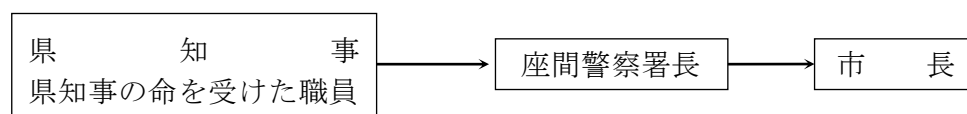
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



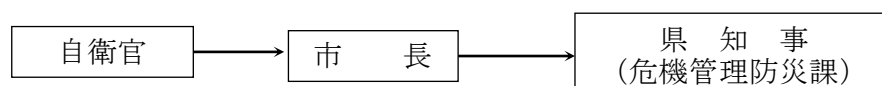
(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



(ウ) 知事、知事の命を受けた職員



(エ) 自衛官の措置



### 3 避難情報の解除

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

### 4 避難誘導

市は水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずるべきことにも留意する。

(1) 避難誘導体制の確立

災害時における避難に当たっては、市職員等が不足することが想定されることから、地域住民の相互協力によるところが大きい。

ア 避難誘導については、当該地区の自治会長等が指揮のもと、消防団員等が誘導に当たる。ただし、これらの者が不在の場合、他の人員により実施する。

イ 避難場所及び避難路の要所等に誘導員又は市職員を配置するとともに、警察署の協力を得て、適切な避難誘導を行う。

ウ 緊急を要する避難の実施に当たっては、市民等が混乱に陥らず安全に避難できるよう、避難誘導を行う者が緊密に連携を図ること。

エ 避難した地域については、事後速やかに残留者の有無を確認する。

オ 避難誘導等において、市民等より倒壊家屋等からの救助や傷病者の応急手当又は搬送を要請された場合、次の措置をとる。

(ア) 本部や三市指令センターに連絡し、救助者が到着するまで市民等と協力して救助や応急手当等に当たる。

(イ) 救急車等の対応が不可能な場合、一般車両又は応急担架等での搬送に配慮する。

(ウ) 本部や消防署・団で対応できない場合、避難者のうち健常者に協力を呼びかけ救助に当たる。

カ 広域避難場所等に傷病者が避難してきた場合、ボランティアや近くにいる市民等に応援を求め、応急救護所や医療施設へ搬送、誘導する。

(2) 避難の順序

要配慮者を優先させる。その際、要配慮者の状況把握については、社会福祉施設を含め、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、市民等と連携して行う。

(3) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難、立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限にするよう指示する。

## 第7節 消防活動体制 【共通】

災害発生時においては、火災、家屋倒壊等の発生が予想され、迅速、的確な消火、救助活動を行う必要があるため、消火、救助、救急に関する活動方針により体制を確立する。

| 担当する機関 |                | 項目               |
|--------|----------------|------------------|
| 市      | 災対消防部<br>消防団   | ・消防活動体制に関すること。   |
| 関係機関   | 自治会・自主防<br>災組織 | ・消火、救助、救急に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|             |                | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                               |     |     |     |
|-------------|----------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|-----|-----|
|             |                | 警戒期                                         | 発災期                                           | 初動期 | 展開期 | 復旧期 |
| 市<br>担<br>当 | 災対消防部<br>消防団   |                                             | ○火災、救急現場の覚知、現認、対応<br>○消防活動体制の配置<br>○県調整本部への出向 |     |     |     |
|             | 自治会・自主防<br>災組織 |                                             | ○受持区域等の消火、救助活動                                |     |     |     |

### 1 消防警備の内容

- (1) 火災の防御及び鎮圧
- (2) 人命の救助及び傷病者等の搬送
- (3) 被災者の救護
- (4) 避難者の誘導
- (5) 被害の調査

### 2 組織及び招集等

座間市消防計画等の定めるところによる。

### 3 災害地への動員

消防長は、災害の発生が予測され、又は発生を覚知したとき、並びに本部長から指令を受けたときは、災対消防部隊の出動を指示する。

## 4 通信連絡方法

災対消防部内の連絡は、消防署消防管理課（情報指令室）にある施設を使用する。

## 5 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への動員輸送は、消防署消防管理課（情報指令室）にある消防車、救急車等の消防車両及び本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

## 6 消火、救助、救急

### (1) 活動の主眼

- ア 火災の早期発見と鎮圧
- イ 救出事故現場の早期発見と人命救助
- ウ 傷病者の救護・搬送と受入病院（2次、3次）の確保

### (2) 活動の基本方針

- ア 同時多発の火災及び人命救助等が混在する現場の対応については、人命を守ることが最優先とし、活動順位を決定する。
- イ 消火活動に当たっては、地形、地物を最大限活用した体制を確立する。
- ウ 消火栓が、使用不能となった場合を想定し、その他の水利を確保するとともに、消防ポンプ車、小型動力ポンプを効果的に配置し、消火活動を実施する。
- エ 火災が延焼拡大することを予測し、水量の豊富な水利の確保に努めるとともに、長距離中継送水体制を確立する。
- オ 消防用車両には、消火、救助資機材を増載する。
- カ 同時多発の火災対応については、消防力が分散されるので、地域の消防団、自治会・自主防災組織及び消防団OB、市民等に協力を呼び掛け、消火活動を実施する。

### (3) 消火、救助活動の調整

消火、救助活動を効率的に実施するため、活動区域・活動内容について、警察、自衛隊、座間市建設業協会等と調整を図る。

### (4) その他の指揮、部隊運用等については、座間市消防計画等の定めるところによる。

### (5) 救急体制

- ア 搬送優先順位
  - (ア) 重症者
  - (イ) 乳幼児、高齢者、障がい者等の傷病者
- イ 傷病者の搬送先
  - (ア) 市内の直近病院へ順次搬送する。
  - (イ) 重症者の後方支援病院を確認する。

- (ウ) 軽症者は、自ら又は第三者の補助を得て、応急処置を行い、受け入れが可能な付近の病院又は応急救護所に行く。

ウ 収容病院の情報収集

広域災害救急医療システム（E M I S）を有効に活用する。

エ 後方医療機関への搬送

自衛隊、自治体、民間のヘリコプター等の協力を得て搬送する。

(6) 消防団の活動要領

ア 初動体制

発災後、消防団員は、所属分団部の器具置場に参集する。

イ 活動体制

受持区域等の消火や救助の活動を行う。団員が不足する場合、消防団 0B、自治会・自主防災組織や市民等に消火や救助等の活動協力を依頼する。

## 第8節 医療救護対策 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の発生により市内に大きな被害が生じ、医療活動が必要となった場合、その情報収集活動を行うとともに、医療救護体制を確立し、他の機関の応援が必要と認められたときは、支援を要請する。市は、被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、関係機関の協力の下、広域的な救急活動を実施する。

| 担当する機関 |              | 項目                                     |
|--------|--------------|----------------------------------------|
| 市      | 本部事務局        | ・ 外部からの応援体制の確保に関する事。<br>・ 知事への要請に関する事。 |
|        | 災対健康部        | ・ 医療救護対策に関する事。                         |
|        | 災対消防部        | ・ 重傷者の広域搬送体制の確保に関する事。                  |
| 関係機関   | (一社)座間綾瀬医師会  | ・ 医療救護班の編成に関する事。                       |
|        | (一社)座間市歯科医師会 | ・ 応急救護所に関する事。                          |
|        | 座間市薬剤師会      | ・ 医療拠点施設に関する事。                         |
|        | 神奈川県         | ・ 知事への要請に関する事。                         |

### <災害対応フェーズ>

|             |                         | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                                                                                            |                                                  |                                                                                              |     |     |
|-------------|-------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|             |                         | 警戒期                                         | 発災期                                                                                                        | 初動期                                              | 展開期                                                                                          | 復旧期 | 復興期 |
| 市<br>担<br>当 | 本部事務局<br>災対健康部<br>災対消防部 |                                             | ○医療救護体制の確立、傷病者の搬送<br>○人的被害状況、医療機関の被害状況に関する情報集約<br>○災害保健活動方針決定・チーム別活動開始<br>チーム：救護所チーム、避難所健康管理チーム、在宅者健康管理チーム |                                                  | ○被害集中地域の把握と関係機関への周知<br>○医療救護班編成と応急救護所の設置・運営対応<br>○DMAT 等、外部救援機関への支援要請と受入れ<br>○医療ボランティア等の受入調整 |     |     |
|             |                         | (一社)座間綾瀬医師会                                 |                                                                                                            | ○医療機関の被害情報の集約と市との共有                              |                                                                                              |     |     |
|             |                         | (一社)座間市歯科医師会                                |                                                                                                            | ○応急救護所の設置・運営スタッフの確保                              |                                                                                              |     |     |
|             |                         | 座間市薬剤師会                                     |                                                                                                            | ○医療用資器材、医薬品等の緊急確保<br>○医療ボランティア等の外部協力機関の現地コーディネート |                                                                                              |     |     |
|             |                         | 厚木保健福祉事務所                                   |                                                                                                            |                                                  |                                                                                              |     |     |
| 神奈川県        |                         |                                             |                                                                                                            | ○DMAT 等、外部救援機関への支援要請に関する市との調整                    |                                                                                              |     |     |

## 1 医療救護班の編成

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会と締結している災害時の医療救護活動についての協定に基づき、医療救護班を編成する。

## 2 外部からの応援体制の確保

市及び関係機関は、医療体制を確立するため、次の活動を行う。

- (1) 医療従事者等の交代要員の確保、医療ボランティア等の調整
- (2) 薬剤師の確保及び医薬品、医療資器材の補完、確保
- (3) 搬送体制の援助確保（被災地域外の救急車、ヘリコプター）
- (4) 医療ボランティア等への協力要請
- (5) 県、自衛隊、日本赤十字社等への協力要請
- (6) 県内消防広域応援実施計画

## 3 情報の収集及び伝達

市は、確実な情報収集と市民等への情報提供を行うため、次の活動を行う。

- (1) 避難所等からの情報収集
- (2) 県及び医療機関からの情報収集
  - ア 患者の受入体制
  - イ 施設の損壊状態（建物、医療器具類、医薬品の備蓄等）
  - ウ 医師、看護師等の医療スタッフの状況
- (3) 災対消防部からの情報収集（傷病者、医療機関の被害状況）
- (4) 応急救護所への医師等医療スタッフの配置体制の状況及び医療資器材の配備状況

## 4 重症者の広域搬送体制の確保

市は、市内の救急医療機関で対応できない重症者に対応するため、受入れ可能な県外・市外の後方医療機関を把握し、早期の搬送に努める。

場合によっては、自衛隊等のヘリコプター等による災害区域外への搬送を要請する。

## 5 救急医療機関

救急医療機関は、建物の損壊状況を把握し、診療機能の回復に努め、発災直後から傷病者の診療を行う。

- (1) 医療スタッフの確保
- (2) 非常招集により非番の医療スタッフを集める。
- (3) 診療機器等の被害状況を把握する。
- (4) 医療資器材、医薬品等の補充要請を県及び日本赤十字社等へ行う。

## 6 応急救護所

(一社)座間綾瀬医師会等の協力を得て、傷病者の応急手当のため、避難所のうち小学校2校、中学校4校に応急救護所を開設する。

医薬品は、応急救護所に指定された小・中学校、市民健康センターに備蓄する。

### (1) 医療スタッフの確保

ア 医師 ((一社)座間綾瀬医師会)、歯科医師、歯科衛生士 ((一社)座間市歯科医師会)、薬剤師 (座間市薬剤師会)、保健師、看護師等

イ 医療ボランティア等医療従事者の協力を県等に要請

### (2) 情報収集及び伝達

市職員は、傷病者等の情報を収集し、本部へ報告する。

### (3) 傷病者の受付、名簿づくり、トリアージの協力

### (4) トリアージ：傷病者多発時に傷病の緊急度や重症度に応じ、治療の優先度を決定

### (5) 救急医療機関への搬送

ア 応急救護所において治療が困難な傷病者は、救急医療機関へ搬送する。

イ 搬送方法は、救急車、一般自動車、リヤカー、担架等とする。

ウ 搬送は、市民等（ボランティアを含む。）の協力を要請する。

## 7 医療拠点施設

(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会の協力を得て、市民健康センターを医療拠点施設とする。

## 8 医療及び助産対策

### (1) 実施期間

ア 医療 災害発生の日から14日以内

イ 助産 分娩した日から7日以内とする。

### (2) 費用負担

医療、助産の費用は、原則として医療を必要とする者及び分娩の介助を必要とする者の負担とする。

## 9 知事への要請

市は、必要に応じて県知事に対し、次により災害派遣医療チーム「DMAT」、「DMAT-L」及び災害派遣精神医療チーム「DPAT」並びに災害医療チーム「JMAT」の派遣要請を行う。

- (1) 要請日時
- (2) 災害概要
- (3) 派遣場所
- (4) 現地指揮本部の状況（受入体制等）
- (5) 想定される活動
- (6) 派遣場所までの交通状況
- (7) 指定病院

## 第9節 受援対策 【共通】

災害の発生により市内に大きな被害が生じ、救助、消火、医療、給水、清掃等の応急対策を実施するに当たり、他の機関の応援が必要と認められたときは、本部会議の決定に基づいて応援を要請する。

| 担当する機関 |                        | 項目                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局<br>受援班           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地方公共団体等への応援要請に関する事。</li> <li>・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。</li> <li>・広域応援体制の充実にに関する事。</li> <li>・海外からの支援の受入れに関する事。</li> </ul> |
|        | 災対地域づくり部               | ・地域住民相互援助、民間団体活用対策に関する事。                                                                                                                                      |
|        | 災対福祉部                  | ・ボランティアの支援活動に関する事。                                                                                                                                            |
|        | 災対消防部                  | ・県内外消防機関への応援要請に関する事。                                                                                                                                          |
|        | 災対上下水道部                | ・他の地方公共団体等への応援要請に関する事。                                                                                                                                        |
| 関係機関   | 神奈川県                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。</li> <li>・広域応援体制の充実にに関する事。</li> </ul>                                                             |
|        | 自衛隊                    | ・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。                                                                                                                                          |
|        | 協定締結先                  | ・他の地方公共団体等への応援要請に関する事。                                                                                                                                        |
|        | 市社協                    | ・ボランティアの支援活動に関する事。                                                                                                                                            |
|        | NPO 法人ざま災害ボランティアネットワーク |                                                                                                                                                               |

### ＜災害対応フェーズ＞

|                        |                                     | 発災  | 3 時間                                                                                                                                                                               | 72 時間                                                                                                                                           | 2 週間 | 1 カ月       |
|------------------------|-------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
|                        |                                     | 警戒期 | 発災期                                                                                                                                                                                | 初動期                                                                                                                                             | 展開期  | 復旧期<br>復興期 |
| 市担当                    | 本部事務局<br>災対消防部                      |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊等、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の救援部隊に対する災害派遣要請</li> <li>○災害被害の情報集約、被害重篤箇所の把握</li> <li>○救援部隊の受入調整（集結場所の選定、優先対応現場の指定）</li> <li>○他都市に対する応援要請</li> </ul> |                                                                                                                                                 |      |            |
|                        | 本部事務局<br>（受援班）<br>災対地域づくり部<br>災対福祉部 |     |                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会・自主防災組織との連携</li> <li>○物資不足の発生状況把握、緊急物資の支援要請</li> <li>○緊急物資の受入対応</li> <li>○ボランティアニーズの集約と発信</li> </ul> |      |            |
| 市社協                    |                                     |     |                                                                                                                                                                                    | ○ボランティアの受入調整                                                                                                                                    |      |            |
| NPO 法人ざま災害ボランティアネットワーク |                                     |     |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                 |      |            |
| 神奈川県                   |                                     |     |                                                                                                                                                                                    | ○災害派遣要請に関する市との調整                                                                                                                                |      |            |

## 1 他の地方公共団体等への応援要請

### (1) 国・県に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対する当該機関の職員の派遣要請、又は知事に対する指定行政機関の職員派遣についてのあっせん要請を行い、災害対策の万全を期する。

### (2) 他の市町村に対する応援要請

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。

### (3) 消防部隊等の応援要請

ア 本部長は、火災が延焼拡大し、全消防力を投入しても消火が困難と判断される場合、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、県内外消防機関への応援を要請する。

イ 延焼防止、人命救助等のため、重機械（クレーン、ブルドーザ等）を必要とする場合は、自衛隊又は座間市建設業協会等の応援を要請する。

ウ 応援部隊の集結場所は、消防本部・署、市民体育館等とする。

### (4) 協定締結都市への応援要請

本部長は、市域に災害を受けた場合を考慮し、県外の自治体（秋田県大仙市、福島県須賀川市）に対し、「災害時相互応援に関する協定」に基づき、情報の提供を行うとともに、被害の程度により応援要請をする。

## 2 自衛隊に対する災害派遣要請

### (1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とする次のような場合である。

#### ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

#### イ 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

#### ウ 遭難者の捜索救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

#### エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

#### オ 消火活動

消防機関に協力して、対応可能な消火活動

カ 道路又は水路の応急復旧

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等応急復旧に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫（入浴を含む。）

被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 救援物資の無償貸与及び譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物の保安措置及び除去

シ その他

その他臨機の必要に対して自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

ア 災害派遣要請

(ア) 本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう要求する。

(イ) 本部長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

(ウ) 本部長は、上記（イ）による通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 要請に必要な事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の連絡先

| 区分 | 連絡先（窓口） | 所在地／NTT電話／防災行政通信網 |
|----|---------|-------------------|
|----|---------|-------------------|

|         |                         |                                                                                |
|---------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊関係 | 第4施設群第3科                | 相模原市南区新戸2958<br>046-253-7670（内線2235、2481）<br>閉域スマートフォン 3802<br>I P 電話 2812     |
|         | 東部方面混成団第3科              | 横須賀市御幸浜1-1<br>046-856-1291（内線448/402）<br>閉域スマートフォン 3800<br>I P 電話 2809         |
| 海上自衛隊関係 | 横須賀地方総監部防衛部<br>オペレーション室 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地<br>046-823-1009（直通）<br>046-822-3500（内線2222/2223）<br>I P 電話 2814 |
|         | 第4航空群司令部                | 綾瀬市無番地<br>0467-78-8611（内線2245/2246）<br>閉域スマートフォン 3803<br>I P 電話 2815           |

なお、市の警備担当部隊は、原則として陸上自衛隊第4施設群（座間）である。

#### (4) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制を整備しておく。

##### ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう重点的、効率的に作業を分担できるように配慮する。

##### イ 作業計画の樹立及び資機材等の準備

本部長は、自衛隊に対し、作業を依頼するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡をとる。

##### ウ 自衛隊との連絡窓口の一本化

本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な連絡がとれるよう、あらかじめ本部事務局を連絡窓口として定めておく。

##### エ 派遣部隊到着時の対応

市は、派遣部隊が到着したときは目的地に誘導する。

また、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、次の事項を県に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職・氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事作業内容（及び進捗状況）

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その支弁方法は、本部長と派遣部隊等の長との間で協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成したとき、又はその必要がなくなつたと認められた場合には、知事に対し、撤収要請を依頼する。

(7) 本部会議への出席

本部長は、情報を共有し、災害対策活動を効率的に行うため、自衛隊に対し、本部への出席を要請することができる。

### 3 広域応援体制の充実

(1) 市は、広域応援部隊（消防、警察、ライフライン事業所等）活動の円滑化を図るために、市民体育館（スカイアリーナ座間）及び市民文化会館（ハーモニーホール座間）並びに芹沢公園等を活動拠点とする他、被災状況等に応じて、他の施設等も補助的な拠点として活用する。

(2) 市は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の配分方法、部隊の効率的運用方法等について検討する。

(3) 市は、上空から防災重要拠点や被災場所を把握できるように、主な施設の屋上への施設名表示に努める。

### 4 地域住民相互援助、民間団体活用対策

災害発生時又は発生するおそれがある場合における地域住民相互援助及び民間団体活用対策は、地域住民組織を基盤として、次のとおり実施する。

なお、住民組織の現況として、自治会・自主防災組織等の組織があることから、これらの協力を得て実施する。

(1) 住民組織及び民間団体の活動範囲

ア 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに本部へ通報する。

イ 応急避難、初期消火、炊き出し等は市民等が協力して行う。

ウ 被災者の救助、救護を行う。

エ 本部長が要請し、活動する範囲

オ 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力

カ 被災地の清掃及び防疫活動の協力

キ その他、本部長が特に必要と認めた活動の協力

(2) 本部が行う活動要請の手続

ア 民間団体への活動要請の手続は、本部員がその必要を認めたとき、直接民間団体の責任者に対して行うものとする。この場合、直ちに本部長にその要旨を報告しなければならない。

イ 民間団体に活動を要請する場合には、次の事項を明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮しなければならない。

- (ア) 災害活動の内容
- (イ) 協力希望の人数
- (ウ) 調達を必要とする用具
- (エ) 活動の場所及び期間
- (オ) その他参考となる事項

(3) 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力が決定した場合、その担当本部員は、本部長に報告するとともに、次の措置を講ずる。

ア 活動地に誘導するため市職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、本部との連絡に当たる。

イ 活動に必要な資機材をあらかじめ確保する。

ウ その他作業の円滑を図るための処置を行う。

なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を本部長に提出する。

- (ア) 活動内容
- (イ) 活動人員と期間
- (ウ) 活動の場所
- (エ) 活動の効果
- (オ) 事故が発生した場合は、その内容
- (カ) その他、今後の参考となる事項

## 5 ボランティアの支援活動

災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合には、ボランティアによる救援活動が必要となる。

市では、市社協及びNPO法人ざま災害ボランティアネットワークと連携し、災害時のボランティア活動を支援する災害救援ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等によりボランティア活動の効果的な支援に努める。

(1) 災害救援ボランティアセンターの設置

市、市社協及びNPO法人ざま災害ボランティアネットワークは、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携の下、災害救援ボランティアセンターを総合福祉センター（サニープレイス座間）等に設置する。

(2) 災害救援ボランティアセンターの主な役割

- ア 被災地・被災者の支援ニーズの収集と分析、整理
- イ 災害救援ボランティアの受入れ、登録、活動証の発行、ボランティア保険の確認
- ウ 活動情報の提供及び被災者とのコーディネート
- エ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供
- オ 災害救援ボランティアへの活動後のケア及びフォロー
- カ 市域内外のボランティア団体・行政機関と市民等との連絡調整

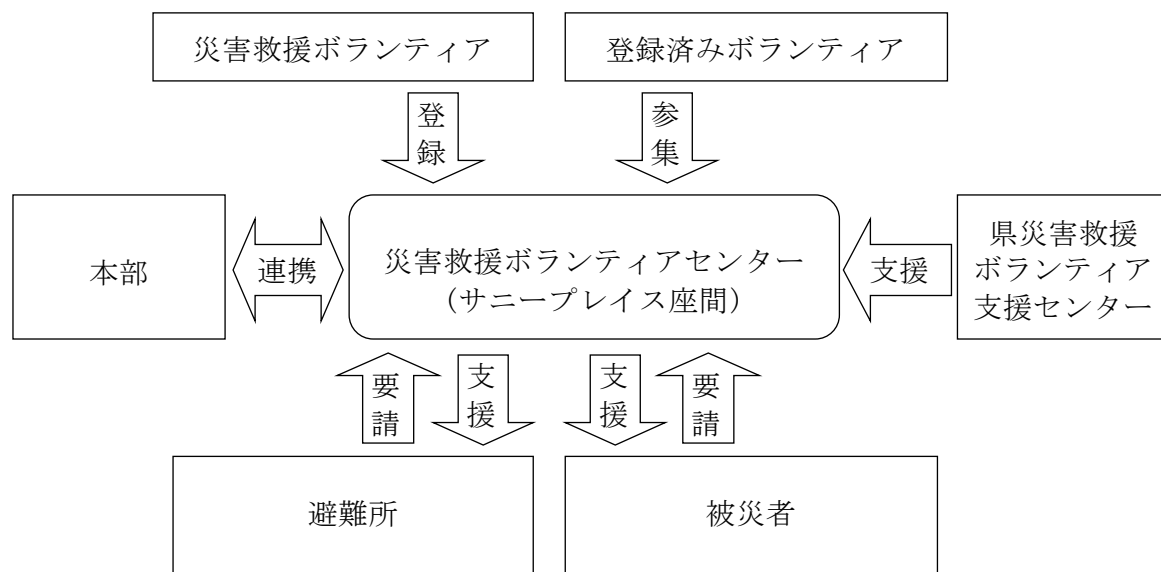
(3) ボランティアの主な役割

- ア 生活支援に関する業務
  - (ア) 避難施設の運営
  - (イ) 炊き出し、食料の配布
  - (ウ) 救援物資等の仕分け、輸送
  - (エ) 高齢者、障がい者等の介護補助
  - (オ) 被災者宅のがれきの片づけ及び清掃活動
  - (カ) 子供の見守り、遊び相手活動
  - (キ) その他被災地での軽作業
- イ 専門的な知識を要する業務
  - (ア) 応急救護所等での医療、看護
  - (イ) 外国人のための通訳
  - (ウ) 被災者へのメンタルヘルスケア
  - (エ) 高齢者、障がい者等への介護
  - (オ) アマチュア無線等を活用した情報通信手段
  - (カ) 公共土木施設の調査等
  - (キ) その他専門的な技術・知識が必要な業務

(4) ボランティアの受入れ

市は、災害救援ボランティアセンターと連携し、既に登録・把握しているボランティアを活用し、災害救援ボランティアを受け入れる。

受入業務の流れは、次のとおりとする。



## 6 海外からの支援の受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

## 第10節 災害広報・広聴 【共通】

市は、災害発生時には、県及び関係機関と連携し、市民等に対して正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、市民等が適切な判断による行動がとれるよう広報活動を実施する。

また、被災者の生活上の不安を解消するために相談活動を実施し、避難所以外の避難生活者や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

これらを実施するに当たっては、要配慮者、外国人（居住者、一時滞在者）及び帰宅困難者等にも配慮するとともに、必要に応じてボランティアを活用する。

| 担当する機関 |         | 項目              |
|--------|---------|-----------------|
| 市      | 本部事務局   | ・災害広報・広聴に関すること。 |
|        | 災対総合政策部 |                 |

### <災害対応フェーズ>

|         |                  | 発災  | 3 時間            | 72 時間                         | 2 週間        | 1 カ月    |
|---------|------------------|-----|-----------------|-------------------------------|-------------|---------|
|         |                  | 警戒期 | 発災期             | 初動期                           | 展開期         | 復旧期     |
| 市<br>担当 | 本部事務局<br>災対総合政策部 |     | ○災害情報収集・集約体制の確保 | ○収集した災害情報の集計、要約               | ○広報コンテンツの作成 | ○災害広報活動 |
|         |                  |     | ○報道機関への発表       | ○被災者に対する「市民相談所」の準備と開設、広聴活動の開始 | ○広聴結果の集約    |         |

### 1 広報事項

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

(1) 災害の状況に関すること。

(2) 避難に関すること。

ア 高齢者等避難に関すること。

イ 避難指示又は緊急安全確保に関すること。

ウ 収容施設に関すること。

- (3) 応急対策活動の状況に関すること。
  - ア 応急救護所の開設に関すること。
  - イ 交通機関、道路の復旧に関すること。
  - ウ 電気、水道等の復旧に関すること。
- (4) 市民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）。
  - ア 給水、給食に関すること。
  - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
  - ウ 電話に関すること。
  - エ 防疫に関すること。
  - オ 安心情報等に関すること。
  - カ 災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話の「災害用伝言板」の運用に関すること。
  - キ 災害救援ボランティアの受入れ及び支援要請に関すること。

## 2 広報の方法

市民等への広報の方法は、本章第4節「災害時情報の収集・伝達」の定めるところによるが、必要に応じて市広報紙等を併用する。

## 3 報道機関への発表

市は、報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について、定期的又は必要に応じて発表する。

なお、発表は、原則として特設室を設けて行う。

## 4 広聴活動

### (1) 市民相談所の開設

災害の状況に応じて、市民相談所を開設し、広聴活動・相談活動を行う。

### (2) 市民相談所における広聴活動

災対総合政策部は、各部及び防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。なお、相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、言葉の壁がある外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

### (3) 要望の処理

市は、聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡するとともに、市民の意向が復旧計画に反映されるよう努める。

**第11節 緊急輸送対策 【共通】**

市は、災害が発生した場合、緊急交通路線を確保し、緊急な応急措置の実施に障害となる物件の除去を行うとともに、災害応急対策に必要な人員、物資、機材及び被災者等の輸送や輸送車両等を確保する。

県警察は、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と市民等の速やかな避難の実施を図るため、緊急交通路の確保等の交通対策を実施する。

また、各鉄道機関は、旅客及び鉄道施設の維持、保全等公共交通機能の確保に努める。

| 担当する機関 |                | 項目                                                   |
|--------|----------------|------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局          | ・緊急輸送対策に関すること。                                       |
|        | 災対財務部          | ・緊急輸送対策に関すること。<br>・災害時における自動車輸送、燃料供給の協力に関する協定に関すること。 |
|        | 災対都市部          | ・障害物除去対策に関すること。                                      |
|        | 災対くらし安全部       | ・障害物の集積及び処分に関すること。                                   |
| 関係機関   | 神奈川県警察         | ・交通の確保に関すること。                                        |
|        | 東日本旅客鉄道(株)     | ・公共交通機能の確保に関すること。                                    |
|        | 小田急電鉄(株)       |                                                      |
|        | 相模鉄道(株)        |                                                      |
|        | 神奈川中央交通(株)     |                                                      |
|        | 座間市建設業協会       | ・障害物除去対策の協力に関すること。                                   |
|        | (一社)神奈川県トラック協会 | ・緊急輸送対策に関すること。                                       |
|        | 神奈川県石油商業組合     | ・自動車用燃料の供給協力に関すること。                                  |

## &lt;災害対応フェーズ&gt;

|                |                         | 発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月 |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
|----------------|-------------------------|-------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|-----|
|                |                         | 警戒期                     | 発災期 | 初動期                                                                                                                                                            | 展開期 | 復旧期                 | 復興期 |
| 市担当            | 本部事務局<br>災対財務部<br>災対都市部 |                         |     | ○緊急輸送にかかわる道路情報の収集、伝達<br>○緊急輸送のための道路情報の共有（通行不能、閉鎖区間及び交通規制区間等）<br>○人的輸送と物資輸送に関する情報の集約<br>○輸送優先の確認、輸送計画の策定<br>○協定に基づく輸送車両・燃料の確保<br>○輸送計画に基づく輸送・物資集積・物資配給の実施と管理・調整 |     |                     |     |
|                | 災対都市部                   |                         |     | ○緊急輸送道路の確保にかかわる道路情報の発信<br>○道路復旧見込みの情報発信                                                                                                                        |     |                     |     |
| 神奈川県警察         |                         |                         |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
| 東日本旅客鉄道(株)     |                         |                         |     | ○緊急輸送手段の提供                                                                                                                                                     |     | ○公共交通機関の復旧に関する情報の提供 |     |
| 小田急電鉄(株)       |                         |                         |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
| 相模鉄道(株)        |                         |                         |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
| 神奈川中央交通(株)     |                         |                         |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
| (一社)神奈川県トラック協会 |                         |                         |     |                                                                                                                                                                |     |                     |     |
| 座間市建設業協会       |                         |                         |     | ○障害物除去対策の協力                                                                                                                                                    |     |                     |     |

## 1 緊急輸送対策

## (1) 輸送の対象

輸送対象のうち主なものは、次のとおりとする。

- ア 被災者の避難搬送
- イ 傷病者、重症患者、妊産婦等の搬送
- ウ 飲料水の供給輸送
- エ 救援物資の輸送
- オ 行方不明者の捜索のための輸送
- カ 遺体の捜索及び遺体対策のための輸送
- キ その他、災害応急対策に必要な人員、物資及び機材の輸送

## (2) 輸送車両等の確保

通常業務において使用している車両は、本部の管理下に置き、本部の要請により配車する。

ただし、不足が生じた場合には、次の方法により確保の措置をとる。

ア 民間車両の要請

(ア) 乗用車、バス、貨物自動車の要請

- a 乗用車 タクシー事業者
- b バス バス事業者
- c 貨物自動車 (一社)神奈川県トラック協会、運送業者

(イ) 特殊自動車の要請

市内の運送業者又は建設業者に協力を求める。

イ 鉄道機関への協力要請

市は、災害対策輸送の実施に当たり必要があるときは、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)に協力を求める。

ウ ヘリコプターの要請

市は、応急対策の実施につき空中輸送の必要を認めた場合は、県知事等を通じて、ヘリコプターの派遣を要請する。

エ 応援要請の内容

本部長が応援要請をするときは、業務の内容、台数、期間、場所等を明示して要請する。

(3) 輸送路の確保

市は、関係機関と協力して緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路の確保に努める。

なお、緊急輸送道路の確保に当たっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮する。

(4) 緊急通行車両の確保手続

ア 災害対策基本法第76条等に基づく交通規制が実施されると車両の通行が禁止されるため、災害応急対策に従事する車両については、災害発生前において、緊急車両であることの確認を受け、標章と緊急通行(輸送)車両確認証明書の交付を受けるように努める。

イ 災害応急対策用車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示
- (イ) 消防、水防、その他の応急措置
- (ウ) 被災者の救援、その他保護
- (エ) 被災した児童生徒の応急措置
- (オ) 道路、電気、ガス及び水道等の施設の応急復旧
- (カ) 清掃、防疫、その他保健衛生
- (キ) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地の社会秩序の維持
- (ク) 医療品、飲料水及び食料品等の緊急輸送

## (ケ) その他災害の防御、拡大防止のための措置

## (5) 緊急交通路線の確保

県警察では、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、国道、主要県道等を緊急交通路指定想定路として選定し、災害発生時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な道路及び区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な運行の確保に努める。

このため、指定された緊急交通路では、緊急通行（輸送）車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることとなる。

## (6) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

|                         |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階（発災直後から2日目までの間）     | ア 救助、救急、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員及び物資<br>イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資<br>ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資等<br>エ 後方医療機関へ搬送する傷病者等<br>オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 |
| 第2段階（発災後3日目からおおむね1週間の間） | ア 上記第1段階の続行<br>イ 食料、飲料水、生命の維持に必要な物資<br>ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送<br>エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資                                                                                                                     |
| 第3段階（発災後おおむね1週間以降）      | ア 上記第2段階の続行<br>イ 災害復旧に必要な人員及び物資<br>ウ 生活必需品                                                                                                                                                                |

## (7) 緊急輸送の対象範囲

- ア 食料、飲料水等の救援用物資
- イ 医療（助産）救護を必要とする者等
- ウ 医薬品、医療資機材
- エ 応急復旧資機材
- オ 災害対策要員
- カ その他必要な物資等

(8) 車両用燃料の確保

- ア 庁用車及び一般応援車両用燃料の仮取扱所を市役所ふれあい広場に設置する。
- イ 消防用車両（応援部隊を含む。）燃料の仮取扱所を消防本部敷地内に設置する。

## 2 交通の確保

県警察は、災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と市民等の速やかな避難の実施を図るため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

(1) 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

ア 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速、的確に実施し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

(ア) 被災地等への流入抑制

災害が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- a 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- b 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡をとりつつ行う。
- c 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(イ) 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、傷病者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路管理者等への通知及び要請

(イ) による通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において、車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

(エ) 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

(2) 交通情報の収集等

ア 被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用する他、航空隊との連携により情報を収集する。

イ 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、市民等に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努める他、必要に応じて市町村への協力を行う。

### 3 障害物除去対策

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となる物件の除去については、次のとおりとする。

(1) 障害物除去の実施機関

ア 障害となる工作物等の除去

実施者 市長

イ 道路、河川の障害物

実施者 道路管理者、河川管理者

ただし、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した際は、緊急通行車両の通行のため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うか、運転者等がいない場合は、自ら車両の移動等を行う。

ウ がけ崩れ、浸水等による障害物

実施者 市長

ただし、実施困難な場合は、知事に対し、応援協力を要請する。

エ その他、施設等の障害物

実施者 施設管理者

(2) 障害物除去の対象

ア 市民等の生命、財産の保護のため除去を必要とする場合

イ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動で必要な場合

エ その他、公共的立場から除去が必要な場合

各実施者がそれぞれ保有する組織で実施する。ただし、実施不可能な場合は、市内建設団体の協力を得て実施する。

(3) 障害物の集積

除去した障害物は、市有地等に集積した後、処分する。

## 4 公共交通機能の確保

(1) 鉄道

災害発生時、各鉄道機関は、その全組織をあげて旅客及び鉄道施設の維持、保全に努め、市民等の足として交通機能を確保する。

各鉄道機関は、応急対策を鋭意続行し、早急に運転の再開を図る。

ただし、運行が中止された駅間については、応急復旧による運転再開までの間、バス運行（振替輸送）に代えるものとする。

ア 鉄道機関

(ア) 東日本旅客鉄道(株)相模線

(イ) 小田急電鉄(株)小田原線

(ウ) 相模鉄道(株)本線

イ 運転規則

(ア) 東日本旅客鉄道(株)相模線

a 12カイン（目安震度5弱）以上の地震が発生した場合、速やかに進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に停止し、運転を中止する。

b 運転再開及び速度については、輸送指令よりの指示による。

(イ) 小田急電鉄(株)小田原線、相模鉄道(株)本線

a 震度4以上の地震が発生した場合、速やかに進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に停止し、運転を中止する。

b 運転再開及び速度については、関係区所の報告を受けた運輸司令所長の指示による。

ウ 旅客の安全確保

- (ア) 列車が駅間に停車した場合、運転再開の状況によって最寄りの駅に移動し、駅長の指示により、避難誘導を行う。

ただし、火災等により移動が不可能な状況と判断した場合、旅客を降車させ、安全・適切な場所へ誘導案内を行う。

- (イ) 駅舎にあっては、駅長は、各鉄道機関の災害対策に従い駅員を配置し、臨時避難場所に旅客を安全に誘導する。

エ 応急復旧

- (ア) 通信連絡手段

被害状況の収集、災害情報及び応急措置の連絡・指示は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を駆使する。

- (イ) 被害状況の把握及び復旧対策

強い地震を感知した場合、直ちに保線区・電気関係区間において、巡回点検を行い、被害状況を把握し、速やかな運転再開に向け、応急復旧を実施する。

オ 帰宅困難者への支援

帰宅困難者が発生した場合、各鉄道機関は、情報提供等帰宅困難者への支援について、市、警察等、各関係機関と調整を行い、徒歩で帰宅する場合の支援等、帰宅困難者の誘導、支援、安全対策等に努める。

(2) バス

災害時における各路線バス運転中の対応については、速やかにバスを停車し、乗客の身の安全を確認し、運行不能と判断した場合は、最寄りの市指定の避難所へ誘導する。

その際、無線通信が不通の場合は、車体に貼り紙掲示等を施し、避難先、乗客の状況等を明示したうえで、乗客を誘導する。

市内の交通被害、道路損壊等の情報を収集し、バス路線網の公共輸送機能を維持する。

## 第12節 二次災害防止対策 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等、また、被災した宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止する。

| 担当する機関 |       | 項目                    |
|--------|-------|-----------------------|
| 市      | 災対都市部 | ・二次災害防止対策に関すること。      |
| 関係機関   | 神奈川県  | ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|             |       | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                      |     |                                                                               |     |     |
|-------------|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|             |       | 警戒期                                         | 発災期                                  | 初動期 | 展開期                                                                           | 復旧期 | 復興期 |
| 市<br>担<br>当 | 災対都市部 |                                             | ○建物被害の情報収集・集約体制の確保<br>○建物被害棟数等の集約と予測 |     | ○応急危険度判定士等の確保<br>○応急危険度判定等の優先地域を特定<br>○応急危険度判定等の結果の集約<br>○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置 |     |     |
|             |       |                                             |                                      |     | ○応急危険度判定士の派遣調整                                                                |     |     |
| 神奈川県        |       |                                             |                                      |     | ○応急危険度判定士の派遣調整                                                                |     |     |

### 1 被災建築物の応急危険度判定

市は、大規模地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、速やかに「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置するとともに、応急危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、迅速に応急危険度判定を行い、その結果、倒壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

#### (1) 応急危険度判定の実施

地震が発生したとき、判定実施の要否の判断に必要な被害状況の情報を収集し、収集した情報等による被害状況及び被害予測に基づき、本部長が判定実施の要否を判断する必要な資料を作成する。

本部長は、判定実施を決定したときは、直ちに判定実施を宣言する。

#### (2) 支援要請

判定実施本部は、必要とする判定士・判定資機材が不足する場合は、県に対し、支援要請を行う。

(3) 市民等への広報

市民等に対して、放送設備による放送や広報車の巡回等により、被災建築物応急危険度判定の実施状況、余震による被災建築物の倒壊の危険性及び事故防止等に関する広報を実施する。

**2 被災宅地の危険度判定**

市は、大規模地震に被災した宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

**3 有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策**

市は、建築物への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

## 第13節 避難所の開設・運営支援 【共通】

災害により住居に被害を受け、又はそのおそれがあるために避難した者を一時的に収容するための避難所を設置し、その運営を支援する。

| 担当する機関 |                             | 項目                    |
|--------|-----------------------------|-----------------------|
| 市      | 本部事務局<br>避難所開設担当職員<br>災対福祉部 | ・避難所の開設・運営支援に関すること。   |
| 関係機関   | 避難所施設管理者                    | ・避難所の開設・運営支援に関すること。   |
|        | 避難所運営委員会等                   | ・避難所として実施すべき事項に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|         |                        | 発災                                                                                                                                                                               | 3 時間 | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月       |
|---------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------|------------|
|         |                        | 警戒期                                                                                                                                                                              | 発災期  | 初動期   | 展開期  | 復旧期<br>復興期 |
| 市<br>担当 | 本部事務局<br>避難所開設担<br>当職員 | ○一次避難所の施設被害点検、開設の可否判断<br>○立入禁止場所の施設等、基本的な施設管理<br>○備蓄倉庫の確認<br>○避難所避難者への保健活動の実施<br>○避難所の運営<br>○必要物資の確保と物資不足時（見込みを含む。）の調達要請<br>○避難所運営ボランティアの要請と受入調整<br>○避難者の増減等の状況に応じた、避難所運営ルールの見直し |      |       |      |            |
|         | 避難所施設管理者               |                                                                                                                                                                                  |      |       |      |            |
|         | 避難所運営委員会等              |                                                                                                                                                                                  |      |       |      |            |
| 市<br>担当 | 本部事務局<br>災対福祉部         | ○二次避難所の施設被害点検、開設の可否判断<br>○立入禁止場所の施設等、基本的な施設管理<br>○避難者の受入れ<br>○避難所の運営<br>○必要物資の確保と物資不足時（見込みを含む。）の調達要請<br>○避難所運営ボランティアの要請と受入調整<br>○避難者の増減等の状況に応じた、避難所運営ルールの見直し                     |      |       |      |            |
|         | 避難所施設管理者               |                                                                                                                                                                                  |      |       |      |            |
|         | 関係協力機関                 |                                                                                                                                                                                  |      |       |      |            |

## 1 収容者

住居に被害を受け、又はそのおそれがあるために避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者とする。

## 2 設置の方法

### (1) 市役所開庁時間外

事前に指定されている避難所開設担当職員は、発災後、避難所に参集し、建物の安全を確認した上で、避難所運営委員と共に避難所開設の準備を進める。

人手が不足する場合は、避難者等に応援を求める。

### (2) 市役所開庁時

市職員が避難所に到着後、建物の安全性を確認後、施設管理者及び避難所運営委員と共に、避難所の開設準備を進める。

### (3) 開設及び収容状況の報告

市職員は、施設の安全性を確認し、避難所を設置する。避難所を開設したときには、次の事項を本部に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 市職員の人数及び氏名（教職員を含む。）

ウ 参集途上の災害状況

エ 避難所の状況

オ 死傷者の状況

## 3 避難所の周知

市は、避難所を開設した場合、速やかに市民等に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

## 4 避難所として実施すべき事項

### (1) 避難者の名簿作成

避難所開設担当職員は、自治会長等の代表者の協力を得て、避難者の名簿を作成し、人員を把握する。

この名簿により、避難所における転出入者の管理と安否の確認を行う。

### (2) 傷病者等の搬送

傷病者等は、リヤカー、担架等を使い、医療機関、又は応急救護所へ搬送する。

### (3) 生活物資（飲料水、食料、物資）の受入れ、管理、配給

ア 自治会長や避難所運営責任者等の協力を得て公平性に配慮する。

イ 品目、数量について、本部に連絡し、調整を密にする。

ウ 搬送に当たって、集積場所を明確にし、連絡を密にする。

エ 避難者の他、被災した市民等にも留意する。

(4) 簡易トイレの設置

(5) 発電機の設置、管理（燃料等）

(6) 情報の提供

ア 家族、知人の安否や被害状況等災害の正確な情報を収集し、避難者に正しい情報を提供する。

イ 情報等の掲示コーナーの設置

ウ 巡回医療の対応

(7) 避難生活の手助け

ア 要望の聞き取り

イ 寝具の乾燥（天日干し等）

ウ 来訪者及び電話の取次ぎ

エ 避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場の清掃等）

オ 避難者の健康状態の把握

## 5 組織編成

避難所に多数の市民等が避難することが予想され、市職員だけで対応することは困難な状況となる。

したがって、平常時から自治会・自主防災組織、施設管理者、市職員等からなる避難所運営委員会を設置し、運営協議や開設訓練等の活動を実施する。

また、開設時においては、健康な避難者及びボランティア（県外・市内外）の協力も確保する。

## 6 管理・運営に当たっての留意事項

(1) 避難所の運営管理は、避難所運営委員会、避難者等が主体となっていく。

また、必要に応じてボランティア及び県等関係機関に協力を求める。

(2) 避難者ニーズの早期把握に努める。

(3) ケアスペースの確保等、要配慮者に対して配慮する。

(4) 避難所における生活環境に注意を払うとともに、男女や性的マイノリティの方からの異なるニーズや、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮したプライバシーや安全性の確保対策をとる。また、被災者に対する給水、給食措置等が円滑に実施できるよう努める。

(5) 次に示す避難所の状況や衛生状況の把握を行い、必要に応じて救護所を設置する。

ア 簡易ベッド等の活用状況

イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度

ウ 洗濯等頻度

エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

オ 暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性

カ 食料の確保、配食等の状況

キ ごみ処理の状況

(6) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめる。

(7) 要配慮者のためのスペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努める。

また、女性や子供等に対する暴力等を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど、安全に配慮する。

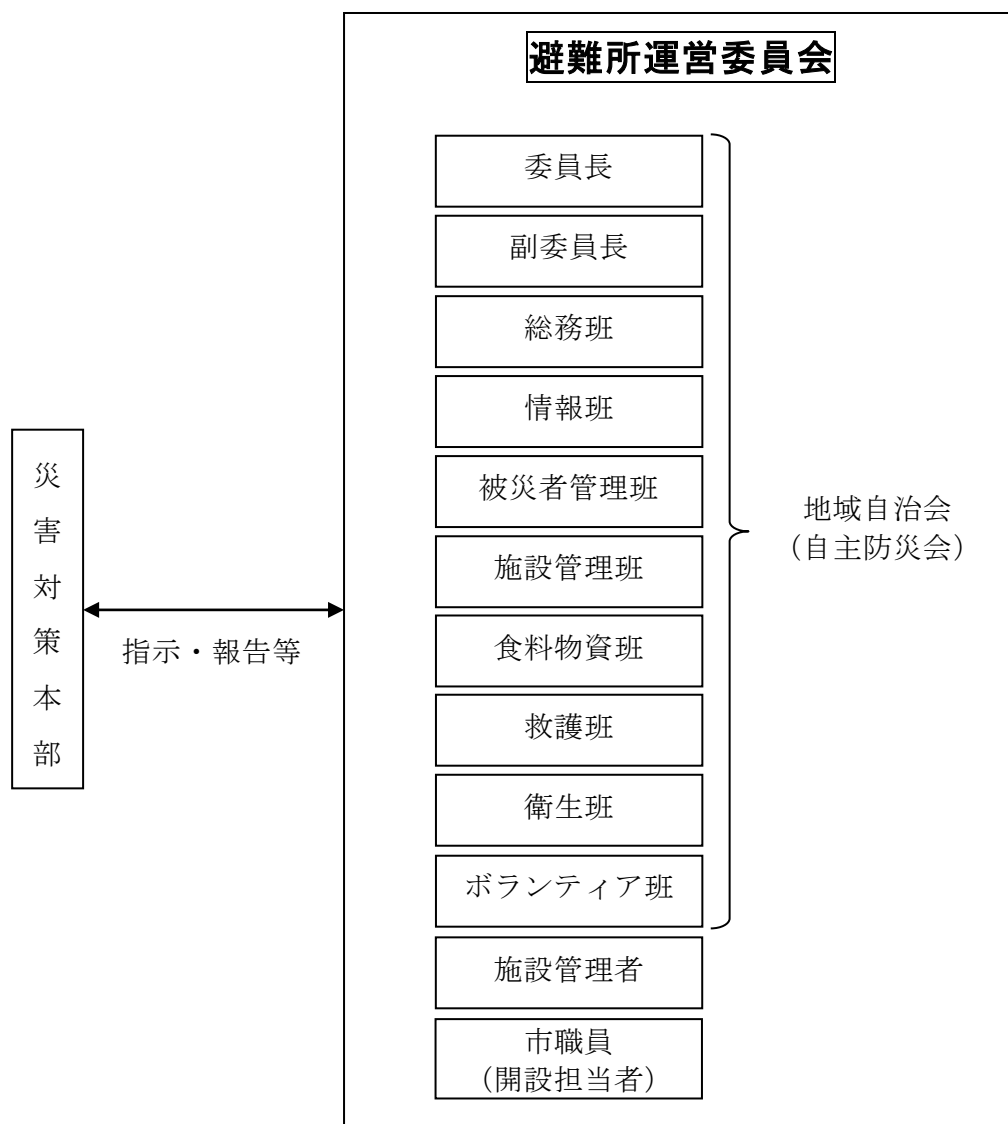
(8) 家庭動物（ペット）同行避難のルールを定め、飼い主が責任を持って飼育するための場所の確保等の具体的な対応がとれるように努める。

(9) 関係機関と連携し、在宅での避難や車中泊等、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回等、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等による、生活環境の確保に努める。

(10) 各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難所のリスト作成等を実施し、必要に応じ、被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。

なお、避難者の中に、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

避難所運営委員会組織図（例示）



## 第14節 指定避難所以外の避難者対策 【共通】

災害が市の全域に及び、指定避難所にも被害が発生する事態が生じて避難所の収容能力を超える避難者が発生した場合、指定外の有志的な避難所が設けられる他、市内の物流機能が麻痺することによる在宅避難者の発生が予測される。

こういった避難者の状況（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努め、適時適切な支援を行う。

| 担当する機関 |       | 項目                    |
|--------|-------|-----------------------|
| 市      | 本部事務局 | ・指定避難所以外の避難者対策に関すること。 |
|        | 災対各部  |                       |

### <災害対応フェーズ>

|     |               | 発災 3 時間 |     | 72 時間 | 2 週間                                                                                               | 1 カ月 |
|-----|---------------|---------|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|     |               | 警戒期     | 発災期 | 初動期   | 展開期                                                                                                | 復旧期  |
| 市担当 | 本部事務局<br>災対各部 |         |     |       | ○指定避難所以外の避難生活者の状況調査（地域避難所での避難、在宅避難）<br>○地域避難所に対する支援方法、在宅避難者の状況調査<br>○指定避難所以外の避難生活者に対する生活支援方法の検討と実践 |      |

### 1 地域避難所

避難者の受入れが可能となりそうな施設として事前に協定を締結している、地域避難所の避難者の状況を把握し、必要に応じた支援を行う。

### 2 在宅避難者対策

在宅避難者に対しても情報等の提供を行う。

### 3 私設避難所

被災者が、空地、こども広場や民間（事業所等を含む。）の好意により開放された建物等で避難生活を送ることが予想される。

このような私設避難所の状況を把握し、必要に応じた支援を行う。

**第15節 要配慮者支援対策 【共通】**

市は、避難所等で生活する要配慮者に対し、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

高齢化社会、国際化社会の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、必要な対策を講じる。

| 担当する機関 |                            | 項目                        |
|--------|----------------------------|---------------------------|
| 市      | 本部事務局                      | ・ 情報提供・相談窓口に関すること。        |
|        | 災対福祉部                      | ・ 避難行動要支援者対策に関すること。       |
|        | 災対都市部                      | ・ 要配慮者に対する応急住宅での配慮に関すること。 |
|        | 災対総合政策部                    | ・ 臨時相談窓口の設置等に関すること。       |
|        | 災対各部                       | ・ 要配慮者への生活支援に関すること。       |
| 関係機関   | 自治会等                       | ・ 避難行動要支援者対策に関すること。       |
|        | 社会福祉施設<br>(緊急避難に関する協定締結施設) | ・ 要配慮者への生活支援に関すること。       |

|     |                                                                   | 第2編 災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 |                                       |                             |                                                                                                                          |                                                             |     |
|-----|-------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----|
|     |                                                                   | 発災                      | 3 時間                                  | 72 時間                       | 2 週間                                                                                                                     | 1 カ月                                                        |     |
|     |                                                                   | 警戒期                     | 発災期                                   | 初動期                         | 展開期                                                                                                                      | 復旧期                                                         | 復興期 |
| 市担当 | 本部事務局<br>（避難所開設<br>担当職員）<br>災対総合政<br>策部<br>災対福祉部<br>災対都市部<br>災対各部 |                         | ○情報収集（要配慮者の所在把握、安否確認）<br>○一次避難所への避難誘導 | ○二次避難所への移送を要する要配慮者の<br>状態確認 | ○在宅避難している要配慮者の健康や<br>家族関係等の状態確認<br>○状態確認結果から、二次避難所、社<br>会福祉施設への移送を要する要配慮<br>者を判断<br>○二次避難所、社会福祉施設への移送<br>と要配慮者に対する避難生活支援 | ○福祉仮設住宅の建設状<br>況の確認<br>○二次避難所から福祉仮<br>設住宅に移動可能な要<br>配慮者との調整 |     |
|     | 自治会等<br>その他関係機関                                                   |                         |                                       |                             |                                                                                                                          |                                                             |     |

## 1 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者については、自らの移動・行動が困難あるいは制限されるため、防災上特別の配慮を払う必要がある。

### (1) 対象者の把握

災対福祉部は、所掌業務遂行上の必要から避難行動要支援者の把握に努め、災害時避難行動要支援者登録名簿を準備しておく。

この場合、対象者のプライバシーの保護には、十分に留意しなければならない。

### (2) 情報収集

ア 市は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。

イ 市は、自治会・自主防災組織、近隣住民、民生委員児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア、消防団その他関係機関等の協力を得て、災害時避難行動要支援者登録名簿を活用し、避難行動要支援者の所在把握、安否確認等に努める。

### (3) 避難誘導

ア 市は、自治会・自主防災組織、消防団その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な要配慮者の避難誘導、搬送等に努める。

イ 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、個別支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

ウ 市は、小学校就学前の子供たちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設や施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 2 要配慮者への生活支援

### (1) 避難所の運営

要配慮者に配慮した避難所の運営管理に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するように努める。また、市は、災害時に身体障がい者が指定避難所等へ身体障がい者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障がい者と身体障がい者補助犬を分離せず受け入れることとする。

### (2) 二次避難所の開設

自宅や一次避難所等で被災生活をしている要配慮者のうち、特別な援護を必要とする要配慮者を対象に、あらかじめ指定した二次避難所を開設する。

### (3) 社会福祉施設への緊急受入れ

一次、二次避難所を利用することが著しく困難な高齢者や障がい者は、「災害時における高齢者、障がい者の緊急避難に関する協定」又は「災害時における障害者の緊急避難に関する協定書」を締結している社会福祉施設への緊急受入れの調整を行う。

### (4) 要配慮者の移送

特別な援護を必要とする要配慮者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、二次避難所や社会福祉施設に移送する。

(5) 食料、飲料水、生活必需品の供給

二次避難所及び自宅で生活する要配慮者に対し、優先的に食料及び飲料水等を供給する。

### 3 臨時相談窓口の設置等

- (1) 要配慮者が自身に必要な支援を相談するための臨時相談窓口を、避難所を中心に設置する。
- (2) 言葉の壁がある外国人（居住者、一時滞在者）が相談しやすい窓口を設置し、県の災害多言語支援センター等との連携を図る。

### 4 要配慮者に対する応急住宅での配慮

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設については、本章第26節「応急住宅対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに、入居については、要配慮者を優先とした入居認定基準とする。

- ア 応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者と一般世帯との適正な混在を確保する。
- イ 高齢者世帯や障がい者等の応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消等に努める。

(2) 住宅のあっせん

応急仮設住宅に入居した要配慮者の健康状態、必要な介護状況等を考慮し、県や周辺市町の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあっせんと積極的に行う。

### 5 情報提供・相談窓口

- (1) 本部は、被災者への情報提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳等要配慮者のための情報手段の確保に努める。
- (2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者等へ医療情報を提供する。
- (3) 要配慮者が自身に必要な支援を相談するための臨時相談窓口を、避難所を中心に設置する。

臨時相談窓口の設置に当たっては、女性が相談しやすい窓口となるように努める。

- (4) 県の災害多言語支援センター等と連携し、言葉の壁がある外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

## 第16節 帰宅困難者支援対策 【共通】

帰宅困難者が発生した場合、情報提供等帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、一時滞在施設及び物資の提供、徒歩等で帰宅する場合の支援を行う。

| 担当する機関 |                   | 項目                                                                                                                                              |
|--------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 本部事務局<br>災対地域づくり部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の対応に関すること。</li> <li>・駅周辺での混乱防止に関すること。</li> <li>・一時滞在施設の開設に関すること。</li> <li>・一時滞在施設の運営に関すること。</li> </ul> |
| 関係機関   | 東日本旅客鉄道(株)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺での混乱防止に関すること。</li> <li>・代替輸送対応に関すること。</li> </ul>                                                     |
|        | 小田急電鉄(株)          |                                                                                                                                                 |
|        | 相模鉄道(株)           |                                                                                                                                                 |
|        | 神奈川中央交通(株)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替輸送対応に関すること。</li> </ul>                                                                                |
|        | 相模鉄道(株)           |                                                                                                                                                 |
|        | 避難場所施設管理者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の開設に関すること。</li> </ul>                                                                             |

### ＜災害対応フェーズ＞

|     |                   | 発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月 |     |                                                                                                      |     |     |     |
|-----|-------------------|-------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|
|     |                   | 警戒期                     | 発災期 | 初動期                                                                                                  | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 市担当 | 本部事務局<br>災対地域づくり部 |                         |     | ○駅前滞留者、徒歩帰宅者に関する情報収集<br>○帰宅困難者への支援に関する関係者間での調整<br>（一時滞在施設の確保）<br>○一時滞在施設での情報・物資の提供<br>○帰宅行動に必要な情報の提供 |     |     |     |
|     | 東日本旅客鉄道(株)        |                         |     | ○代行輸送手段の確保（臨時バス）の運行                                                                                  |     |     |     |
|     | 小田急電鉄(株)          |                         |     |                                                                                                      |     |     |     |
|     | 相模鉄道(株)           |                         |     | ○施設の開放                                                                                               |     |     |     |
|     | 神奈川中央交通(株)        |                         |     |                                                                                                      |     |     |     |
|     | 相模鉄道(株)           |                         |     |                                                                                                      |     |     |     |
|     | 避難場所施設管理者         |                         |     |                                                                                                      |     |     |     |

### 1 市の対応

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、鉄道事業者等と連携を図り、帰宅困難者に対して、携帯電話やインターネット（市ホームページ等）等を活用し、迅速な情報提供を行う。また、「災害発生直後

はむやみに移動を開始せず、身の安全を図る」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、一時滞在施設の確保等の支援に努める。

なお、一時滞在施設の運営に当たっては、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

## 2 駅周辺での混乱防止

- (1) 市は、帰宅困難者の発生や挙動に関する情報を収集し、近隣市町村や防災関係機関との情報共有を行う。
- (2) 市は、鉄道機関等と連携して、次の帰宅困難者対策を実行する。
  - ア 事業所に対して一斉帰宅の抑制を周知
  - イ 外出者への交通情報等の提供
  - ウ 駅前滞留者の誘導先としての一時滞在施設の開設と誘導
  - エ 飲料水・食料等の調達・提供
- (3) 帰宅困難者に対する情報提供
  - ア 交通情報、一時滞在施設等の情報を収集・集約
  - イ 市ホームページや緊急情報いさまメール等を活用して情報を提供

## 3 一時滞在施設の開設

- (1) 市は、帰宅困難者に対して、道路・交通機関等の情報、トイレ、休憩場所、飲料水・軽食等を提供し、駅舎周辺等から帰宅場所へ移動するまでの間、体調不良を防止するための一時滞在施設を確保し、職員を配置して開設する。
- (2) 市は、一時滞在施設にいる帰宅困難者が体調を崩し、医療機関への搬送を要する等の事態が発生した場合に備え、緊急連絡のための通信手段を確保する。
- (3) 市は、国及び県が所管する施設が一時滞在施設を開設した場合は、帰宅困難者への提供情報に加える。
- (4) 市は、一時滞在施設を開設した場合、鉄道機関、県、警察、消防等の関係機関に通知する。
- (5) 市は、民間施設が帰宅困難者に対して休憩場所等の提供を行っている場合は、当該施設了解の下、一時滞在施設に加え、提供情報に加える。

## 4 一時滞在施設の運営

- (1) 帰宅困難者用の一時滞在施設開設後は、施設管理者及び市が連携して運営し、状況を定期的に本部へ連絡する。
- (2) 一時滞在施設で必要となる飲料水・軽食、毛布等が不足する場合、市は、近傍の避難所の備蓄物資を流用するなど、状況に応じて処置する。

## 5 代替輸送対応

- (1) 鉄道機関が代替輸送手段を確保した場合、市は、その情報を、一時滞在施設を通じて提供する。
- (2) 医療機関への移送を要する帰宅困難者が発生した場合、市は、医療機関・消防へ情報伝達する。

## 第17節 応急給水活動 【共通】

市内の断水状況を把握し、給水拠点及び給水車による応急給水の優先地域及び施設を判断し、必要な要員を配置する。また市は、給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援を県に要請する他、公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請する。

| 担当する機関 |         | 項目               |
|--------|---------|------------------|
| 市      | 本部事務局   | ・ 応急給水の実行に関すること。 |
|        | 災対上下水道部 | ・ 応急給水活動に関すること。  |

### ＜災害対応フェーズ＞

|             |         | 発災  | 3 時間                                        | 72 時間 | 2 週間                                                               | 1 カ月 |
|-------------|---------|-----|---------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|------|
|             |         | 警戒期 | 発災期                                         | 初動期   | 展開期                                                                | 復旧期  |
| 市<br>担<br>当 | 災対上下水道部 |     | ○ライフライン被害情報の収集体制の確保<br>○ライフライン被害のうち、断水地域の集約 |       |                                                                    |      |
|             |         |     |                                             |       | ○断水に伴う不足水量（応急給水の必要量）の試算<br>○応急給水計画の策定（給水車の順路、給水所の開設、対応職員のローテーション等） |      |

### 1 水道施設の点検・断水状況の把握

市は、給水拠点、給水車による応急給水計画を立案するため、次の状況を把握する。

- (1) 水道施設の被害箇所及び断水発生地域
- (2) 医療機関等、福祉施設等、断水による影響が、人命や健康に及ぶおそれのある機関
- (3) 避難所等、地域の防災拠点となる施設
- (4) 給水車による応急給水を計画するための道路被害状況

### 2 応急給水計画の立案

市は、断水情報の把握結果に基づき、応急給水計画を立案する。

- (1) 断水発生地域から給水拠点を設営
- (2) （公社）日本水道協会等に対する給水車の派遣要請を行い、巡回の優先順位を確定する。
- (3) 給水拠点、給水車の確保状況に基づいて応急給水量を試算し、不足水量を予測して、支援要請を行う。

- (4) 応急給水の優先地域及び優先施設を判断する。
- (5) 市民等に対する応急給水の手段と時期を災害広報に加える。

### 3 応急給水の実行

- (1) 給水拠点及び給水車の対応職員を配置し、ローテーション計画を立てる。
- (2) 応急給水活動を支援する他都市職員等の受入方法と体制を確定する。
- (3) 給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援を県や公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請する。

## 第18節 救援物資の調達・供給 【共通】

災害により、備蓄倉庫が被災し、食料が供給できない場合及び市単独の対応では食料が不足する場合には、協定締結先事業者等へ協力要請する。

| 担当する機関 |                          | 項目                                      |
|--------|--------------------------|-----------------------------------------|
| 市      | 災対地域づくり部<br>本部事務局<br>受援班 | ・食料品等の調達に関すること。<br>・支援物資の受入れ、仕分けに関すること。 |
|        | 災対総合政策部                  | ・広報活動に関すること。                            |
| 関係機関   | 神奈川県                     | ・食料品等の調達に関すること。                         |
|        | 農林水産省                    |                                         |
|        | 座間市商工会                   |                                         |
|        | 協定締結先                    |                                         |
|        | (一社)神奈川県<br>トラック協会       | ・救援物資搬送の協力に関すること。                       |
|        | 自治会等                     | ・食料等の供給に関すること。                          |

### ＜災害対応フェーズ＞

|                |                         | 発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月 |     |                                                                                                                      |                                                  |     |     |
|----------------|-------------------------|-------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----|-----|
|                |                         | 警戒期                     | 発災期 | 初動期                                                                                                                  | 展開期                                              | 復旧期 | 復興期 |
| 市担当            | 本部事務局<br>受援班<br>災対総合政策部 |                         |     | ○物資の不足状況にかかわる情報収集体制の確保及び広報活動<br>○市の備蓄及び流通機能に関する状況把握<br>○医薬品、飲料水等、緊急性の高い不足物品の供給支援要請<br>○不足物資の品目・数量の試算<br>○不足物資の供給支援要請 |                                                  |     |     |
|                | 災対地域づくり部                |                         |     |                                                                                                                      | ○救援物資の受入対応<br>○「緊急輸送対策」で確保した集積場所から、避難所等の集積場所への搬送 |     |     |
| 神奈川県           |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○市からの物資供給支援要請に基づく、関係機関との調達                       |     |     |
| 農林水産省          |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○政府所有食料の供給                                       |     |     |
| 協定締結先          |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○市との協定に基づく物資の供給                                  |     |     |
| 座間市商工会         |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○食料品等の供給協力                                       |     |     |
| (一社)神奈川県トラック協会 |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○救援物資搬送の協力                                       |     |     |
| 自治会等           |                         |                         |     |                                                                                                                      | ○避難所・在宅の避難者に対する物資の供給（炊き出しを含む。）                   |     |     |

## 1 食料品等の調達

### (1) 自力での調達

市の備蓄物資により調達する。

また、座間市商工会及びさがみ農業協同組合に協力を求める他、小売店等とあらかじめ締結した協定に基づき、物資の調達に努める。

### (2) 応援要請

市は、災害により、備蓄倉庫が被災し、食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。

その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定書」に基づく要請

イ 県央地域県政総合センター経由での県に対する要請

ウ 災害救助法が発動された場合、農林水産省所有食料の供給に関して、県知事に対する供給協議の要請

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により、県の指示が得られない場合は、直接、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

## 2 支援物資の受入れ、仕分け

(1) 県から供給される食料は、県総合防災センター及び県広域防災活動拠点（県立相模原弥栄高校）で受け入れる。

(2) 物資の仕分けは、大規模小売店舗の従業員の専門職及びボランティアの協力を要請する。

## 3 食料等の供給

### (1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 家屋が全半壊（焼）、流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 住家はあるが電気、ガス、水道等の寸断により生活が困窮している市民

エ 市内を旅行中の者又は一時滞在者

オ 災害地の応急対策作業に従事する者

カ その他市長が特に炊き出しによる食品の給与が必要と認める者

(2) 炊き出し予定場所

原則として避難所で炊き出しを行う。

(3) 支給開始時期

飲料水、食料等の支給は、発災後6時間後をめぐとして開始する。

ただし、医療用物資の支給は、発災後、医療機関と連絡をとり、実施する。

(4) 定時供給

定時供給は1日2回とする。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

4 その他の供給物資

その他の供給物資は、市の防災資機材から供給する。

5 広報活動

市は、飲料水、食料、物資の供給情報、救援物資の供給情報等につき、広報車による市内一円の巡回広報の他、避難所の掲示板の活用等により、市民等への広報活動を実施する。

**第19節 保健衛生・防疫対策 【共通】**

被災者の健康保持のため、市は、県と連携し、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

| 担当する機関 |                                                | 項目                 |
|--------|------------------------------------------------|--------------------|
| 市      | 本部事務局<br>災対健康部<br>災対都市部<br>災対上下水道部<br>災対くらし安全部 | ・保健衛生及び防疫対策に関すること。 |
| 関係機関   | 厚木保健福祉事務所                                      |                    |

## &lt;災害対応フェーズ&gt;

|             |                                       | 発災  |     | 3 時間                                         | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月 |
|-------------|---------------------------------------|-----|-----|----------------------------------------------|-------|------|------|
|             |                                       | 警戒期 | 発災期 | 初動期                                          | 展開期   | 復旧期  | 復興期  |
| 市<br>担<br>当 | 本部事務局                                 |     |     | ○避難所、在宅の避難者に関する人数・状況の把握                      |       |      |      |
|             | 災対健康部<br>災対都市部<br>災対上下水道部<br>災対くらし安全部 |     |     | ○避難所運営における衛生管理の指導<br>○避難所・在宅避難者の保健衛生指導等に係る巡回 |       |      |      |
| 厚木保健福祉事務所   |                                       |     |     | ○食中毒、感染症の発生及びその疑いが生じた場合の対応                   |       |      |      |

**1 保健衛生**

- (1) 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、座間市大規模災害時における保健活動マニュアルにより被災者の健康管理及び避難所の衛生状態を保つよう保健衛生活動に努める。

また、必要に応じて厚木保健福祉事務所と協力して、保健師による巡回健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

- (2) 乳幼児、高齢者及び糖尿病や腎臓病、アレルギー疾患等食事に配慮が必要な人が、健康を維持するための適切な食事ができるように、栄養士は本部との連携を強化する。
- (3) 市は、県と連携し、災害による被災者の心のケアを行うために、かながわ DPAT や医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。ま

た、非被災地域から心のケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保を図る。さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

- (4) 避難所運営委員会の協力を得て健康管理等の徹底を図る。

## 2 防疫対策

市は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、県と連携し迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

### (1) 防疫体制の確立

市は、厚木保健福祉事務所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、市民等に対し注意喚起を実施する。

### (2) 防疫活動の実施

市は、県の指示に基づき、次に掲げる防災対策を実施する。

なお、当該指示があった場合、市は、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

#### ア 感染症予防上必要と認めた場合の清掃及び消毒

(ア) 市は、清掃方法の実施に当たっては、市域における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に行う。

(イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市長は、的確な指導あるいは指示を行う。

(ウ) 市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分を行う。この場合、できる限り下水道終末処理場の処理施設を利用するなどの方法により、不衛生にならないようにする。

(エ) 市は、消毒方法の実施に当たっては、法令に定めるところに従って行う。

(オ) 消毒方法の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、便宜の場所に配置する。

#### イ ねずみ族・昆虫の駆除

市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

#### ウ 予防接種の実施

市は、県の指示に従い、臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保等を迅速に行い、時機を失しないように措置する。

(3) 防疫用薬剤等の調達

市は、防疫活動に必要な薬剤等は、市内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県に対し、調達を要請する。

## 第20節 文教対策 【共通】

文教施設においては、児童生徒等及び施設利用者の安全を確保する。

また、市民等に対しては、避難所開設の準備を始める。

各学校等は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画書の他、市民等の避難対策について定め、市の行う避難対策に協力する。

| 担当する機関 |                        | 項目               |
|--------|------------------------|------------------|
| 市      | 災対教育部                  | ・文教対策に関すること。     |
|        | 本部事務局<br>避難所開設担当<br>職員 | ・学校避難所の開設に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|         |                        | 発災  | 3 時間                                                                                               | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月       |
|---------|------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------------|
|         |                        | 警戒期 | 発災期                                                                                                | 初動期   | 展開期  | 復旧期<br>復興期 |
| 市<br>担当 | 災対教育部                  |     | ○児童生徒、来校者の安全確保と傷病者の応急処置<br>○学校施設の被害点検、応急修理<br>○来校した保護者への対応<br>○児童生徒の預かり、引渡し<br>○学校避難所開設準備          |       |      |            |
|         | 本部事務局<br>避難所開設担<br>当職員 |     | ○学校避難所の施設被害点検、開設の可否判断<br>○応急教育に向けた施設の使途調整<br>（教育スペース確保のための避難者の移動調整等）<br>○応急教育対応（代替学校施設の確保、学用品の支給等） |       |      |            |

### 1 事前措置

教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。

- (1) 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。
- (2) 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒安否確認及び状況把握に努める。
- (3) 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線、広報車、保護者連絡システム等により、保護者又は児童生徒に連絡する。

## 2 勤務時間内の対応

大規模地震や大規模風水害等の災害による学校施設の損壊、多数の傷病者（児童生徒等）の発生、保護者への連絡手段の途絶等を想定し、次のとおり初動措置を講じる。

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒の所在及び安否の確認
- (3) 施設の安全点検（火気使用設備器具、建物の損壊程度等）
- (4) 学級担当等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により安全な場所に避難誘導する。
- (5) 傷病者（児童生徒等）に対する応急手当
- (6) 来校する保護者への対応及び保護者との連絡
- (7) 避難所の開設準備（市職員への引継ぎ及び支援）
- (8) 初期消火、救護、救出活動を行う。
- (9) 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を整えておく。

## 3 児童生徒の預かり、引渡し対応

- (1) 市域で、震度5弱以上の地震が観測された場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡すこととし、保護者の引取りがない児童生徒は学校に留め置くことを原則とする。
- (2) 緊急時の連絡カードを兼ねた引渡しカードを活用し、児童生徒の引渡しを円滑に行う。
- (3) 保護者への情報伝達については、学校ホームページ、固定電話、保護者連絡システム等により行う。

## 4 登下校時の対応

- (1) 登校している児童生徒の把握
- (2) 通学路及び校区内のパトロール
- (3) 校区内の市民への保護協力要請
- (4) 児童生徒の安否の確認

## 5 勤務時間外の対応

- (1) 非常参集（震度5弱以上の地震が発生した場合）
- (2) 施設の安全点検
- (3) 避難所の開設準備（市職員への引継ぎ及び応援）
- (4) 児童生徒の安否の確認

## 6 社会教育施設の対応

施設の責任者は、市と連携し、次の対策を行う。

### (1) 勤務時間内の対応

- ア 施設利用者の安全確認、安全な場所への避難誘導
- イ 傷病者への応急手当
- ウ 身元の確認
- エ 市内被災状況の情報収集及び提供
- オ 避難所の開設準備

### (2) 勤務時間外の対応

避難所の開設準備

## 7 応急教育対策

### (1) 応急教育の実施

教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員及び教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 被害状況の把握及び報告

各学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒、教職員及び教育施設、設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

また、教育委員会は、各学校からの報告を取りまとめのうえ、県教育委員会に報告する。

### (3) 教育施設の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次の対策により施設の効率的な利用を図る。

#### ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

#### イ 学校間の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

#### ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

#### エ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設等の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

(4) 教員の確保

教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次の対策により教員を確保する。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集する。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

イ 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名、職種、氏名を確認し、人員を掌握する。

ウ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、教育委員会に報告する。

また、教育委員会は、各学校からの報告を取りまとめのうえ、県教育委員会に報告する。

エ 教育委員会の指示

教育委員会においては、報告された人数等の情報を総合判断し、学校に対し、適宜指示又は連絡する。

オ 臨時授業の実施

通信が途絶した場合、又は交通機関の回復が著しく遅れた場合は、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

カ 教員の臨時雇用

災害により教員の死傷者が数多く発生し、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員等を臨時に雇用する等の対策を立てる。

(5) 学用品の確保

教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を、学校を通じて調査し、県教育委員会へ報告し、調達要請する。

(6) 児童生徒等の心的症状の対応

校長は、被災後、児童生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、校内相談を実施する。

(7) 応急教育に伴う給食

ア 応急教育場所が小学校である場合には、可能な限りその学校に委託して完全給食を実施する。

イ 被災校であっても、給食調理施設が無災害の場合には、その施設を活用し、運搬等の万全の方法を講じ、完全給食を実施する。

応急教育場所が中学校、その他であり、完全給食が不可能な場合には、ミルク給食を実施する。

(8) 避難対策

ア 各学校においては、消防計画書に規定する適切な処置を行うとともに、児童生徒等の安全を確保する。

イ 災害の発生が予想される場合は、休校、その他適切な処置をとるものとする。

この場合、教育委員会は、あらかじめ各学校から提出された学校防災計画に基づき、各学校と協議する。

**8 学校等における避難場所の開設**

(1) 避難場所に指定された学校等は、市と連携して、避難場所を開設し、避難者の安全確保を図る。

(2) 避難場所に指定されていない学校等においても、市民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図るなど、市と連携して対応する。

**9 文化財保存の対応**

(1) 被害状況の把握

市は、文化財の被害状況の確認に努め、写真撮影等により文化財の状態をできるだけ詳細に記録する。

(2) 被災文化財の応急保全

市は、文化財が被災した場合は、損傷ケース（転倒、落下、火・水による損傷等）ごとに、必要な応急保全措置を実施する。

## 第21節 未就学児対策 【共通】

災害発生時に幼稚園や保育所等で預かる未就学児に関する応急保育対策について、被害状況の把握等の初動対応や保護者への引渡し、又は留め置くなどの対応を的確に行う。

| 担当する機関 |          | 項目             |
|--------|----------|----------------|
| 市      | 災対こども未来部 | ・未就学児対策に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|     |          | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                         |     |     |     |     |
|-----|----------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
|     |          | 警戒期                                         | 発災期                                     | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 市担当 | 災対こども未来部 |                                             | ○保育所等入所児童、保護者、職員等の安全確保と傷病者の応急処置         |     |     |     |     |
|     |          |                                             | ○保育所等の被害点検、応急修理                         |     |     |     |     |
|     |          |                                             | ○保育所等入所児童の預かり、引渡し                       |     |     |     |     |
|     |          |                                             | ○保育ニーズの集約                               |     |     |     |     |
|     |          |                                             | ○応急保育対応（代替施設の確保、他都市やボランティア団体からの保育士の受入れ） |     |     |     |     |
|     |          |                                             | ○災害遺児等、保護を要する未就学児の対応方針策定と関係機関との調整       |     |     |     |     |

### 1 応急保育対策

#### (1) 初動対応

- ア 施設職員は、児童の安全確保と引渡し対応の経過（開園時間中の災害時）を災対こども未来部に報告し、災対こども未来部は市内全施設の状況を集約する。
- イ 施設職員は、施設の簡易被害点検を行い、保育の継続可否の判断をして災対こども未来部に報告し、災対こども未来部は市内全施設の状況を集約する。
- ウ 施設職員は、児童の安否確認及び状況確認を行う。

#### (2) 引渡し不能児童への対処

- ア 施設職員は、保護者への引渡しが困難と判断した児童を施設内に留め置き、状況を災対こども未来部に報告する。
- 施設職員は、施設に建物被害があり、二次災害の危険があると判断した場合は、災対こども未来部に状況を報告した後、近傍の避難所へ移動する。
- イ 各施設職員及び災対こども未来部職員は、引取り不能となった保護者との連絡を取り、引渡しの可能時期を確認し、留め置きの期間と保護の方法について検討する。

(3) 応急保育対策

- ア 災対こども未来部は、保育が可能な保育所等及び代替施設の状況と職員の活動状況を集約する。
- イ 保育所等近隣の未就学児の保護及び保育に対する市民等からの要望と保育可能施設（代替施設を含む。）の確保可能状況、及び職員の保育業務復帰の可否状況を勘案し、応急保育計画を作成する。
- ウ 応急保育計画に従って、保育所職員を応急保育対応にシフトするとともに、他都市からの応援職員（保育士）やボランティアの必要ニーズを把握・集約する。
- エ 保護・保育を希望する未就学児の受入要請状況と、施設の受入対応能力を勘案して、必要な施設間の調整を行う。
- オ 応急保育対策で不足する施設・保育士の不足を集約し、本部を通じて広域の支援要請を行う。
- カ 応急保育のための施設・保育士の確保状況を受け、施設に対する対応要員の配置を行う。

※緊急保育と応急保育との違い

- ※ 緊急保育：主に平常時の対応。保護者の傷病、出産等により緊急の保育を要する在宅児童を預かる制度（保育所等と保育・幼稚園課の判断で対応可）
- ※ 応急保育：主に災害時の対応。通常の施設・職員体制での保育が不能となった場合の応急措置。拠点保育・代替施設での保育、臨時職員・ボランティア配置等（災対こども未来部と本部事務局の判断が必要）

## 2 災害遺児対策

(1) 状況把握

- ア 人的被害の調査過程で、災害遺児の保護に関する情報を受けた場合、年齢・性別、居住地及び被災後の所在場所、保護する関係者の有無等の状況を集約する。
- イ 災対こども未来部は、民生委員児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児の保護を託せる関係者の調査を行う。
- ウ 災対こども未来部は、民生委員児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児に対する対処方針を検討し、公的な機関との調整を行う。

## 第22節 ごみ・し尿等処理対策 【共通】

災害時におけるごみ・し尿等の処理について、処理施設や道路の被害状況等、情報収集を行い、収集車両・人員配置計画に基づき的確に処理する。

なお、本節で取り扱う、ごみ・し尿は、座間市災害廃棄物処理計画で定義された、生活ごみ（家庭から排出される生活ごみ）、避難所ごみ（避難所から排出されるごみ）、し尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水）を対象とする。

| 担当する機関 |          | 項目                                       |
|--------|----------|------------------------------------------|
| 市      | 災対くらし安全部 | ・ごみ処理に関すること。<br>・し尿処理・生活排水処理・下水処理に関すること。 |
|        | 災対上下水道部  | ・し尿処理・生活排水処理・下水処理に関すること。                 |

### <災害対応フェーズ>

|     |          | 発災  |     | 3 時間                                                                                                                                                                       | 72 時間 | 2 週間 | 1 カ月 |
|-----|----------|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------|
|     |          | 警戒期 | 発災期 | 初動期                                                                                                                                                                        | 展開期   | 復旧期  | 復興期  |
| 市担当 | 災対くらし安全部 |     |     | ○市内の環境維持にかかわる情報連絡体制の確保                                                                                                                                                     |       |      |      |
|     | 災対上下水道部  |     |     | ○ごみ・し尿等の処理にかかわる情報集約（ごみ処理ルート確保にかかわる道路情報、し尿処理にかかわる断水。下水施設被害等）<br>○ごみ・し尿の排出にかかわる情報収集（避難所の開設状況、在宅避難者の分布等）<br>○ごみ・し尿処理計画の策定・実行（車両・人員の配置等）<br>○ライフラインの復旧、避難所運営の変化に伴う、ごみ・し尿処理計画修正 |       |      |      |

### 1 ごみ処理

#### (1) 施設被害調査

市は、清掃施設の使用の可否、復旧の期間等を至急調査し、その状況を関係機関に報告する。

#### (2) 情報収集

市内全体の収集場所（避難所を含む。）、収集量（量及び避難人員）、収集に支障をきたしている箇所及び道路状況の情報を入手する。

(3) 配置計画に基づく準備

清掃施設の被害状況、避難所の状況、収集道路の状況等を検討し、別に定める「災害時におけるごみ収集車両・人員配置計画」に基づき、収集の車両及び作業の準備を行う。

(4) 収集の開始

被災地域及び避難所等の生活環境の確保を優先し、ごみ収集を実施する。発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場に搬入せずに既存処理施設で処理を行う。

なお、収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者・団体等に支援を要請する。

ア 被災地域の道路の復旧を待って、収集作業を開始する。

(ア) 高座清掃施設組合の施設で焼却処理する。

(イ) 高座清掃施設組合の施設が復旧しないときは、収集したごみを適正に処理できるよう別の処分場及び処理ルート確保に努める。

(ウ) 粗大ごみは、別の場所を確保し、搬入する。

イ 可燃ごみ収集の際に、焼却施設への異物混入による機能停止事故を未然に防止するためチェックを行う。

ウ 各避難所の収集は、別に定める「災害時におけるごみ収集車両・人員配置計画」に基づき実施する。

(5) ごみの自己処理

施設及び道路等の被害のため、発災当初は避難所、被災家屋から発生する生活系ごみの収集ができないことが想定される。

そのため、避難所及び被災家屋ともに、ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみが出る場合は、次のように処理する。

ア 避難所で出たごみは、可燃、不燃、資源に分別し、避難所内等に積み置きする。

イ 被災家屋で出たごみは、平常時のごみ収集場所の使用が可能であれば、その場所で集積し、悪臭等が発生する場合は、なるべく生活圏から離れた位置に仮ごみ置場を定め、集積する。

ウ 収集場所、収集日時の周知を図る。

(6) ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するため、監視、指導を実施する。

## 2 し尿処理・生活排水処理・下水処理

(1) 施設被害状況調査

市は、し尿処理施設、公共下水道施設及び生活排水処理施設の使用の可否、復旧の期間等を至急調査し、その状況を関係機関に報告する。

(2) 情報収集

本部から、市全体の収集場所（避難所及び非被災家屋）、避難人員及びし尿処理・生活排水処理の状況等の情報を入手するとともに、施設の被害情報も収集する。

(3) 配置計画に基づく準備

し尿処理施設等の被害状況、避難所の状況、収集、搬入道路の状況等を検討し、別に定める「災害時におけるし尿収集車両等・人員配置計画」に基づき、収集の車両及び作業の準備を行う。

(4) 仮設簡易トイレの設置

市は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置する。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、市民に周知する。なお、備蓄している仮設簡易トイレ数が不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者・団体等に支援を要請する。

(5) 収集の開始

被災地域及び避難所等の生活環境の確保を優先し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿収集・処理等を実施する。

避難所の仮設簡易トイレ及び非被災家屋のトイレのし尿を収集したのち、高座清掃施設組合の施設へ搬入する。

なお、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者・団体等に支援を要請する。

## 第23節 災害廃棄物処理対策 【共通】

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処理する。

| 担当する機関 |          | 項目                |
|--------|----------|-------------------|
| 市      | 災対くらし安全部 | ・災害廃棄物処理対策に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|             |                    | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                      |     |                            |                                   |     |
|-------------|--------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------|-----|----------------------------|-----------------------------------|-----|
|             |                    | 警戒期                                         | 発災期                                  | 初動期 | 展開期                        | 復旧期                               | 復興期 |
| 市<br>担<br>当 | 災 対 く ら し<br>安 全 部 |                                             | ○市内の災害廃棄物発生にかかわる建物倒壊地域にかかわる情報連絡体制の確保 |     | ○災害廃棄物の発生にかかわる建物・道路の被害情報収集 |                                   |     |
|             |                    |                                             |                                      |     | ○災害廃棄物処理の準備（仮置場、中間処理施設の確保） | ○災害廃棄物処理実行計画の策定・実行（処理場の確保、要員の配置等） |     |

## 1 災害廃棄物処理

### (1) 処理方法

#### ア 仮置場の確保

災対くらし安全部は、必要な用地を調達し、その管理を行う。

#### (ア) 発生量等の推計

市は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計する。

#### (イ) 一次仮置場

災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するもの等、緊急を要するものについて収集した災害廃棄物を処理体制が整うまでの間、一時的に仮置きするための一次仮置場の整備に努める。市は、推計した発生量を基に、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置する。

#### (ウ) 二次仮置場

一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、選別等の中間処理を行う場所の整備に努める。

イ 再利用、最終処分

搬出された災害廃棄物は破砕処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、減量したうえで最終処分地に搬入する。

ウ 損壊家屋等の解体、撤去

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市は、これらの災害廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある場合については、市が所有者の意思を確認した上で適切に対応する。

2 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

市は、市民及び事業所等に対し、災害廃棄物の処分についての情報の提供、助言及び指導を行う。市は、発災後速やかにごみ処理施設等の被災状況を把握し、県へ報告する。また、県と連携し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行う。

3 協力体制

市は、座間市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図り、相互間の連絡体制を確立する。処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間事業者・団体等に協力を得て効率的に実施する。

## 第24節 警備対策 【共通】

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し警察の総力をあげて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策等を実施することにより、市民等の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

| 担当する機関 |          | 項目                 |
|--------|----------|--------------------|
| 市      | 災対くらし安全部 | ・ 警備体制の確立に関すること。   |
| 関係機関   | 座間警察署    | ・ 警備対策に関すること。      |
|        | 自主防犯組織等  | ・ 災害応急対策の実施に関すること。 |

### <災害対応フェーズ>

|             |          | 発災  | 3 時間                                                                                                  | 72 時間                                                                  | 2 週間 | 1 カ月 |
|-------------|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|------|
|             |          | 警戒期 | 発災期                                                                                                   | 初動期                                                                    | 展開期  | 復旧期  |
| 市<br>担<br>当 | 災対くらし安全部 |     | ○市内の警備・防犯体制にかかわる情報連絡体制の確保<br>○人的被害の発生、又はそのおそれがある状況の集約<br>○二次災害防止のための避難指示の周知と避難誘導<br>○緊急輸送道路確保のための通行規制 |                                                                        |      |      |
|             | 座間警察署    |     |                                                                                                       |                                                                        |      |      |
|             | 自主防犯組織等  |     |                                                                                                       | ○犯罪や流言飛語の発生に係る区内情報の集約<br>○防犯対策<br>・ 災害に乗じた窃盗犯、粗暴犯等の防止<br>・ 自主防犯組織等との連携 |      |      |

### 1 警備体制の確立

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察署に警察署長を警備本部長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、警察署災害警備本部と市は、必要に応じてお互いに要員を派遣し、連携協力体制を強化する。
- (2) 県警察は、警備部隊等の編成を行う他、事案の規模及び態様に応じて、迅速・的確な部隊運用を行う。

### 2 災害応急対策の実施

県警察は、関係機関と連携して、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡する。

(2) 救助救出活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊・広域緊急援助隊等の部隊を被災地に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施する。

また、警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。

(4) 交通対策

被災地域における交通の混乱を防ぎ、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模、状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保等、必要な交通規制を実施する。

(5) 防犯対策

被災地の無人化した住宅、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的にを行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(6) ボランティア等との連携

自治会・自主防災組織、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止に努めるとともに、市民等の不安除去等を目的とする活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(7) 広域応援

県公安委員会は、被害規模に応じ、広域緊急援助隊等県外からの応援部隊の派遣要請を行う。

## 第25節 行方不明者の搜索、遺体対策 【共通】

災害時において、行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬については、次の方法により実施する。

| 担当する機関 |               | 項目                    |
|--------|---------------|-----------------------|
| 市      | 災対総合政策部       | ・行方不明者の搜索、遺体対策に関すること。 |
|        | 災対消防部<br>消防団  |                       |
| 関係機関   | 座間警察署         | ・行方不明者の搜索、遺体対策に関すること。 |
|        | (一社)座間綾瀬医師会   | ・遺体の対策等に関すること。        |
|        | (一社)座間市歯科医師会  |                       |
|        | (一社)全国霊柩自動車協会 |                       |
|        | 神奈川県葬祭業協同組合   |                       |

### <災害対応フェーズ>

|              |                                  | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |
|--------------|----------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|              |                                  | 警戒期                                         | 発災期                                                                                            | 初動期 | 展開期                                                                                              | 復旧期 | 復興期 |
| 市担当          | 本部事務局<br>災対総合政策部<br>災対消防部<br>消防団 |                                             | ○災害に伴う死者・行方不明者にかかわる情報連絡体制の確保<br><br>○家屋倒壊現場等、行方不明者にかかわる情報の集約<br>○遺体安置所の設営<br>○遺体発見時の遺体安置所までの搬送 |     |                                                                                                  |     |     |
|              | 座間警察署                            |                                             |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |
| 市担当          | 本部事務局<br>災対総合政策部                 |                                             |                                                                                                |     | ○遺体安置所の運営<br>・検視検案場所の確保<br>・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置<br>・身元確認及び引渡し対応<br><br>○埋火葬対応<br>・許可証の発行<br>・葬祭業者の手配 |     |     |
|              | (一社)全国霊柩自動車協会                    |                                             |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |
|              | 神奈川県葬祭業協同組合                      |                                             |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |
| 座間警察署        |                                  |                                             |                                                                                                |     | ○検視検案対応                                                                                          |     |     |
| (一社)座間綾瀬医師会  |                                  |                                             |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |
| (一社)座間市歯科医師会 |                                  |                                             |                                                                                                |     |                                                                                                  |     |     |

## 1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索及び遺体の収容は、消防職員、消防団員、警察署等の協力の下に、迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、遺体収容場所に収容する。

- (1) 行方不明者の届出の受理は、本部で行う。
- (2) 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を、記録しておくものとする。
- (3) 本部長は、届出に基づき、関係機関に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施する。
- (4) 搜索に当たっては、地元関係者の協力、警察官の出動要請、その他機械器具の借上げ等により活動を実施する。

また、人員に不足が生じたときは、関係団体からの作業員の雇上げにより活動を実施する。

## 2 遺体の対策等

### (1) 広報

市及び座間警察署は、災害現場から遺体を発見した際、直ちに座間警察署又は直近の警察官に、その旨を通報するよう広報を徹底する。

### (2) 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、座間警察署に通報する。

### (3) 調査・検視

座間警察署は、遺体の調査、検視を行う。

### (4) 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

なお、検案後、市は関係機関と連携し必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### (5) 遺体の収容

市は、座間警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、収容された遺体の搬送、検視、検案及び遺族等への引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、「遺体収容・安置施設」として指定し、災害時には直ちに開設する。

## &lt;遺体収容・安置施設&gt;

| 名称               | 所在地       |
|------------------|-----------|
| 市民体育館（スカイアリーナ座間） | 相武台1-47-1 |

## (6) 身元確認、身元引受人の発見

市は、座間警察署、(一社)座間市歯科医師会、自治会・自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

## (7) 遺体の引渡し

市及び座間警察署は、調査、検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者へ引き渡す。また、身元が確認できない遺体は、市が引き取る。

この際、市と座間警察署は、遺体の引渡し作業を協力して行う。

## (8) 遺体の埋火葬

ア 遺体を埋火葬する場合は、災対総合政策部で遺体埋・火葬許可証を発行するとともに、埋・火葬台帳を作成する。

イ 家族等で、遺骨及び遺品の引取りを希望する者がいる場合、整理のうえ引き渡す。

ウ 遺体の引取人がいない場合又は引取人があっても災害混乱のため、遺体対策ができないときは、市で遺体対策を行う。

## &lt;火葬施設&gt;

| 名称       | 所在地          |
|----------|--------------|
| 広域大和斎場組合 | 大和市西鶴間8-10-8 |

エ 災害により火葬施設が使用できないときは、「神奈川県広域火葬計画」に基づき火葬を行うものとする。

オ 市は、身元の確認ができず、警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（明治32年法律第93号）に基づき埋葬又は火葬を行う。

## (9) 調達体制の整備

埋火葬に伴う棺、骨つぼ等の必要な物品については、広域的な調達体制の整備に努める。

## (10) 仮埋葬の場所

市内寺院の所有する墓地等に仮埋葬を行う。

**第26節 応急住宅対策 【共通】**

災害により住家に被害を受け、自己の資力では復旧できない者に対し、仮設住宅の建設又は修理を行う場合は、次により実施する。

| 担当する機関 |       | 項目                                  |
|--------|-------|-------------------------------------|
| 市      | 災対都市部 | ・ 応急住宅対策に関すること。                     |
|        | 関係各部  | ・ 応急仮設住宅に関すること。                     |
| 関係機関   | 神奈川県  | ・ 災害救助法の適用に関すること。                   |
|        | 関係団体  | ・ 応急仮設住宅に関すること。<br>・ 住宅の応急修理に関すること。 |

## &lt;災害対応フェーズ&gt;

|     |                        | 発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月 |     |     |            |                                      |     |
|-----|------------------------|-------------------------|-----|-----|------------|--------------------------------------|-----|
|     |                        | 警戒期                     | 発災期 | 初動期 | 展開期        | 復旧期                                  | 復興期 |
| 市担当 | 本部事務局<br>災対都市部<br>関係各部 |                         |     |     | ○家屋被害の情報集約 | ○応急仮設住宅の用地の確保に関する調整<br>○応急住宅の建設計画と実行 |     |
|     | 神奈川県                   |                         |     |     |            |                                      |     |
|     | 関係団体                   |                         |     |     |            |                                      |     |

**1 実施機関**

- (1) 応急仮設住宅の建設又は応急修理（災害救助法が適用された場合の知事からの委任事務）は、市長が実施する。
- (2) 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関に応援を求めて実施する。県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき建設型応急住宅を供与する。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、同法に基づき知事がこれを行う。

市長は、知事から委任を受けた範囲の事務を行うとともに、知事が行う救助を補助する。

**2 応急仮設住宅**

- (1) 応急仮設住宅の入居対象者

入居基準は、次のとおりとし、入居者は全ての入居基準を満たす者の中から市長が決定する。ただし、要配慮者等については、必要に応じて優先度を考慮する。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を建設することができない者

(2) 規模、設計及び工事費

ア 1戸当たりの規模は、平均 29.7 m<sup>2</sup>（9坪）以内とする。

イ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 着工期間

災害発生の日から 20 日以内とする。

(4) 応急仮設住宅建設用地等

ア 仮設住宅の建設予定場所については、原則として飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、教育等の問題を考慮して選定する。

イ 仮設住宅建設用地（公園、公有地等）の実態調査を行う。

ウ 仮設住宅建設場所を決定する。

エ 建設業者との協議及び決定を行う。

(5) 公営住宅等の一時入居及び民間アパート等の活用

要配慮者用の住宅が必要な場合、応急仮設住宅の完成を待ついとまがない場合等を考慮し、応急仮設住宅（建設型、賃貸型）を計画するのと同時に、次に掲げる公営住宅、民間賃貸住宅等の空室情報を収集し、状況に応じて積極的にあっせん及び協力を要請する。

ア 市、県営住宅等の公営住宅

イ 公社、UR、官舎等の公的賃貸住宅

ウ 民間アパート等賃貸住宅

エ 企業社宅等

### 3 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 修理の範囲と費用

ア 居室、炊事及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### 4 建設、修理及び建設資材の調達

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及びこれに要する資機材の調達、要員確保については、市内建築団体等に要請するとともに、県に対しても要請する。

## 第27節 ライフラインの応急復旧対策 【共通】

災害発生後、各機関とも迅速な初期活動体制を確立するとともに、市民等の基本的な都市生活を支えるライフライン等について、適確な情報収集と応急活動を実施するため、連絡体制の緊密化を図り、市及び関係機関相互の連携強化を図る。

| 担当する機関 |                                  | 項目                                                                                     |
|--------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 災対上下水道部                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設に関すること。</li> <li>・下水道施設に関すること。</li> </ul> |
| 関係機関   | 座間市管工事協同組合                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設に関すること。</li> <li>・下水道施設に関すること。</li> </ul> |
|        | 東京電力パワーグリッド(株)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力施設に関すること。</li> </ul>                         |
|        | 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス施設に関すること。</li> </ul>                         |
|        | (公社)神奈川県 LP ガス協会（県央支部座間 LPG 協議会） |                                                                                        |
|        | 東日本電信電話(株)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話（通信）施設に関すること。</li> </ul>                     |
|        | 携帯電話各社                           |                                                                                        |

### <災害対応フェーズ>

|                                  |                  | 発災      3 時間      72 時間      2 週間      1 カ月 |     |                                                                     |     |     |                                                                            |
|----------------------------------|------------------|---------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------|
|                                  |                  | 警戒期                                         | 発災期 | 初動期                                                                 | 展開期 | 復旧期 | 復興期                                                                        |
| 市担当                              | 本部事務局<br>災対上下水道部 |                                             |     | ○ライフラインの途絶・異常に関する情報集約<br>○上下水道の被害状況や復旧見込の広報<br>○人員不足が生じている状況下での支援要請 |     |     |                                                                            |
| 東京電力パワーグリッド(株)                   |                  |                                             |     |                                                                     |     |     | ○事故（漏電、ガス漏れ）の防止のための緊急点検と保守<br>○被害拡大の危険性がある場合の予防措置<br>○被害状況や復旧見込の広報（上下水道以外） |
| 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)            |                  |                                             |     |                                                                     |     |     |                                                                            |
| (公社)神奈川県 LP ガス協会（県央支部座間 LPG 協議会） |                  |                                             |     |                                                                     |     |     |                                                                            |
| 東日本電信電話(株)                       |                  |                                             |     |                                                                     |     |     |                                                                            |
| 携帯電話各社                           |                  |                                             |     |                                                                     |     |     |                                                                            |

## 1 電力施設

- (1) 大規模地震や大規模風水害等の災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電力供給施設としての機能を維持する。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災行政無線等を通じて広報する。
- (3) 災害時には、原則として送電は維持するが、救助・救援活動や復旧活動等に支障が及ぶ場合、又は警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講じた上、送電を停止する。

## 2 ガス施設

- (1) 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。

情報は、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握する。
- (2) 災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行う。
- (3) ガス漏洩により被害拡大のおそれがある場合には、速やかな供給停止の他、避難区域の設定、火気注意の周知等、適切な措置を講じる。
- (4) ガスの供給停止や復旧作業等の重要な情報については、あらゆる広報媒体を活用して周知する他、関係機関との情報連携を図る。

## 3 電話（通信）施設

- (1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行う。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が困難かつ、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、無線設備による通信確保、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施する。
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先する。
- (3) 災害復旧の実施に当たっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先する。

#### 4 上水道施設

##### (1) 応急措置

市は、被害の拡大のおそれがある場合、「危機管理マニュアル」等に基づき、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。

また、被害状況について、県及び(公社)日本水道協会神奈川県支部に通報するとともに、市民等に周知する。

##### (2) 応急復旧

ア 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

ウ 被災状況により、(公社)日本水道協会神奈川県支部に対し、応援を要請する。

#### 5 下水道施設

##### (1) 応急措置

市は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないように応急措置を講ずる。

また、被害状況について、県に通報するとともに、市民等に周知する。

##### (2) 応急復旧

ア 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

**第28節 災害救助法の適用 【共通】**

災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対し、その旨を要請し、知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

| 担当する機関 |       | 項目               |
|--------|-------|------------------|
| 市      | 本部事務局 | ・災害救助法の適用に関すること。 |
| 関係機関   | 神奈川県  | ・災害救助法の適用に関すること。 |

## &lt;災害対応フェーズ&gt;

|      |       | 発災  | 3 時間 | 72 時間 | 2 週間                                                                     | 1 カ月    |
|------|-------|-----|------|-------|--------------------------------------------------------------------------|---------|
|      |       | 警戒期 | 発災期  | 初動期   | 展開期                                                                      | 復旧期 復興期 |
| 市担当  | 本部事務局 |     |      |       | ○人的被害・家屋被害の集約と集計<br>○災害救助法の適用基準に照らし、適用申請の要否判断<br>○適用申請が判断された場合の県に対する申請手続 |         |
| 神奈川県 |       |     |      |       | ○市からの申請を受け、国に対して申請手続                                                     |         |

**1 災害救助法の適用**

- (1) 市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。
- (2) 知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

**2 災害救助法の適用基準**

災害救助法による救助は、災害が発生した市の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準（災害救助法（第2条第1項、第2項）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条）に達するとき、又は被災者が継続的に救助を必要としている状況にあるときに適用される。

市における具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 住家の滅失による被災世帯が、市域内で100世帯以上に達したとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で、滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(※2)に該当するとき。

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

〔滅失世帯の算定〕

※ 「滅失世帯」とは、住家が全壊（全焼・全流失）した世帯であるが、住家が半壊・半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1世帯とみなす。  
また、「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位とする。

### 3 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。
- (3) 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、(4)に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。  
この場合、救助の期間、内容を市長に通知する。
- (4) 知事は、災害救助法を適用したときは、市に指示するとともに、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告する。

### 4 救助の内容

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出

- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索
- (10) 死体の処理
- (11) 障害物の除去
- (12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、南海トラフ地震防災対策推進計画を定める。

| 担当する機関 |      | 項目                                                                                                     |
|--------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 関係各部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報の収集及び広報に関すること。</li> <li>・公共施設の点検に関すること。</li> </ul>  |
|        |      |                                                                                                        |
| 関係機関   | 市民   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報の収集に関すること。</li> <li>・事前避難や、備蓄品の確保に関すること。</li> </ul> |
|        | 事業所  |                                                                                                        |

## 1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

### (1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

### (2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

### (3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合である。

## 2 異常な現象に伴う防災対応

### (1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

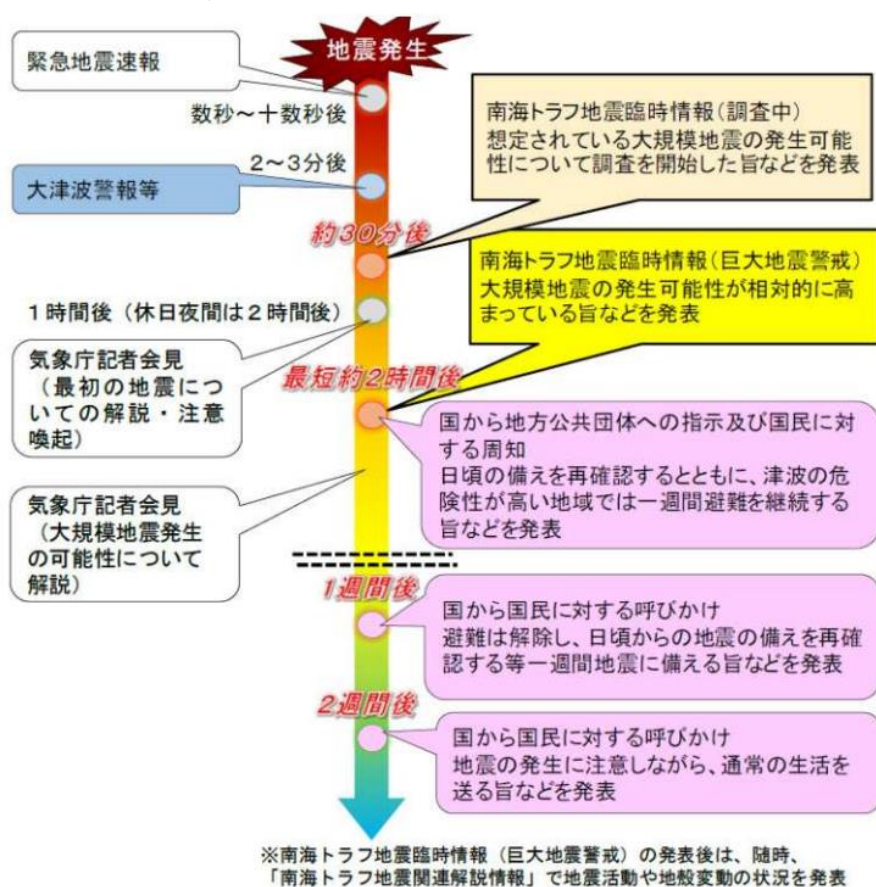
気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

| 異常な現象に対する評価   | 発表される情報             |
|---------------|---------------------|
| (1)半割れケース     | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） |
| (2)一部割れケース    | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） |
| (3)ゆっくりすべりケース |                     |

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）

「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民や事業所は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。

（イ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。

a 日頃からの地震への備えを再確認する。

b 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。

c 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

（ウ） 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。

（エ） 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

（ア） 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。

（イ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認等の対応を行う。

（ウ） 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

市は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとる。

### 3 市民の防災対応等

#### (1) 市民の防災対応等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、市民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平常時からの対策を促す。

イ 市は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について、普及啓発に努める。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとること等を周知する。

エ 市は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止すること等を周知する。

#### (2) 土砂災害等に対する防災対応

市は、県と協力し巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、市民の安全確保のため、次のような事項について周知に努める。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある市民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難等、身の安全を守る等の防災対応を検討する必要があること

イ 住宅の耐震性に不安がある市民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること

#### (3) 事前避難

市は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努める。

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保する。

ア 市民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

### 4 事業所等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

- ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努める。
- イ 事業所等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施する。
- ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施する。
- エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に事業所の活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努める。

(2) 防災対応の検討

事業所等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災等の計画への反映に努める。

- ア 大規模地震に備えたBCPを確認する。未策定の事業所は策定に努める。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における市民の避難行動等を確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少等、事業所の活動への影響を想定する。
- ウ 事業所等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討する。

（ア） 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置

（イ） 後発地震に備えた対応の検討

- a 日頃からの地震への備えの再点検
- b 施設・設備等の点検
- c 従業員・来所者等の安全確保
- d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）

(3) 関係機関の取るべき措置

ア 警備対策

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

（ア） 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施する。

- a 市、県が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- b 各種情報の収集
- c 関係機関との相互連絡

（イ） 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行う。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- b 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領
- d 犯罪の予防等のために市民がとるべき措置
- e 不法事案を防止するための正確な情報
- f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

（ウ） 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期す。

- a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- e 避難場所、重要施設等の警戒
- f 民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

（ア） 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合、市民に対して、冷静な対応を呼びかける他、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報等、市民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

ウ 道路

（ア） 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、市民に周知する。また、市民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平常時から広報等に努める。

- (イ) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。

エ 鉄道事業者等

- (ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する。
- (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。

オ 学校、社会福祉施設等

- (ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況等、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定める。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図る。
- (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法等について、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定める。
- (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定める。

カ その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努める。

## 5 市が管理を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

## 第3章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 復興体制の整備 【共通】

大規模地震や大規模風水害等の災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備する。

| 担当する機関 |      | 項目              |
|--------|------|-----------------|
| 市      | 関係各部 | ・復興体制の整備に関すること。 |

#### 1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、県と連携し、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う復興本部を庁内に設置し、本章第3節「復興計画の策定」に定める復興計画策定方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内関係各部の調整を行う。

#### 2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になる。したがって、被災職員による減員等もある中、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

そのため、特に人材を必要とする部門については、関係各部と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、それでもなお不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用を行う。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

##### (1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっせんの要請を行い、職員を受け入れる。

##### (2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。

そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家に支援を要請し、支援を受け入れる。

また、市は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請する。

(3) 情報提供と市民相談の実施

市は、行政の行う施策の他、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

## 第2節 復旧・復興に関する調査 【共通】

市は、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興等、復興対策及び復興対策にかかわる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

| 担当する機関 |                  | 項目                                                                                                                                                                |
|--------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 都市部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況調査に関すること。</li> <li>法制度の適用に関する調査に関すること。</li> <li>住宅の復興対策に関する調査に関すること。</li> </ul>                                        |
|        | くらし安全部<br>地域づくり部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理施設の被災状況調査に関すること。</li> <li>生活再建支援に係る調査に関すること。</li> <li>地域経済復興支援に係る調査に関すること。</li> <li>復興の進捗状況モニタリングに関すること。</li> </ul> |
|        | 財務部              | 住宅の復興対策に関すること。                                                                                                                                                    |
|        | 消防本部・署           |                                                                                                                                                                   |
|        | 関係各部             | 生活再建支援に係る調査に関すること。                                                                                                                                                |
| 関係機関   | 関係機関             | 被災状況調査に関すること。                                                                                                                                                     |

### 1 被災状況調査

市は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告する。また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

### 2 法制度の適用に関する調査

市は、県と連携し、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況の調査や、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設等に関して、災害復旧事業に関する調査の補助を行う。

### 3 住宅の復興対策に関する調査

市は、住宅の応急復旧対策、復興対策を効果的に行うため、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、

県に報告する。なお、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。罹災証明書の交付については、本章第7節「生活再建支援」に定めるところによる。

#### 4 生活再建支援に係る調査

##### (1) 離職者に関する調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

##### (2) その他生活再建に関する調査

市は、県と連携し、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

#### 5 地域経済復興支援に関する調査

市は、県と連携し、被災地全体の概要の把握に努めるが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

##### (1) 事業所等の被害調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行う。

##### (2) 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

#### 6 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。

そこで、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

### 第3節 復興計画の策定 【共通】

市は、県と連携し、大規模地震や大規模風水害等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、「1 復興の基本方針の策定」、「2 分野別復興計画の策定」、「3 復興計画の策定」という3つのステップを経て行う。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

| 担当する機関 |      | 項目              |
|--------|------|-----------------|
| 市      | 関係各部 | ・復興計画の策定に関すること。 |
| 関係機関   | 関係機関 |                 |

#### 1 復興計画策定体制

復興計画は、関係各部の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、各部との連携の下で実施する必要があるため、復興計画体制を整える。また、専門家の知見を活かすための専門委員会等を活用する。

#### 2 復興の基本方針の策定

復興の基本計画では、復興理念（スローガン）の設定、及び基本目標等を設定する。市は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）により県が定め公表した復興方針に即して復興計画を策定する。

#### 3 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。

また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図る。

#### 4 復興計画の策定

市は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成する。  
復興計画案について、市民、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を策定する。

復興計画策定に当たっては、市の総合計画との整合の他、被災教訓や復興施策の優先順位に留意する。

復興計画の項目例は、次のとおりである。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 分野別の復興施策の体系
- (7) 復興施策や復興事業の事業推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

#### 【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年3月）

#### 5 復興計画策定のプロセス

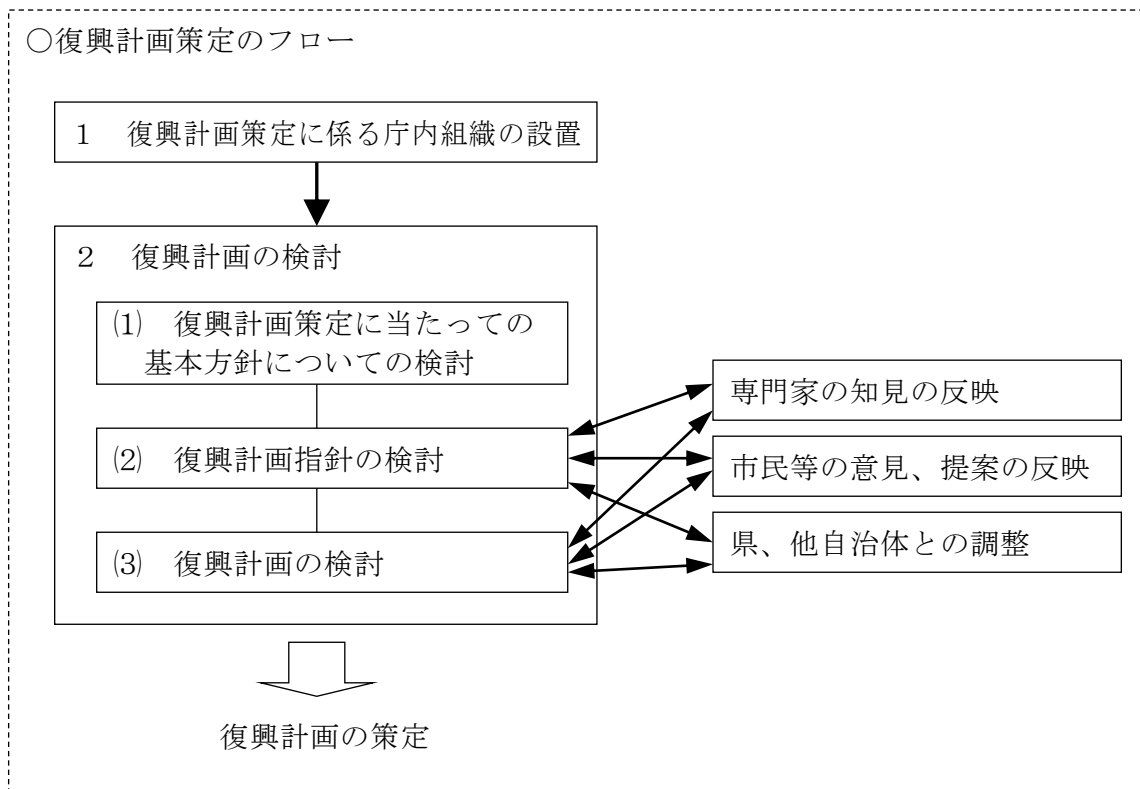
- (1) 復興計画の策定に当たっては、復興本部長は、復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問する。

その後、同委員会の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係部局において部局案を作成する。

- (2) 復興計画に市民の意見を反映するとともに、県や関係機関に対しても意見を求め、その後、意見を集約し、復興計画案を策定する。
- (3) 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表する。

#### 6 復興計画の公表

市民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。



**第4節 復興財源の確保 【共通】**

| 担当する機関 |     | 項目              |
|--------|-----|-----------------|
| 市      | 財務部 | ・復興財源の確保に関すること。 |

**1 財政方針の策定**

市は、被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定する。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

**2 財源確保対策**

市は、復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制等により財源の確保を図る他、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金等、十分な支援を県及び国へ要望する。

## 第5節 市街地復興 【共通】

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりを推進するため、中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

| 担当する機関 |      | 項目               |
|--------|------|------------------|
| 市      | 都市部  | ・市街地復興に関すること。    |
| 関係機関   | 神奈川県 | ・市街地復興の支援に関すること。 |

### 1 都市復興基本方針の策定

市は、県と連携し、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

### 2 復興整備条例の制定

市は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするための条例を制定する。条例には、市、市民及び事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示する。

### 3 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、県と連携し、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

### 4 建築制限の実施

市は、県と連携し、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法（昭和25年法律第201号）

等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

## 5 都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、県との調整、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。

市は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定する。

## 6 仮設市街地対策

市は、県と連携し、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、市民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

## 7 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きくかかわってくる。

市は、県と連携し、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行う。

また、公営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。このことにより、市は恒久住宅への円滑な移行を進める。

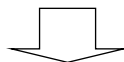
### ○市街地復興のフロー

1 被災状況の調査

2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定

3 復興対象地区の設定・調整及び建築制限の実施

4 都市復興基本計画の策定



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

## 第6節 都市基盤施設等の復興対策 【共通】

| 担当する機関 |        | 項目                                        |
|--------|--------|-------------------------------------------|
| 市      | 都市部    | ・都市基盤施設の復興対策に関すること。                       |
|        | 上下水道局  |                                           |
|        | くらし安全部 | ・応急復旧後の本格復旧・復興に関すること。                     |
| 関係機関   | 神奈川県   | ・被災施設の復旧等に関すること。<br>・応急復旧後の本格復旧・復興に関すること。 |
|        | 関係機関   | ・被災施設の復旧等に関すること。                          |

### 1 都市基盤施設の復興段階

都市基盤施設の復興は、次の3つの段階の基本方向に沿って施策を実施する。

- (1) 災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧
- (2) 施設自体を被災前の状況に戻す復旧
- (3) 防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興

### 2 被災施設の復旧等

- (1) 市は、県からの人的・物的な支援の下、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、公共施設の復旧や支援を進める。
- (2) ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者や県との連携の下、施設の早期復旧に努める。

### 3 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、県と調整のうえ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化等の耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本目標とする。

#### (1) 道路施設

市は、県と連携し、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等を行うかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

#### (2) 公園・緑地・森林等

市は、県と連携し、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等の調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。

また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備する。

(3) ライフライン施設

市は、県と連携し、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等防災性の向上に努める。

(4) 災害廃棄物等

市は、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に処理を進める。

ア 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、平常時に策定した災害廃棄物処理計画を基に、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

イ 災害廃棄物の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

ウ 支援要請

市は、処理が困難な場合には、県又は民間事業者・団体等に支援を要請する。

エ 損壊家屋等の解体・撤去

市は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去する。

オ 仮設処理施設の設置

市は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行う。

カ 家屋等の解体

家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は、県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知する。

## 第7節 生活再建支援 【共通】

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。市は、市民の生活再建のため、県及び民間機関と連携し、協働して、支援に当たる。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要がある。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める必要がある。

| 担当する機関 |        | 項目                                                        |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 市      | 財務部    | ・罹災証明書の交付に関すること。                                          |
|        | 消防本部・署 |                                                           |
|        | 危機管理課  | ・罹災証明書の交付に関すること。<br>・ボランティアの活動支援に関すること。                   |
|        | 総合政策部  | ・情報提供、市民相談に関すること。                                         |
|        | 健康部    | ・精神的支援に関すること。<br>・医療機関に関すること。                             |
|        | 福祉部    | ・要配慮者等対策に関すること。<br>・社会福祉施設等に関すること。<br>・ボランティアの活動支援に関すること。 |
|        | 教育部    | ・教育の再建に関すること。<br>・社会教育施設、文化財等に関すること。                      |
|        | 関係各部   | ・被災者の経済的再建支援に関すること。<br>・要配慮者等対策に関すること。<br>・生活環境の確保に関すること。 |
| 関係機関   | 神奈川県   | ・生活再建支援に関すること。                                            |
|        | 関係機関   |                                                           |

## 1 罹災証明書の交付

市は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって生じた被害の証明等について、発災後遅滞なく交付体制を確立する。

### (1) 交付の手続

罹災証明書の交付申請は、財務部又は消防本部において受け付ける。

ア 現地調査等に基づき、被災者台帳を作成する。

イ 罹災証明書は、被災者が申請し、被災者台帳で確認して発行する。

ウ 被災者台帳で確認できない場合、申請者の立証資料、又は必要な再調査を行い、判断する。

### (2) 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は、無料とする。

### (3) 罹災証明に関する事前対策

罹災証明に関しては、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないように、事前に被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底等を図る。

## 2 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、県と連携し、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及び罹災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をする。

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、市は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。なお、県では令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設している。

## 被災者生活再建支援制度

## 1 目的

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とする。

## 2 適用の要件

## (1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

## (2) 対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

## 3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額（世帯人数が1人の場合は、3/4の額）の合計になる。

## (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊<br>(2(2)アに該当) | 解体<br>(2(2)イに該当) | 長期避難<br>(2(2)ウに該当) | 大規模半壊<br>(2(2)エに該当) |
|---------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 支給額     | 100万円            | 100万円            | 100万円              | 50万円                |

## (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入              | 補修                | 賃貸<br>(公営住宅以外)   |
|---------|--------------------|-------------------|------------------|
| 支給額     | 200万円<br>(100万円) ※ | 100万円<br>(50万円) ※ | 50万円<br>(25万円) ※ |

※中規模半壊世帯の場合

## 4 支給金の支給申請

## (1) 申請窓口：市町村

## (2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (3) 申請期間
  - ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
  - イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

## 5 支援金の支給に係る事務手続

- (1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付する。
- (2) 県は、発生した災害が同施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめるうえ、速やかに国及び同法人あてに報告を行う。
- (3) 県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あてに報告するとともに、公示を行う。

## (2) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付け

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

また、市社協は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付ける。

## (3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給する。

## (4) 義援物資の受入れ及び配分

### ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。

市は、県と連携し、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。

### イ 個人等からの小口義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。

なお、周知に当たっては、記者発表や市ホームページへの掲載の他、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請等を行う。

(5) 義援金の受入れ及び配分

市は、義援金の受入れ、配分に関して、市、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ア 義援金の受付

(ア) 市民及び他都市から市に寄託された義援金については、福祉部において受け付ける。

(イ) 義援金を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

イ 義援金の配分

寄託された義援金の被災者に対する配分については、市長、福祉部長、関係部長の協議を経て、市長が決定する。

ウ 義援金の保管

(ア) 義援金は、会計課が保管する。

(イ) 義援金の保管場所は、市役所とする。

(6) 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、市は、県と連携し、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。

また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

(7) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、県と連携し、個人住民税、個人事業税、軽自動車税（種別割）、固定資産税、都市計画税等の地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

(8) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等社会保険関連の特例措置を実施し、被災者の負担軽減を図る。

### 3 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、厚木公共職業安定所と連絡、協力して、職業のあっせんに努める。

#### 4 精神的支援

(1) 被災者の精神的な不調に関する相談及び巡回相談等の実施

相談窓口の設置及び保健医療活動の実施は、県と連携し、被災を体験したことで精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等で対応する相談窓口等を設ける。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施する。

(2) 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

市は、県と連携し、被災者の心のケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行う。

(3) 被災児童生徒等の心のケア事業

市は、県と連携し、災害時に特に影響の受けやすい児童生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

#### 5 要配慮者等対策

(1) 要配慮者等への支援の実施

市は、県と連携し、要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービス等、必要な支援が受けられるよう体制を整備する。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした人たちへの支援も実施する。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、県と連携し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、多言語又はやさしい日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を設置し、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明書、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等において、通訳ボランティア等による支援を行う。

#### 6 医療機関

市は、地域の医療需要に対応するため、県による仮設診療所への支援等に協力する。

## 7 社会福祉施設等

市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握する。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請する。

## 8 生活環境の確保

### (1) 食品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、保存水の他、市が管理する非常用飲料水貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、県と連携し、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、民間受水槽等施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

### (2) 公衆浴場等の情報提供

市は、県と連携し、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行う。

## 9 教育の再建

### (1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、県と連携し、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

### (2) 児童生徒等への支援

市は、県と連携し、児童生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱う。

## 10 社会教育施設、文化財等

市は、県と連携し、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。

また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進するとともに、市が県と連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、震災時の文化財防災対策の検討を進める。

## 11 ボランティアの活動支援

### (1) 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一次避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人たちから仮設住宅の退去が進む復興期においては、要配慮者や親を失った子供たち等の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界がある。

このため、市では、県や市社協、民間企業等と協働で、個別ケア等に取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供等の支援に努める。

### (2) 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、市民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要となる。

こうしたことから、市は、県と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興等、様々な課題にかかわる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化等に対する支援に取り組む。

## 12 情報提供、市民相談

市は、市の行う施策の他、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや市広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

## 第8節 地域経済復興支援 【共通】

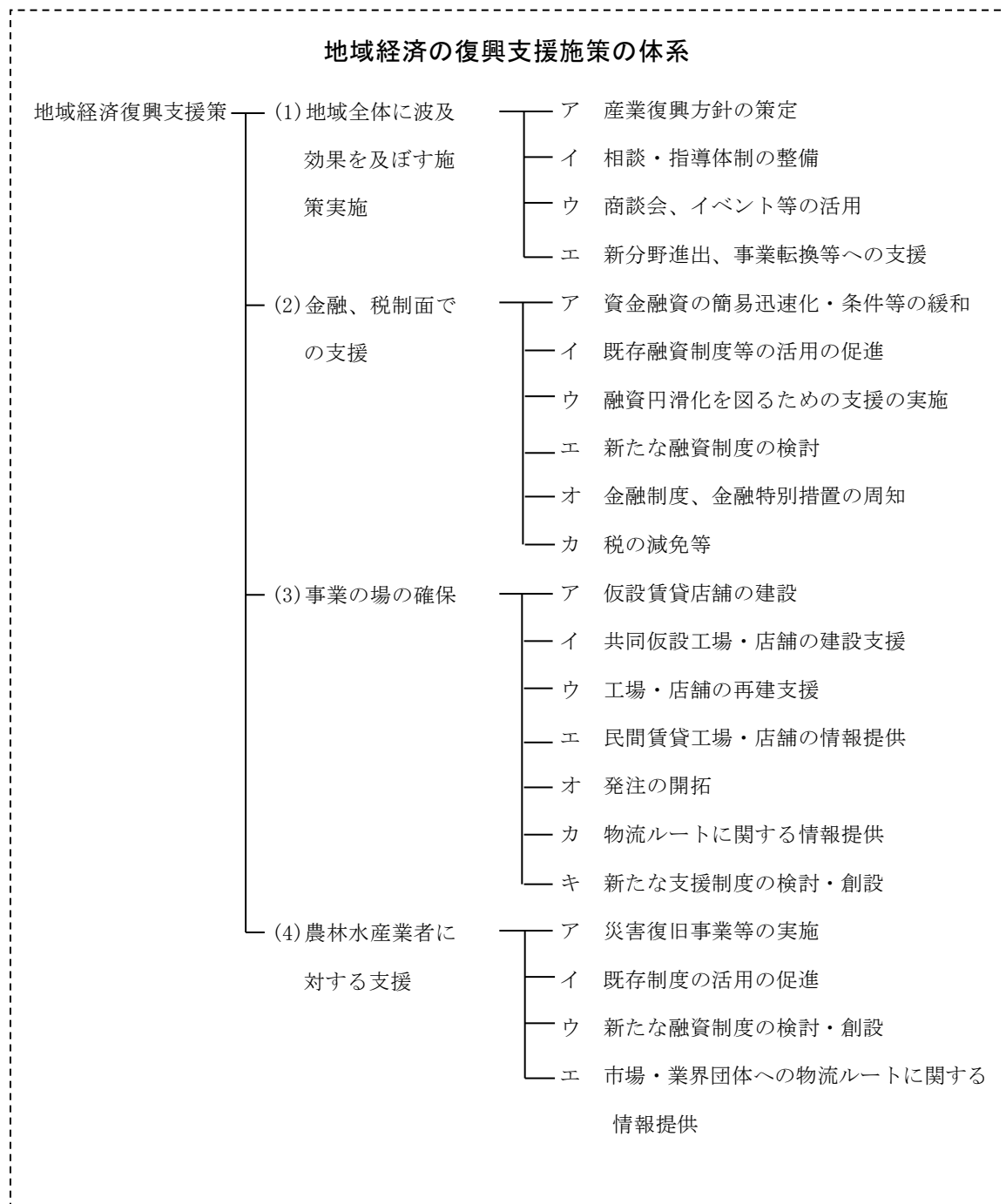
地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に関わってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与える。

また、財政面からみると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。

地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に市が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

| 担当する機関 |        | 項目                                                                 |
|--------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 市      | 財務部    | ・金融、税制面での支援に関する事。                                                  |
|        | 地域づくり部 | ・地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施に関する事。<br>・事業の場の確保に関する事。<br>・農林水産業者に対する支援に関する事。 |



## 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

### (1) 産業復興方針の策定

市は、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな県の産業復興方針策定に協力する。

### (2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、県と連携し、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。

相談に当たっては、商工会等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被災状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### (3) 商談会、イベント等の活用

市は、県と連携し、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指す。

## 2 金融・税制面での支援

### (1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市は、県と連携し、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請する。

### (2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、県と連携し、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

### (3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

融資の円滑化を図るための支援の実施被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予測される。市は、県と連携し、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

### (4) 新たな融資制度の検討

市は、県と連携し、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討する。

### (5) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、県と連携し、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、（公財）神奈川産業振興センター等と連携を図りながら、相談に応じる。

## (6) 税の減免等

市は、県と調整を図り、災害の状況に応じて、個人事業税等の地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

**3 事業の場の確保**

## (1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見を基に、県と連携し、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

## (2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行う。

## (3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

## (4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、県と連携し、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページ等を活用して情報提供を行う。

## (5) 発注の開拓

取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、市は、県と連携し、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

## (6) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、県と連携し、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

#### 4 農林水産業者に対する支援

##### (1) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、県と連携し、災害復旧事業等を行う。

##### (2) 既存制度活用促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

##### (3) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、県と連携し、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

## 第3編 特殊災害対策計画編

### 第1節 航空災害対策計画

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定める。

なお、米軍機の航空事故については、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が適用される。

#### 災害予防計画

##### 1 通信手段の確保

市は、県と連携し、航空災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

##### 2 医療救護活動への備え

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

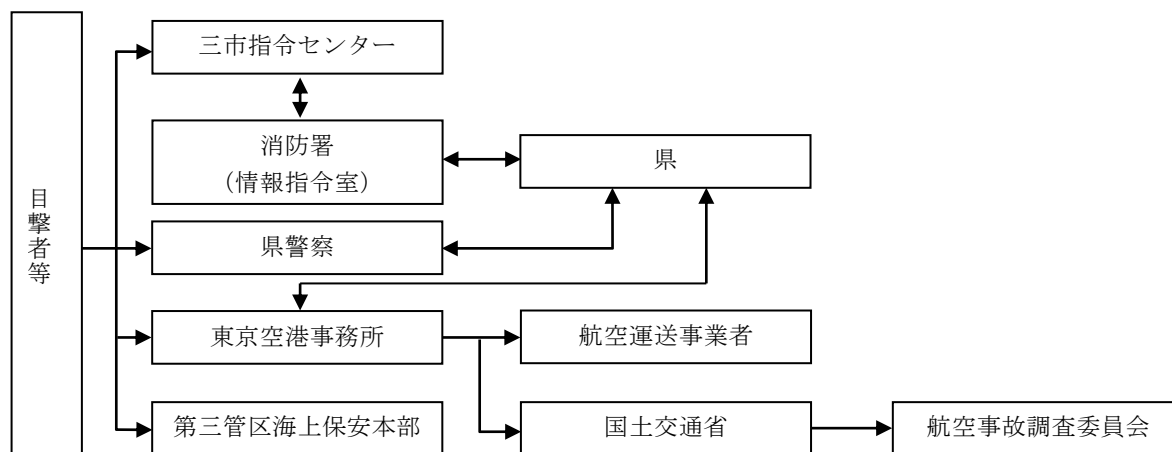
#### 災害応急対策計画

##### 1 災害情報の収集・連絡

###### (1) 航空事故情報の連絡

###### ア 民間航空機

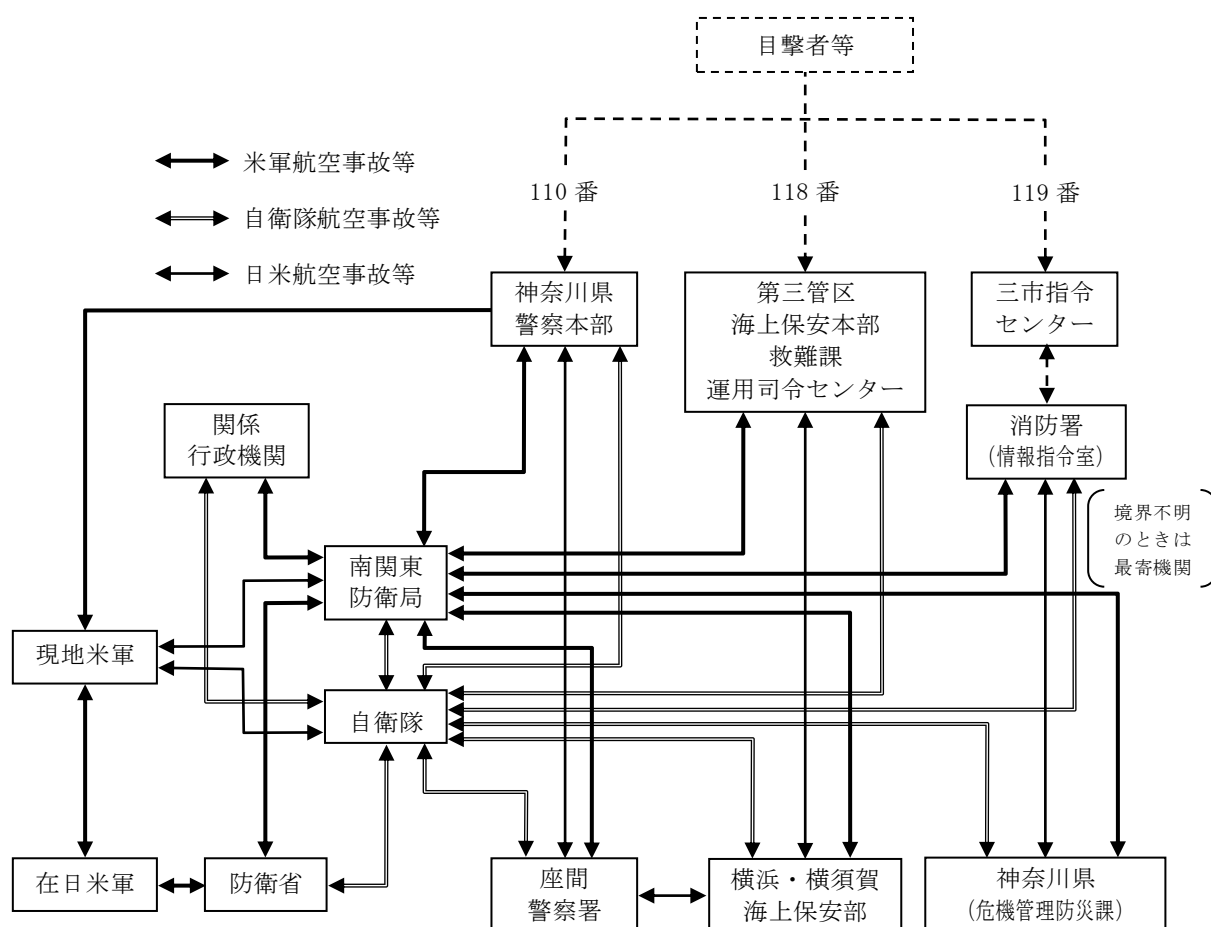
民間航空機の事故発生時の連絡系統図



## イ 米軍機又は自衛隊機

## 米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図

(「航空事故等に係る緊急措置要領」 航空事故等連絡協議会)



## (2) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

イ 県警察は、航空災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させるとともに、航空機等を活用し、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

## 2 活動体制の確立

## (1) 市職員の事前配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講ずる。

## (2) 事故対策本部の設置

市は、被害の規模から判断して、本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 本部の設置

ア 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、本部を市庁舎3階庁議室に設置する。

なお、本部長は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したときは本部を廃止する。

イ 市長は、本部を設置した場合は、速やかに、県に報告をする。

(4) 本部の設置を決定した場合の参集・配備

本部の設置を決定した場合には、本部長は、直ちに各部長に通知し、各部長等は、災害応急対策計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外、休日等に本部の設置を決定した場合には、各部長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させる。

(5) 広域的な応援体制

市長は、当市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施するが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し、応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

(6) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 3 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索、救助・救急活動

ア 市及び県警察は、救出救助活動を行う他、被災者の早急な把握に努める。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

(2) 消火活動

ア 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会に対し、医療救護班等の現地への派遣を要請し、傷病者の応急処置に当たらせる。

**4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動**

市は、危険防止及び応急対策のために、県警察が実施する交通規制に協力する。

**5 災害広報の実施**

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

## 第2節 鉄道災害対策計画

鉄道（軌道を含む。以下同じ。）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定める。

### 災害予防計画

#### 1 通信手段の確保

市は、県と連携し、鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

#### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動への備え

##### (1) 救助・救急活動

市は、鉄道事故災害発生直後における旅客の避難等の体制の整備のため、鉄道事業者との連携の強化に努める。

##### (2) 消火活動

市は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備に向け、鉄道事業者との連携の強化に努める。

##### (3) 医療救護活動

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

#### 3 鉄道事業者の災害予防対策

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりである。

##### (1) 保安対策

橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行う他、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の装備を図ることによって事故の未然防止に努める。

##### (2) 訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施する他、防災対策に必要な訓練を随時実施する。

##### (3) 防災広報の充実

災害発生時の混乱を防止し、輸送力を確保するため、日頃から広報に努める。

##### (4) 活動体制計画の策定

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

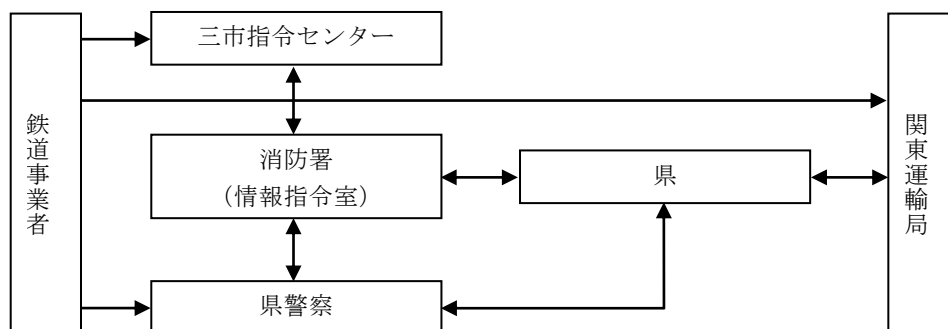
## 災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集・連絡

#### (1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び市に連絡し、市は県に、県は関東運輸局へ連絡する。

鉄道の事故発生時の連絡系統図



#### (2) 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市へ連絡する。

イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

ウ 県警察は、鉄道災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 市の措置

市は、列車火災・衝突・脱線等の鉄道事故による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときには、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置するとともに、速やかに県に連絡し、鉄道機関と密接な連絡をとりながら、県及び関東運輸局と十分連携し、次の応急対策を行う。

ア 人命の救出救助

イ 消火・応急活動の実施

ウ 警戒区域の設定

エ 市民等に対する災害広報の実施

オ 市民等に対する避難指示

カ その他必要な措置

## (2) 警察の措置

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部又は現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行う。

## (3) 鉄道機関の措置

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合には、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。

## (4) 広域的な応援体制

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し、応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

## (5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

# 3 救助・救急、消火及び医療救護活動

## (1) 救助・救急活動

ア 消防本部は、鉄道事業者からの出動、救援要請に応じ、救助・救急活動に協力する。

イ 市及び県警察は、救出救助活動を行う他、被災者の早急な把握に努める。

ウ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

エ 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難誘導を迅速に実施する。

## (2) 消火活動

ア 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会に対し、医療救護班等の現地への派遣を要請し、傷病者の応急措置に当たらせる。

#### 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市は、危険防止及び応急対策のため、県警察が実施する交通規制に協力する。

#### 5 災害広報の実施

(1) 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。

また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。

(2) 市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

## 第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定める。

### 災害予防計画

#### 1 道路の安全確保

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 市は、管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

##### (2) 道路施設等の整備

市は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、災害を予防するため、必要な施設・体制の整備を図る。

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県と連携し、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図る。

##### (2) 通信手段の確保

市は、県と連携し、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

##### (3) 救助・救急、医療救護活動への備え

###### ア 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

###### イ 消火活動

市は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

###### ウ 事前計画の策定

消防署は、多数傷病者事案等に対応するため、事前計画を策定する。

## エ 医療救護活動

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

**災害応急対策計画****1 災害情報の収集・連絡**

## (1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡する。

## (2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

## (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、防災情報ネットワークシステム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

**2 活動体制の確立**

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに即応配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

(2) 市長は、大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置する。

(3) 市は、県に本部の設置状況等を報告する。

## (4) 広域的な応援体制

市長は、当市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施するが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し、応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 市は、道路管理者及び県警察と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行う。

イ 市は、県警察と連携し、救出救助活動を行う他、被災者の早急な把握に努める。

ウ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

エ 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施する。

(2) 消火活動

ア 市は、道路管理者及び県警察と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会に対し、医療救護班等の現地への派遣を要請し、傷病者の応急処置に当たらせる。

### 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて、交通規制を実施し、市はこれに協力する。

(2) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講ずる。

## 5 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。

また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

- (2) 消防本部・署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

## 6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。
- (4) 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

## 7 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

## 第4節 放射性物質災害対策計画

放射性物質の取扱事業所又は核燃料物質の輸送中事故が発生した場合は、国の関係機関において安全対策がとられる。

市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動が実施できるよう必要な事項を定める。

### 災害予防計画

#### 1 安全確保

##### (1) 放射性物質取扱事業所等に対する指導

###### ア 市の指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導する。

- (ア) 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (ウ) 自主防災体制の強化
- (エ) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な事項

###### イ 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

##### (2) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

##### (3) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

###### ア 消防防災担当職員の教育

市は、県と連携し、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し、次の事項について教育を実施する。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (ウ) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及啓発

- (ア) 市は、県と連携し、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する次に掲げる知識の普及啓発に努める。
  - a 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
  - b 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
  - c 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
  - d その他必要と認める事項
- (イ) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (ウ) 防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 2 災害応急対策への備え

### (1) 防災体制の整備

ア 防災体制の整備

- (ア) 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県との相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。
- (イ) 消防本部は、放射性物質取扱事業所等(放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。)の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努める。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

市は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

### (2) 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、県と連携し、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図る。

## (3) 広報体制の整備

## ア 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、市民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携し、平常時から広報手段の整備に努める。主な広報方法・手段は、次のとおりである。

- (ア) 放送機関への放送要請による広報
- (イ) 報道機関を通じての広報
- (ウ) 防災行政無線の同報無線による広報
- (エ) ヘリコプター等による広報
- (オ) 広報車等による広報

## イ 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりである。

- (ア) 災害等の状況及び今後の予測
- (イ) 被害状況と応急対策の実施状況
- (ウ) 避難場所、避難方法
- (エ) 市民のとるべき措置及び注意事項
- (オ) その他必要な事項

## (4) 放射能観測の実施

市は、県及び関係機関と連携し、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

## (5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、県及び県警察と連携し、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努める。

主な資機材は、次のとおりである。

- ア 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- イ 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- ウ 救急救助用資機材
- エ 医療資機材

## (6) 避難誘導

市は、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

## (7) 訓練の実施

市は、県、県警察等関係機関と連携し、放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討する。

## 災害応急対策計画

### 1 国との調整

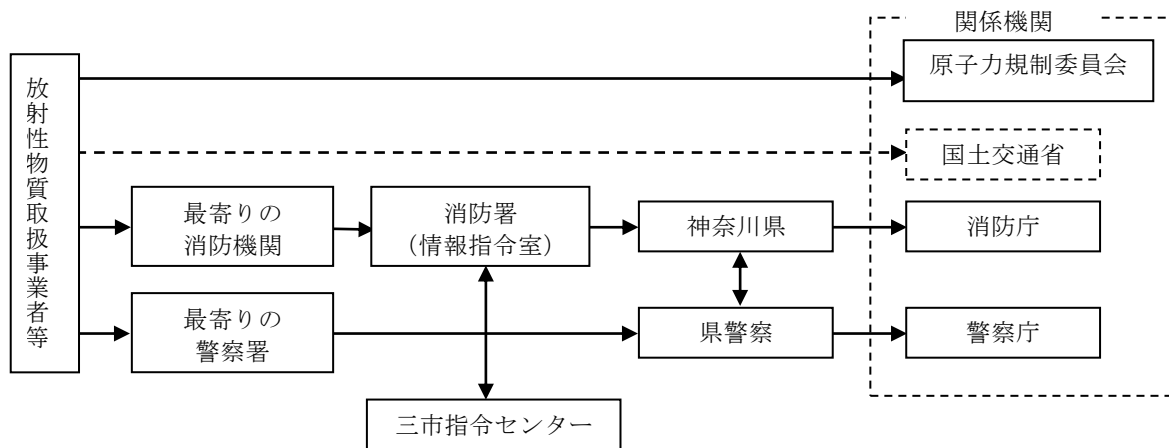
- (1) 国内で原子力災害や事故が発生し、放射性物質によって市民等の健康が害される可能性が生じた場合は、国の関係機関に対して事実関係の公表と対策の説明を求める。
- (2) 国内で原子力災害や事故が発生し、飲料水や食品に対する継続的な放射性物質のモニタリング検査を実施しなければならない事態が生じた場合は、国の関係機関に対して、影響範囲等の事実関係の公表と対策の説明及び早期実施を求める。
- (3) 国内で原子力災害や事故が発生し、市民の健康管理に長期間のモニタリング検査が必要とされた場合、国の関係機関の責任において、経年的に実施することを要求する。

### 2 災害情報の収集・連絡

市は、必要な情報の収集及び伝達に努める。

災害発生時の連絡及び情報収集系統は、次のとおりとする。

放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図



### 3 市の活動体制

- (1) 市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

ア 救出救助・救急活動

イ 消火活動

ウ 医療救護活動

エ 市民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 市民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示（緊急）、避難誘導

キ 避難所の開設、運営管理

ク その他必要な措置

(2) 市は、県に本部の設置状況等を報告する。

(3) 広報活動

ア 市の措置

市は、緊急時に防災行政無線放送、広報車等あらゆる広報手段を用い、次の事項について広報活動及び必要な指示を行う。

- (ア) 事故等の状況及び今後の予測
- (イ) 避難及び誘導の方法
- (ウ) 市民等のとるべき措置及び注意事項
- (エ) その他の応急対策の状況
- (オ) その他の必要な事項

イ 報道機関への放送要請

市は、緊急時に必要に応じ、県に対して、報道機関への次の内容の緊急放送の要請を求める。

- (ア) 事故等の状況及び今後の予測
- (イ) 応急対策の状況
- (ウ) 市民等のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- (オ) その他必要な事項

ウ 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

#### 4 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏洩の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部又は現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

- (1) 市民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 市民等への情報伝達
- (5) 搬送中の事故時における傷病者の救出救助活動
- (6) その他の必要な措置

## 5 放射線測定体制の強化

市は、放射線測定資機材の整備に努める。

### **災害復旧計画**

#### 1 放射性物質により汚染された地域の除去等

国の統括の下、県、市、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な処置を講じる。

#### 2 各種制限措置の解除

市は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、県等と連携し、各種制限措置の解除を行う。

#### 3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って、県と連携し、事故対策を終息する。

## 第5節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定める。

### 災害予防計画

#### 1 安全確保

##### (1) 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、市は、県と連携し、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

##### (2) 自主保安体制の整備

ア 市は、県及び事業者と協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備する。

- (ア) 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- (イ) 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- (ウ) 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- (エ) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

イ 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整える。

##### (3) 保安意識の向上、訓練

ア 市は、県及び事業者と協力して、教育及び訓練等の充実を図る。

- (ア) 各種講習会、研修会の充実
- (イ) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (ウ) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- (エ) 移動途上での災害を想定した訓練の充実

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県と連携し、危険物等災害時の情報通信手段について、平常時より、その確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

(2) 救助・救急、消火及び医療救護活動への備え

ア 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動

市は、危険物等に対する強化を図る。

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 医療救護活動

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動

市は、関係事業者と連携し、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

**災害応急対策計画**

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

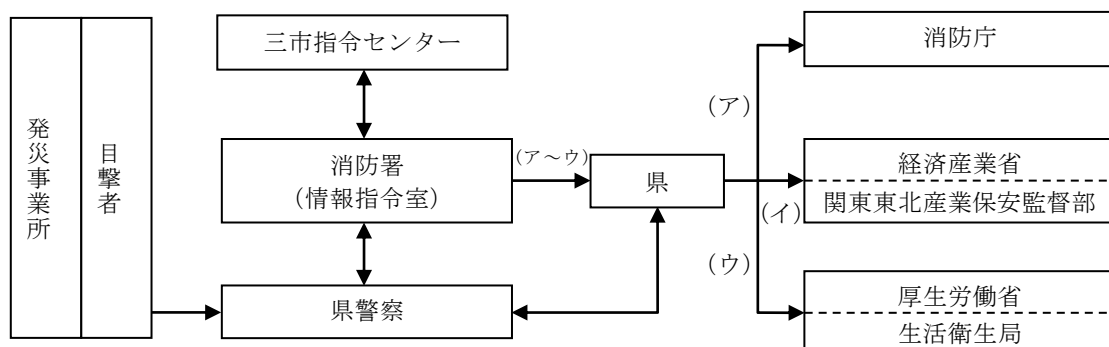
危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりである。

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図

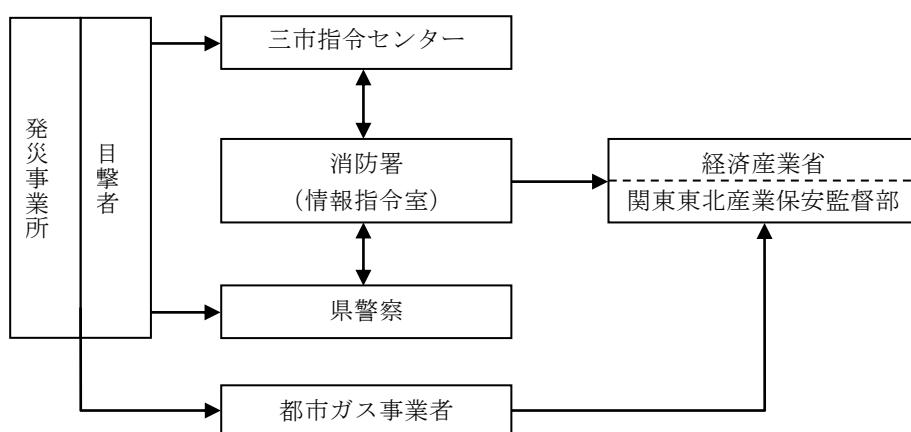
(ア) 危険物

(イ) 高圧ガス火薬類

(ウ) 毒劇物



都市ガスの事故発生時の連絡系統図



## (2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市町村に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡）、市から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡する。また、火薬類の事故の場合は、指定都市から経済産業省（関東東北産業保安監督部）に連絡する。

イ 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告する。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

## 2 市の活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに即応配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置する。

(3) 市は、県に本部の設置状況等を報告する。

(4) 広域的な応援体制

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施するが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し、応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

**3 救助・救急、消火及び医療救護活動**

(1) 救助・救急活動

ア 市は、県警察と連携し、救出救助活動を行う他、被災者の早急な把握に努める。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

(2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会に対し、医療救護班等の現地への派遣を要請し、傷病者の応急処置に当たらせる。

**4 避難活動**

災害時には、市は、県警察と連携し、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報の発令を行う。

**5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動**

市は、危険防止及び応急対策のために県警察が実施する交通規制に協力する。

## 6 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 市は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。
- (2) 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して市民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。
- (3) 市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、県、国と連携し、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

## 7 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

## 第6節 大規模な火事災害対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定める。

### 災害予防計画

#### 1 安全確保

##### (1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市は、県と連携し、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

市は、県と連携し、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進する。

市は、県と連携し、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路等のオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

##### ア 消防用設備等の整備、維持管理

市は、県及び事業者等と連携し、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

##### イ 建築物の防火管理体制

市は、県及び事業者等と連携し、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火・防災管理者を適正に選任するとともに、防火・防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 市は、県及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 市は、県警察、県、消防機関、高層建築物等の管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図る。

ウ 市は、県と連携し、大規模な火事災害時の情報通信手段について、平常時より、その確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、

機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

(2) 救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

市は、救助工作車、消防ポンプ車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動

市は、県の指導・支援の下、消防力の整備強化に努める。

(ア) 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

(イ) 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

ウ 医療救護活動

(ア) 市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

(イ) 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3) 避難誘導

ア 市は、日頃から市民に対し、指定緊急避難場所の周知徹底に努める。

イ 市は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

ウ 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(4) 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

### 3 防災知識の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 市は、県と連携し、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。

イ 市は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

ウ 市は、県と連携し、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

(2) 防火・防災管理者等の指導・教育

ア 市は、県と連携し、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火・防災管理者を設置するよう指導する。

イ 市は、防火・防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導する。

(3) 予防査察等による指導

ア 市は、不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をする。

イ 市は、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

## 災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

ア 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

イ 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、防災情報ネットワークシステム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

### 2 活動体制の確立

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに即応配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置する。

(3) 市は、県に本部の設置状況等を報告する。

(4) 応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援要請を行う。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

**3 救助・救急、消火及び医療救護活動**

(1) 救助・救急活動

ア 市は、県警察と連携し、救出救助活動を行う他、被災者の早急な把握に努める。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

(2) 消火活動

ア 市は、自衛消防組織等と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会に対し、医療救護班等の現地への派遣を要請し、傷病者の応急処置に当たらせる。

**4 避難活動**

(1) 災害時には、市は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難情報の発令を行う。

(2) 県警察は、大規模な火災が発生した場合には、消防機関と連携し、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難誘導を実施する。

**5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動**

市は、県警察が危険防止及び応急対策のため実施する交通規制に協力する。

**6 災害広報の実施**

市は、県及び関係機関と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

## 7 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### (1) 災害の拡大防止

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

### (2) 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行うものとする。

## 第7節 雪害対策計画

大雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶等の雪害対策について特記事項を定める。

なお、本節に定める事項の他、必要に応じて、第2編 災害対策計画編で定める事項を準用する。

### 災害予防計画

#### 1 平常時からの備え

##### (1) ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性及び機能の確保に努める。

##### (2) 除雪体制及び除雪等資機材の整備

ア 市は、関係機関等と連携し、積雪及び凍結に対する除雪体制等の整備に努める。

イ 市は、除雪・融雪・凍結防止活動に使用する資機材及び車両等の整備に努める。

ウ 市は、活動要員及び活動資機材等の不足が生じた場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定める。

##### (3) 雪害に関する普及啓発

市は、市民に対し、雪害に関する情報提供や大雪への備えについて普及啓発に努める。

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。なお、市は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

ア 市は、関係機関等との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 市は、県と連携し、雪害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

ウ 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努める。

(2) 救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

市は、降雪時の救助・救急活動に備え、救急車等の車両及び救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動

市は、降雪時の消火活動に備え、救助工作車、消防ポンプ車、救急車等の車両及び消火用資機材の整備に努める。

ウ 医療救護活動

市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3) 除雪活動体制の整備

市は、気象状況等から判断し、市域への積雪が予想される場合は、関係機関等と連携し、早期に除雪活動体制をとる。

(4) 市民の除雪活動の推進

市は、居住地内及び管理施設とその隣接する道路等の除雪活動は、所有者又は管理者が行うよう周知を図る。

また、除雪活動が困難な高齢者等への対策として、地域で協力して除雪活動を実施するよう自治会・自主防災組織等に協力を求める。

### 3 二次災害の防止

市は、市民に対し、危険を伴う除雪活動等を行わないよう周知し、二次災害の防止に努める。

## 災害応急対策計画

### 1 気象情報の収集・伝達

市は、横浜地方気象台及び県から大雪に関する気象情報が発表された場合は、市民等及び関係機関等に対し、注意喚起をする。

### 2 災害情報の収集・伝達

雪害が発生した場合は、市は速やかに災害情報を収集し、事態の推移に合わせた災害応急対応をとるとともに、市民等及び関係機関等に対し、情報の伝達に努める。また、市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。なお、市は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

その他、雪害に係る災害情報の収集、伝達については、「第2編第2章第4節 災害時情報の収集・伝達」及び「第2編第2章第10節 災害広報・広聴」を準用する。

### 3 活動体制の確立

- (1) 市は、横浜地方気象台及び県から大雪警報、暴風雪警報が発表された場合は、速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。
- (2) 市長は、市域に大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置する。

### 4 除雪の実施、災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

- (1) 市は、道路交通を確保するため、道路管理者及び関係機関等と連携し、緊急輸送道路等を重点に除雪作業等を実施する。
- (2) 市は、施設管理者等と連携し、市施設及びその周辺道路等の除雪作業等を実施する。
- (3) 市は災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。
- (4) 市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行う。

### 5 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動
  - ア 市は、県警察と連携し、救助・救急活動を行う他、要救助者等の早急な把握に努める。
  - イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。
- (2) 消火活動
  - ア 市は、消火栓等の除雪作業等を行い、迅速に消火活動が実施できるよう努める。
  - イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 医療救護活動
 

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会との災害時の医療救護活動についての協定に基づき医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じて県等へ支援要請を行う。

## 6 避難活動

市長は、雪害の状況に応じて、市民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、高齢者等避難を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実現する。

- (1) 市は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努める。
- (2) 市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設する。
- (3) 市は、避難の指示等を行ったときは、防災行政無線等を通じて市民等に伝達するとともに、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な周知に努める。

その他、雪害に係る避難対策については、「第2編第2章第6節 避難対策」を準用する。

## 7 交通の確保

市は、積雪等により交通障害が発生する可能性がある場合は、緊急通行車両の通行路の確保及び一般車両等の事故等を防止するため、県警察及び関係機関等と連携し、交通規制、障害物等の除去を実施する。

また、通行止め等の交通規制を実施した場合は、その情報伝達に努める。

その他、雪害に係る交通の確保については、「第2編第2章第11節 緊急輸送対策」を準用する。

## 8 受援対策

市長は、雪害により除雪活動、医療活動等の応急対策を実施するに当たり、他の機関の応援が必要と認められるときは、本部会議等の決定に基づき応援を要請する。その他、雪害に係る受援対策については、「第2編第2章第9節 受援対策」を準用する。

## 9 帰宅困難者対策

市は、雪害による道路交通の途絶、鉄道運休等により帰宅困難者が発生した場合は、関係機関等と連携し、各種情報提供及び必要に応じて、避難場所、飲食物の提供等の支援を行う。

その他、雪害に係る帰宅困難者対策については、「第2編第2章第16節 帰宅困難者支援対策」を準用する。

## 第8節 火山災害対策計画

火山災害については、その活動状況等から災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市、関係機関、報道機関を通じて、情報の伝達、適切な避難誘導、被害を未然に防止するための活動等、災害発生前の対策が極めて重要である。

そのため、火山災害対策について特記事項を定める。

なお、本節に定める事項の他、必要に応じて、第2編 災害対策計画編で定める事項を準用する。

### 影響を及ぼす可能性のある火山の概要

市に影響を及ぼす可能性のある火山としては、箱根山と富士山がある。

当該火山は火山噴火予知連絡会により、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山(※1)」に選定された火山で、かつ、「噴火警戒レベルが運用されている火山(※2)」である。

(※1) 火山噴火予知連絡会によって、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として50の火山が選定されている。

(※2) 平常時のうちに各地域の火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁が噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表するもので、(※1)の50火山の内49火山で運用されている(令和4年3月現在)。

#### 1 箱根山の概要

箱根山は、市から最も近い火山で、南西約40kmに位置する。3,000年前には神山の北西部で起きた水蒸気爆発により山体北西部が崩壊し、発生した堆積物により芦ノ湖が形成された。以降、約2,000年前と、12世紀後半から13世紀までの短い期間に水蒸気爆発が起きたとされている。

近年では、平成27年5月に気象庁が大涌谷火口付近から小規模な噴火が発生する可能性があるとして噴火警戒レベルを1(活火山であることに留意)から2(火口周辺規制)へ、さらに、6月に発生した小規模な噴火を受け、2から3(入山規制)まで引き上げたが、その後、地震活動は低下傾向が続き、地殻変動もみられず地震活動活発化以前の状態となっていることから、同年11月に噴火警戒レベルを1(活火山であることに留意)まで引き下げた経過がある。

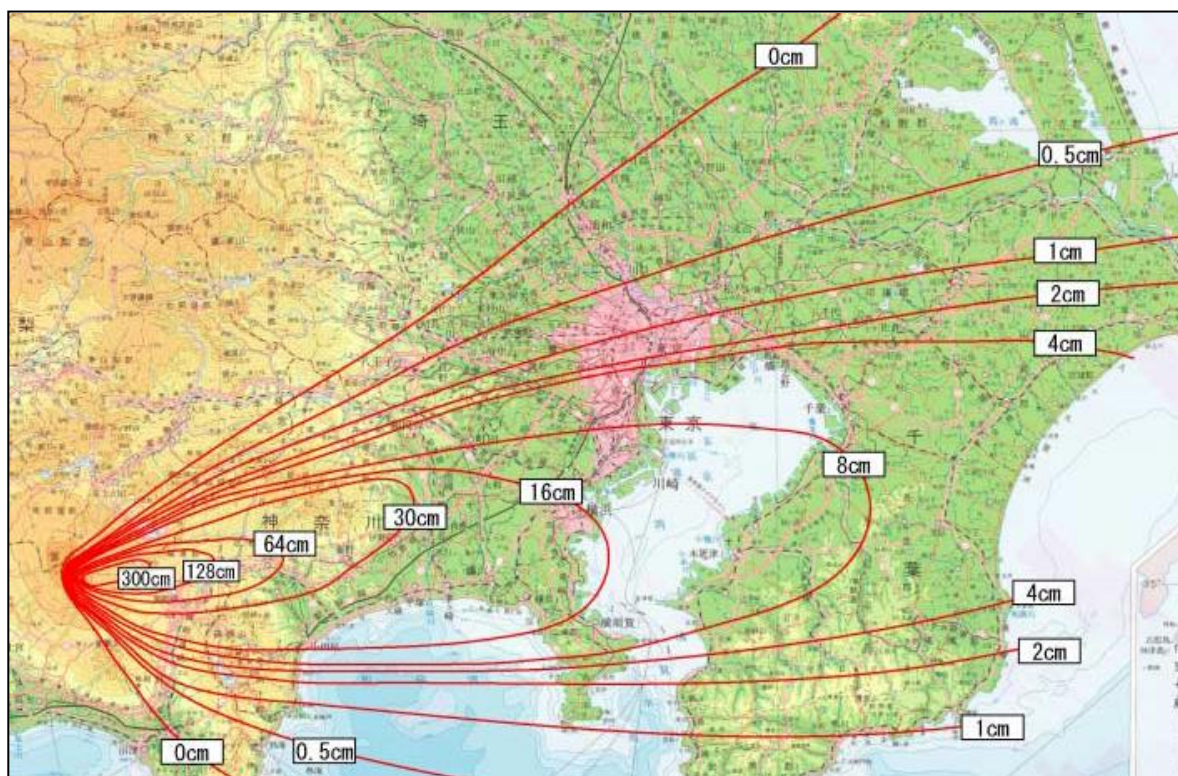
なお、有史以降、市域に影響する噴火は起きていない。

## 2 富士山の概要

富士山は、日本の最高峰で、市から西南西約60kmに位置し、体積約400km<sup>3</sup>、基底は直径約50kmの大きな火山である。

1707年に起きた宝永噴火では南東山腹から噴火し、江戸方面への大量の降灰等甚大な被害を及ぼし、市域にも数センチメートルの厚さで火山灰が降り積もったとされている。

1707年富士山の宝永噴火時の降灰分布図



※ 富士山火山防災マップより

## 3 想定される主な火山災害事象の解説

### (1) 溶岩流

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは、人が歩く程度と言われている。

### (2) 噴石

噴火時に火口から放り出される直径数 cm 以上の岩の破片や軽石のことをいう。小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わる。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してくる。火口から概ね 2～4 km 以内に飛来し、登山者等が死傷するあるいは、建物が破壊させるなどの被害が発生する。

## (3) 降灰（こうはい）・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれる。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。また、慢性の喘息等の症状を悪化させるあるいは、健康な人でも呼吸器等に影響を与えるおそれがある。外出を控え、車の運転には注意が必要である。

## (4) 火砕流

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を港則で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合がある。流下速度は時速数十 km から百数十 km にも達するため、早めに避難する必要がある。

## (5) 土石流

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となる。特に厚さ 10cm 以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがある。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要である。

## (6) 火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄等が含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもある。火口等のガスが出ている周辺や窪地等のガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。

出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」

**噴火警報等の種類と発表基準****1 噴火警報の概要**

噴火警報は、警戒が必要な範囲が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として気象庁から発表される。これらの噴火警報は、報道機関、都道府県等の関係機関に通知されるとともに直ちに市民等に周知される。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。

また、気象庁は、噴火警戒レベルが運用されている火山に対しては、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表することとしている。

市は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を市民、観光客等に伝達する体制を整備する。

## 噴火警戒レベル

| 種別       | 名 称                            | 対象範囲                      | 噴火警戒レベルとキーワード |                     |                                                                                   | 説明                                                            |                                                       |                                         |
|----------|--------------------------------|---------------------------|---------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|          |                                |                           |               |                     |                                                                                   | 火山活動の状況                                                       | 住民等の行動                                                | 登山者・入山者への対応                             |
| 特別<br>警報 | 噴火警報<br>(居住地域)<br>又は<br>噴火警報   | 居住地域<br>及び<br>それより<br>火口側 | レベル<br>5      | 避難                  |  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。                   |                                         |
|          |                                |                           | レベル<br>4      | 高齢者等<br>避難          |  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。                    | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。 |                                         |
| 警報       | 噴火警報<br>(火口周辺)<br>又は<br>火口周辺警報 | 火口から<br>居住地域<br>近くまで      | レベル<br>3      | 入山規制                |  | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。     | 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。 |
|          |                                | 火口周辺                      | レベル<br>2      | 火口周辺<br>規制          |  | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。         | 火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。        |
| 予報       | 噴火予報                           | 火口内等                      | レベル<br>1      | 活火山で<br>あること<br>に留意 |  | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。   |                                                       | 特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。                 |

※ 気象庁ホームページより

&lt;参考&gt;

- (1) 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。
- (2) 避難・高齢者等避難や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められている。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがある。
- (3) 表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味する。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応する。
- (4) 火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫又は発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示している。

## 2 降灰予報

気象庁が発表する降灰予報は、量の予測を含めた予報として噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される。

また、活動が活発化している火山については、「もしも今日、噴火が起これば、この範囲に降灰がある。」という事前の情報も提供される。さらに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報される。

(1) 発表基準等

ア 降灰予報（定時）

- （ア） 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表される。
- （イ） 噴火の発生にかかわらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表される。
- （ウ） 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

イ 降灰予報（速報）

- （ア） 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- （イ） 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- （ウ） 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- （エ） 事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。
- （オ） 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

※ 降灰予報結果とは、噴火発生後に降灰予測計算を開始したのでは噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わないため、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行った計算結果を蓄積したもの

ウ 降灰予報（詳細）

- （ア） 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- （イ） 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- （ウ） 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- （エ） 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表される。
- （オ） 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

## 火山の噴火に伴う影響

### 1 火山の噴火により発生する現象

大規模な噴火が発生した場合は、溶岩流及び火砕流の流出や噴石及び火山灰の噴出等が発生する。

| 種類    | 特徴                                                                                                                                                                       |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 溶岩流   | マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。流下速度は比較的遅く人の足による避難が可能である。                                                                              |
| 火砕流   | 高温の火山灰や岩塊、火山ガスや水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象で、被害規模は広範囲となり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めておそろしい火山現象である。<br>流下速度は時速数十キロメートルから百数十キロメートル、温度は数百度にも達する。火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用し、事前の避難が必要となる。 |
| 大きな噴石 | 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 50cm 以上の岩石、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散し、短時間で落下する。被害域は火口周辺の 2 km～4 km 以内と限られるが、過去に登山者の死傷、建造物が破壊されるなどの災害が発生している。噴火警報等を活用し、事前の入山規制や避難が必要となる。             |
| 火山ガス  | マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の様々な成分が気体となって放出されたもの。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。<br>三宅島では多量の火山ガス放出による居住地域への影響が続いたため、住民は4年半に及ぶ長期の避難生活を強いられた。                       |
| 火山灰   | 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2 mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流され降下し、数十キロメートルから数百キロメートル以上運ばれ、広域に降下、堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊等広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。                                     |

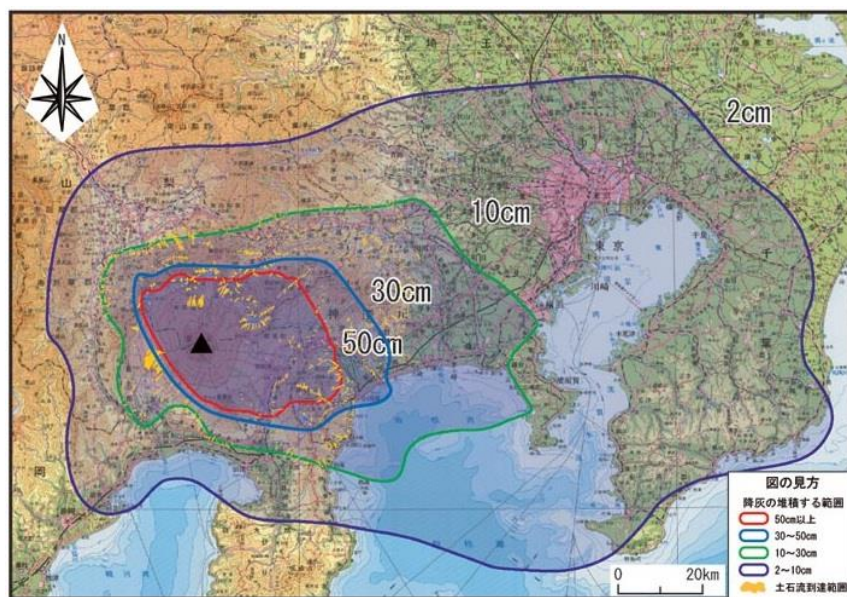
### 2 市域内への影響

市域内においては、火山からの距離等から溶岩流や噴石等の影響はないが、噴火による火山灰の影響が懸念される。

富士山については、富士山ハザードマップ検討委員会が作成した富士山降灰可能性マップによると、降灰は1年を通した偏西風の影響で富士山の東側に多く、かつ、広範囲に堆積すると予測されており、市域は、降雨時に土石流が発生するおそれのある 10cm から家屋の倒壊する可能性がある 30cm 前後の堆積が予測される範囲に該当する。

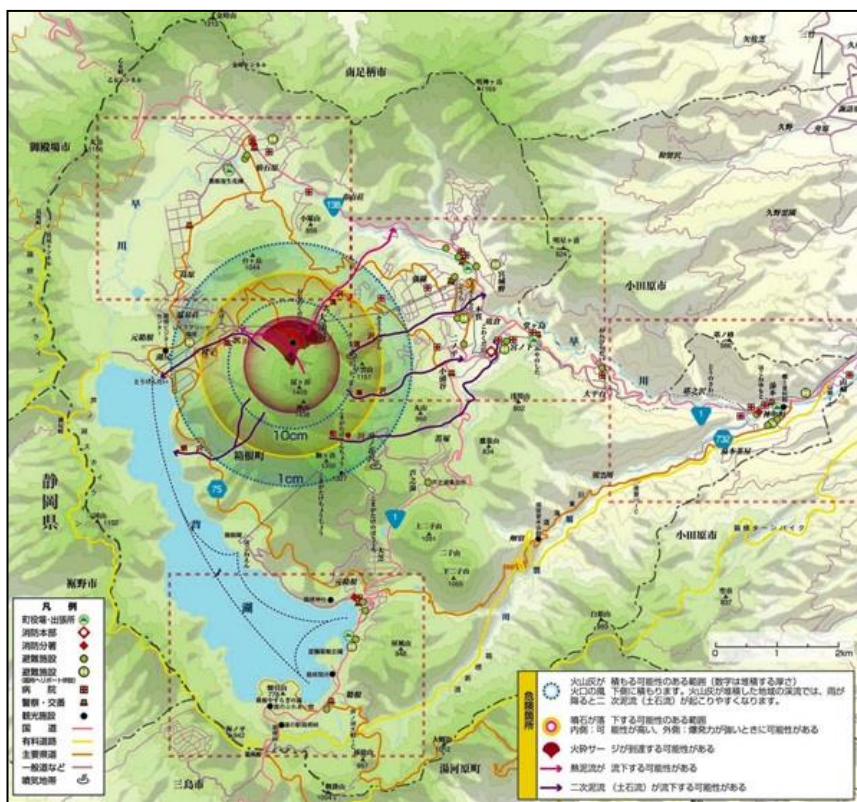
なお、箱根山については、箱根町が作成した水蒸気爆発を想定した箱根町火山防災マップによると、降灰範囲は火口から 2 km 前後となっており、市域への影響は想定されない。

### 富士山降灰可能性マップ



※ 富士山火山防災マップより

### 箱根町火山防災マップ



※ 箱根山火山防災マップより

### 3 火山灰による被害

火山灰は、風の影響を受けて遠方まで降灰することから、広範囲において道路の通行障害、河川の氾濫、木造家屋等の倒壊等の災害をもたらす。

また、停電や断水が各所で発生し、生活環境及び社会経済等に大きな被害をもたらす。

## 災害予防計画

### 1 平常時からの備え

#### (1) ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、火山災害に対する安全性及び機能の確保に努める。

#### (2) 除灰体制及び除灰等資機材の整備

ア 市は、関係機関等と連携し、降灰に対する除灰体制等の整備に努める。

イ 市は、除灰に使用する資機材及び車両等の整備に努める。

ウ 市は、活動要員及び活動資機材等の不足が生じた場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定める。

#### (3) 火山災害に関する普及啓発

市は、市民に対し、火山災害に関する情報提供や降灰等による健康被害対策について普及啓発に努める。

#### (4) 火山灰の処理

市は、火山灰の処理方法等を定める。

### 2 災害応急対策への備え

#### (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 市は、関係機関等との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 市は、県と連携し、火山災害時の情報通信手段について、平常時より、その確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

#### (2) 救助・救急、消火及び医療救護活動

##### ア 救助・救急活動

市は、降灰時の救助・救急活動に備え、救急車等の車両及び救急救助用資機材の整備に努める。

##### イ 消火活動

市は、降灰時の消火活動に備え、消防車等の車両及び消火用資機材の整備に努める。

##### ウ 医療救護活動

市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3) 除灰活動体制の整備

市は、気象状況等から判断し、市域への降灰が予想される場合は、関係機関等と連携し、早期に除灰活動体制をとる。

(4) 市民の除灰活動の推進

市は、居住地内及び管理施設とその隣接する道路等の除灰活動は、所有者又は管理者が行うよう周知を図る。

また、除灰活動が困難な高齢者等への対策として、地域で協力して除灰活動を実施するよう自治会・自主防災組織等に協力を求める。

### 3 二次災害の防止

市は、市民に対し、危険を伴う除灰活動等は行わないよう周知し、二次災害の防止に努める。

## **災害応急対策計画**

### 1 火山情報の収集・伝達

市は、横浜地方気象台及び県から火山活動情報が発表され、市域に被害が生じる可能性があると判断した場合は、市民等及び関係機関等に対し、注意喚起をする。

### 2 災害情報の収集・伝達

火山災害が発生した場合は、市は速やかに災害情報を収集し、事態の推移に合わせた災害応急対応をとるとともに、市民等及び関係機関等に対し、情報の伝達に努める。

その他、火山災害に係る災害情報の収集、伝達については、「第2編第2章第4節 災害時情報の収集・伝達」及び「第2編第2章第10節 災害広報・広聴」を準用する。

### 3 活動体制の確立

- (1) 市は、箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表された場合等、状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。
- (2) 市長は、市域に大規模な火山災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、本部を設置する。

### 4 除灰の実施

- (1) 市は、道路交通を確保するため、道路管理者及び関係機関等と連携し、緊急輸送道路等を重点に除灰作業等を実施する。
- (2) 市は、施設管理者等と連携し、市施設及びその周辺道路等の除灰作業等を実施する。

### 5 救助・救急、消火及び医療救護活動

下記に示すものの他、火山災害に係る救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第2編第2章災害応急対策計画」を準用する。

#### (1) 救助・救急活動

- ア 市は、県警察と連携し、救助・救急活動を行う他、要救助者等の早急な把握に努める。
- イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に救助・救急活動の応援要請を行う。

#### (2) 消火活動

- ア 市は、消火栓等の除灰作業等を行い、迅速に消火活動が実施できるよう努める。
- イ 市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画、神奈川県緊急消防援助隊受援計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

#### (3) 医療救護活動

市は、(一社)座間綾瀬医師会、(一社)座間市歯科医師会、座間市薬剤師会との災害時の医療救護活動についての協定に基づき医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じて県等へ支援要請を行う。

## 6 避難活動

市長は、火山災害の状況に応じて、市民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、避難のための指示を行う。

その他、火山災害に係る避難対策については、「第2編第2章第6節 避難対策」を準用する。

## 7 交通の確保

市は、降灰等により交通障害が発生する可能性がある場合は、緊急通行車両の通行路の確保及び一般車両等の事故等を防止するため、県警察及び関係機関等と連携し、交通規制、障害物等の除去を実施する。

また、通行止め等の交通規制を実施した場合は、その情報伝達に努める。

その他、火山災害に係る交通の確保については、「第2編第2章第11節 緊急輸送対策」を準用する。

## 8 受援対策

市長は、火山災害により除灰活動、医療活動等の応急対策を実施するに当たり、他の機関の応援が必要と認められるときは、本部会議等の決定に基づき応援を要請する。

その他、火山災害に係る受援対策については、「第2編第2章第9節 受援対策」を準用する。

## 9 帰宅困難者対策

市は、火山災害による道路交通の途絶、鉄道運休等により帰宅困難者が発生した場合は、関係機関等と連携し、各種情報提供及び必要に応じて避難場所、飲食物の提供等の支援を行う。

その他、火山災害に係る帰宅困難者対策については、「第2編第2章第16節 帰宅困難者支援対策」を準用する。

## 座間市地域防災計画

発行 令和 7 年 3 月  
座間市防災会議

編集 座間市くらし安全部危機管理課  
〒252-8566  
座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号  
電話 046-255-1111（代表）